

1603	慶長8. 2.	家康, 征夷大將軍となり, 江戸幕府を開く(③5)
	2	東本願寺成立。越後・佐渡の真宗寺院, 東本願寺派となるもの多し(③796~799)
		◇前年の佐渡代官の年貢5割増し令に反対し, 佐渡の農民ら江戸へ上り訴願, 代官4人処罰される(②770③50・386・509)
		◇大久保長安, 佐渡代官となる。相川に陣屋を造営し, 翌年春に完成する(③5・50・509・672)
		◇長安, 紀州で櫓80挺立の官船2艘建造。翌年, 佐渡に回送し, 船手役として辻将監・加藤孫左衛門をつける(③50・57・538)
		◇長安, 佐渡金銀山経営に直山制を採り入れる(③509・520)
1604	慶長9. 4.10	長安, はじめて佐渡に渡航。相川に町奉行, 赤泊・小木・河原田・湊・大野に地方代官をおく(③50・53・55・56・279・655)
	4	長安, 佐渡赴任に際し, 大和から能楽師常太夫・杵太夫をはじめ囃子方・狂言師らを同行させる(③756・759)
	4	新発田藩, 荒廃していた新津堰の一の堰を再興させる(③452)
	5	秀治, 糸魚川町の問屋6軒を信州問屋に指定し, 山口・小滝(虫川)両番所の通り手形を発行させる(③490・572)
		◇家康, 信濃国内の越後街道に一里塚を築かせる(③689)
1605	慶長10. 5. 3	堀直奇, 蔵王堂の渡船場を長岡に移し, 渡し守に給米10石を与える。また, この年, 長岡の本町・裏町・渡里町に町屋敷割りを実施し, 長岡城と城下町の建設をはじめ(③116・577・723)
	8.28	秀治, 領内農民が佐渡金銀山に赴くことを制限する(③527・537)
	8	村上藩, 高根金山安全祈願のため, 太夫を山に上げ祈祷させる(③542)
		◇佐渡で大船4艘を建造, 金銀輸送や奉行の送迎等に供する(③57・538)
		◇このころ, 三国街道の大普請が行われる(③689)
		◇このころ, 佐渡の山師杉針右近, 魚沼の五十沢谷で鉛山2か所を発見する(③543)
1606	慶長11. 5.26	堀秀治没す(③19・26)
	10.21	堀直奇, 上田からの走百姓を捕らえた者に, 褒美として米5石を与えると触れる(③707)
		◇相川町羽田・大間に番所が設けられる(③5・662・667)
1607	慶長12.④.	堀忠俊, 江戸城大普請助役を命じられる(③69)
	6.23	忠俊, 福島に新城を築くため, この日, 領内に夫役を課す(③26)
	11	新発田藩, 給人163人に新田開発可能地を与える。開発面積, 86町余にのぼる(③456)
		◇忠俊, 福島築城に際し, 福島の本誓寺を高田に移し, 代わりに春日大明神・真宗寺院を春日山から福島城下に招く(③27・785)
		◇忠俊, 春日山城下と府内から, 町人を福島城下に強制移住させ, 町ごとに商業上の特権(町座制)を与える(③27・490・647)
1608	慶長13. 2.	堀直政, 幕府に忠俊への知行宛行状交付と越後総検地実施等の承認を求める(③19・28)
	4	蝦夷地松前辺の金山に, 佐渡から鉱夫が競って赴く(③738)
	7. 5	大久保長安, 越前三国湊守田弥五右衛門船の諸役を免じる(③535)
	7	西本願寺准如, 江戸から信濃を通り新井・府内を巡化する(③798)
	12. 1	忠俊, 福島城下田端町に魚の売買を免許する(③626)
		◇長安, 佐渡蓮華峰寺に寺領および石鳥居(慶長13年7月3日刻印)を寄進する(③195・655)
1609	慶長14. 2.14	長安の手代岩下惣太夫, 佐渡金銀山のアマルガム精錬法について戸田藤左衛門に書状を送る(③526)
		◇新発田町下町の地割り普請を行う(③599)
		◇佐渡松ヶ崎の松前大明神の建築に, 播州・備前をはじめ京・越前などの番匠が参加する(③672)

1610	慶長15.②. 2	幕府、堀忠俊の所領を没収、3日信州川中島城主松平忠輝を福島城主とし、坂戸城主堀直奇を信州飯山へ移す(③5・28・70・116・155・174・577)
	4.15	魚沼郡小千谷町、日來の場所から台地上へ移転を開始。寛永15年に新小千谷町の建設なる(③111・675 ⑤709)
	7	福島藩、居多神社・本善光寺に対し、新町をたてることを許可。また、居多神社には新田および塩浜開発も免許する(③34・488)
	9.28	新発田藩主溝口宣勝、弟善勝に沢海1万2000石を与える(③79・144・164・190・240)
	9	忠輝、佐渡三道および北陸道の宿駅に、伝馬の「条々」を発す(③34・691)
		◇新発田藩、検地を行う(③240)
		◇信州境、頸城郡関田口留番所の留物に青鷺・馬がみえる(③707)
		◇津川大火。復興に際し、町割りを行う(③188)
1611	慶長16. 8.	新発田藩主溝口宣勝、妻子を江戸に移す(③67)
	9. 6	忠輝家老衆、頸城郡松之山に新田開発、白布・青芋の生産を命じる(③34)
	9.11	忠輝、福島城下田端町に塩小売りの独占権を与える(③556)
	9.19	幕府、弥彦神社・居多神社・天津神社・米山寺などに寺社領を寄進する(③34・195・816・819・821・823)
	9	忠輝、領内の宿駅へ「伝馬宿書出」を発給する(③572・691)
	10. 8	新発田藩、分田の渡し守の繋ぎ米負担地域を定める(③723)
		◇佐渡に他国から大量の桧木皮が移入される(③531・536)
		◇新発田藩の川役銀12貫833匁余(③485)
1612	慶長17.10.20	幕府、大番頭松平重勝を忠輝の老臣とし(高田図書館・和田文書には慶長15年)、三条城に置く(③31・33)
	11.16	忠輝、福島城下春日町に信州馬宿を命じる(③556)
		◇新発田藩、蔵米1万5900石のうち3228石を敦賀に送る(③713)
1613	慶長18. 4.25	大久保長安、駿府に卒す。没後、金銀隠匿などにより諸国の寓館は欠所、器財没収、一族処刑される(③59・174)
	9	忠輝代官香西夕雲斎、23か条の覚書を発布する(③34・570・741)
	10	幕府、高田築城に従う13大名を定める(③35・692)
		◇佐渡金銀山総山釜口300余。運上金銀高、銀1819貫余、筋金953匁、砂金13枚7両2分、小判1901両[佐渡風土記]
		◇福島の小町問屋、信州馬宿の独占権を主張し、春日町に与えられた信州馬宿の免許が取り消しとなる(③557)
1614	慶長19. 5.21	村上藩主村上忠勝の寄進により、乙宝寺三重塔を起工、元和6年4月17日完成する(③176)
	6.11	村上藩下田郷肝煎藤崎覚右衛門、沼垂蔵同藩蔵米の一部を福島に輸送するよう佐渡船に指示する(③244)
	7. 5	高田城竣工。忠輝、福島城から移転する(③5・36・553・647・693)
	10.25	高田藩領に大地震。津波による死者多数でる(③355)
		◇佐渡小木町が渡海場に定められるという(③655)
1615	元和1. 3. 7	忠輝、直江津今町の佐次右衛門に塩焼きを免許する(③488)
		◇忠輝、信濃国から浄土真宗西本願寺派勝願寺を高田城下に招き、一国惣録所(触頭)とする(③789・798)
	5	大坂夏の陣、豊臣氏滅ぶ
	7	幕府、武家諸法度を制定する(③66)
		◇蒲原郡柄目木新田から石油出る(⑤374)
		◇村上藩の大肝煎(組肝煎)、この年から組下村々の年貢徴収業務を行う。堀直奇の時代になり廃される(③245)
1616	元和2. 7. 6	家康、忠輝の所領を没収、伊勢朝熊に配流を命じる(③5・6・36・39・70・79・193)
	7.27	忠輝家臣安西正重、旗本となり、刈羽郡上・下高町に500石を与えられる(③193)

	7.27	幕府, 信州飯山藩主堀直奇を長岡に移す(③80・116・577・716)
	7	幕府, 上野大胡藩主牧野忠成を頸城郡長峰に移す(③79・80・117)
	7	幕府, 武蔵八幡山邑主堀直之を刈羽郡椎谷に移す(③80・112)
	8. 2	幕府, 伯耆矢橋藩主市橋長勝を三条に移す(③79・80・137)
	9.28	市橋長勝, 新三条城普請に取りかかる(③137)
	10. 5	長岡藩, 走百姓の還住政策など郷村法度「置目」13か条を定める(③225・377)
	10.15	幕府, 上野高崎藩主酒井家次を高田に移す(③79・80・85・555)
	10	長岡藩主堀直奇, 長岡町本町通り東側の空き地を, 一之町から五之町の東側居住者に与える(③578)
	11. 7	直奇, 新潟町中の諸役を免除, 町の繁栄をはかる(③628)
		◇幕府, 上野伊勢崎藩主稲垣重綱を刈羽郡藤井に移す(③79・80・111)
		◇出雲崎代官所設置される(③39・44・651・654・656)
		◇椎谷馬市, 領主堀直之の入封からはじまる(④639)
		◇長岡町の肝煎給与, 米5石と定められる(③581)
		◇紫雲寺潟から胎内川への排水路工事はじまる。高畑村まで開削されたが, 土砂が堆積して失敗。寛文2年・元禄11年にも工事を行うが, 完全な排水できず(③452)
		◇佐渡金銀山の山師, 鉾山衰微の窮状を江戸へ訴える(③512)
		◇米山信仰の拠点となる頸城郡下牧村密蔵院が整備される(③816)
1617	元和3. 2.10	藤井藩主稲垣重綱, 小千谷町肝煎の中町氏に, 政所免として荒地高10石を給し, 望みの場所の開発を許可する(③111)
	7. 1	堀直奇, 新潟町中に新町・木材町・洲崎町の建設を命じる(③629・642～644)
	8. 4	佐渡237か村で屋敷検地はじまる(③283・287・332)
	10. 1	藤井藩老臣稲垣小兵衛ら, 小千谷新町の屋敷割りに立ち会う(③111)
		◇長岡町寺屋敷の屋敷割りを行う(③578)
		◇佐渡奉行鎮目市左衛門, 金銀山経営に歩合制を導入する(③512)
		◇「直奇公御軍記」ができる(③754)
1618	元和4. 3.11	高田藩主酒井忠勝, 信州松代へ移封。松平忠昌, 松代より高田に入封する。稲葉正成, 糸魚川に封じられ忠昌に付属する(③86・87・114・555・572)
	3.25	魚沼郡栃窪村の肝煎以下全村民, 年貢諸役の重圧に抗し, 逃散する(③372)
	4. 9	幕府, 村上藩主村上忠勝を除封, 堀直奇を村上に(③174・176・245・254・542), 牧野忠成を長岡に移す(③117・578)
	4.28	村上藩, 走り百姓が増加したため, 家別米の徴収の停止, 浪人の入植奨励などの項目を含む「条々」を発す(③254・377)
	5. 5	会津境, 穴沢口留番所の留物に女・肌背馬・白布・青苧・蠟・漆・鮭がみえる(③707)
	5.19	牧野忠成, 新潟町中に十間組法度を出す(③222・630・645)
	8.24	新潟町肝煎, 年寄と改称され, 地子等が免除となる(③643)
	8.28	村上藩主堀直奇, 領内蒲原郡の検地を開始する(③176・252)
	9	新発田藩主溝口宣勝, 蒲原郡上曲通村に走百姓の還住を奨励する(③376)
		◇佐渡代官を佐渡奉行と改称。佐渡奉行所, 正式に成立(③6・51)
		◇佐渡河原田城を壊す。以後, 寛永12年の小木城破壊まで, 中世居館を整理し一国一城を推進する(③6・60)
		◇佐渡奉行所, 筋金請座を廃して筋金改役(筋座役)を置く(③55)
		◇山師味方但馬, 相川金銀山割間歩に排水用の寸方(スポン)樋を導入する(③524)
		◇長岡藩主牧野忠成, 蔵王町蔵王権現へ40石を寄進する(③822)

		◇沢海藩, 加瀬村全体が逃散したため, 本年貢20石を免除するなど還住をはかる(③377)
		◇このころ, 木食弾誓弟子但唱, 米山で布教する(③817)
1619	元和5. 1.18	鎮目・竹村両佐渡奉行, 相川町に「掟」を発す(③670)
	2.21	村上藩, 農村立直しの一環として「未之土免究覚」を出す。以後, 寛永初期まで, これを年貢賦課の基準とする(③254)
	2	堀直奇, 三面川筋村々に制札を立て鮭の稚魚を保護する(④427)
	4	村上藩, 役家制を設定する(③321)
	6	長岡藩主牧野忠成, 福島正則の居城広島城を受け取る(③118・120)
	7. 4	村上藩主堀直奇, 「家中法度并知行方置目」を定める(③176)
	7.22	福島正則, 信州川中島に移され, 信州に2万石, 越後魚沼郡で2万5000石を給される(③118・139・140)
	11	村上藩, この年売却した年貢米1万1000俵のうち, 6500俵を新潟港で売却する(③724)
	12	村上藩, 秋田藩へ鉛600梱(約7200貫)を売る(③543)
		◇村上藩主堀直奇, 岩船郡海浦の早川村銀山を開発させる(③542)
		◇沼垂町島垣氏, 新発田藩御用をつとめる代わり諸役を免除される(③645)
		◇佐渡一国かぎり通用の極印銀の鑄造を開始する(③60・352・522)
1620	元和6. 3. 7	長岡藩, 古志郡栃尾郷73か村9990石余が加増され, 知行高7万2000石となる。栃尾に陣屋・蔵所を置く(③117・680)
	3.17	三条藩主市橋長勝死去, 後嗣なく所領没収となる(③138)
	5.22	直奇, 村上藩領産出鉛を佐渡金銀山に売る(③543)
	5.27	幕府, 藤井邑主稲垣重綱に加増, 三条城2万5000石に移す(③111・138)
	8	村上藩, 検地を行う。元和9年・寛永2年にも実施する(③252)
	9.23	直奇, 蒲原郡大谷地村肝煎を紙方肝煎に任命し, 同村孫左衛門ら4人に御用紙漉を命じ, 諸役を免じる(④497)
	10. 5	蒲原郡大新田境に土着した浅野儀右衛門, 新発田藩の命により釈迦塚新田の開発にあたる(③445・457)
	10.12	福島正則, 魚沼郡十日町村ほか4か村に, 年貢納入に関する申渡し7か条を発す(③141)
		◇直奇, 村上城の本丸・二の丸・三の丸作事, 山辺里口総堀掘削など大規模な整備を行う(③615・619)
		◇直奇, 葡萄鉛山不振により, 沼金山を開発させる(③542)
		◇徳光屋覚左衛門, 村上に茶を植える(③177・759④486)
		◇佐渡奉行所, 官船70挺立2艘・小早船2艘を建造する(③60・538)
1621	元和7. 9.20	堀直奇, 蔵王権現別当三國院に草水油役米として米4石を納めさせる(⑤374)
	10.2	高田藩主松平忠昌, 高田小町に旧来の塩・信州馬宿の営業独占に加え, 木綿・紙・小間物等の小売り・問売りを許す。また直江町・春日町に米・大豆・雑穀, 田端町には肴・四十物の専売権を与える(③557・558)
		◇長岡藩, 藩土屋敷割りを定める(③125)
		◇新発田町の膨張に伴い, 新発田川外の農家間口調査を行って生垣部分を上地させる(後の新町)(③599)
		◇村上藩主堀直奇, 家臣を組に編成し, 組頭を定めて指揮系統を明確化する(③176)
		◇水没により衰退した葡萄鉛山, 新鉱脈の発見によって再興される(③543)
		◇佐渡金銀山大盛となり, この年, 上納の銀5647貫余, 同筋金35貫余, 同砂金4貫余にのぼる(③513)

		◇魚沼郡の福島正則領, このころ, 幕府代官支配所となる。寛永1年, 高田藩領となる(③140・142)
1622	元和8.	◇佐渡諸港の移入物資から徴収した役銀総額, 約500貫(金にして2万8000両)近くに達する(③531・538)
		◇相川町民に, 時価より2割安く米を売る安米制がはじまる(③671)
		◇佐渡小判の鑄造開始。文政2年鑄造を停止する(③60・523)
1623	元和9. 4.	高田藩, 高田の直江町にも旅塩売(藩領外への塩販売)の特権を与える(③490)
		5 高田藩, 直江津今町の藤井・玉屋・佐藤の3人に, 港出入りの船と船荷の取締りを命じる(③88・649)
		6 村上藩, 家臣知行地の大規模な割替えを実施, 給人の知行地に対する年貢賦課権を藩の統制化に置く(③246)
		◇三条藩主稲垣重綱, 大坂城番となる。三条藩領は収公され, 出雲崎代官支配となる(③139・680)
	(元和年間)	松平忠輝の高田城移転に伴い, 高田・直江津の祇園祭がはじまる(③758・4586)
	(")	長岡船道の船数, 108艘に定められる(③716)
	(")	佐渡産の金銀, 小木から三島郡尼瀬を経由して運ばれる(③538)
1624	寛永1. 3.15	幕府, 高田藩主松平忠昌を越前福井に移し(③86), 松平光長を福井から高田26万石に移す(③88・114)
	10.14	佐渡の南片辺村と北片辺村の山論で, 焼けた鉄を握る鉄火裁判が行われる(②794 ③350～351)
		◇光長, 糸魚川清崎城に荻田主馬を置く(③572)
		◇高田藩, 今町奉行を置く(③648)
		◇出雲崎陣屋, 出雲崎から尼瀬稻荷町に移転する(③44・651)
1625	寛永2.10.23	長岡藩, 新田2023石余が高入れとなり, 計7万4023石余の朱印状が与えられる(③118)
		◇新発田城下へ五十公野の鍛冶を移し鍛冶町を造る(③151)
		◇樋半蔵, 佐渡金銀山割間歩から水金沢まで, 水抜き坑道を掘る(③673)
1626	寛永3.	◇蒲原郡外城村, 大荒川用水を引き入れる溜池築造工事を開始し, 同16年, 外城大堰(水原町瓢湖)竣工する(③452)
		◇佐渡の戸地村の川筋に水車を建て, 鉋石を粉碎する(③526)
1627	寛永4.12. 9	頸城・刈羽郡地方諸港の船数, 直江津今町73艘, 能生小泊43艘, 柏崎納屋町31艘, 石地27艘(③647)
		◇佐渡奉行竹村九郎右衛門, 江戸升の採用を命じる。百姓, 増税になるとして, これに反対, 幕府に愁訴する(③61・283・387)
		◇出雲崎代官所, 蒲原郡栗林村に口留番所を設置し, 幕領諸村から積み出される商荷を取り締まる(③681)
		◇大坂商人により北国米が回送される(③726)
1628	寛永5. 1.	佐渡相川湾口の鹿伏村春日崎に灯明台が設けられる(③61)
		3 佐渡の国府川河口大改修工事が行われる(③61)
		11 越後諸大名, 幕命により, 江戸城惣郭石塁築造に従う(③71)
		◇新発田藩, 検地を行う。打出高新田分1万5500石を藩主溝口宣直の弟3人に分知し, 3分家(切梅・池之端・ニッ堂)を創立する(③152・191・240・313)
1629	寛永6. 8.13	相川の総源寺, 佐渡の曹洞宗触頭に定められる(③791)
	10. 9	和算家百川治兵衛, 佐渡河原田の河崎(屋)平六に和算免許状を与える(③760)
		◇相川から沢根に至る中山街道が開設されるとともに, 相川の町並みを整備。町数72町から80町となる(③61・663)
1630	寛永7. 4.25	新発田藩, 家中法度を発し, 給人の夫役徴収を抑制する(③154・243)
		6.18 蒲原郡柄目木村真柄家, この年から新発田藩に草水役銀300匁を上納する(⑤378)
		6 長岡藩主牧野忠成, 初めて国入りする(③120)

		◇村上藩領蒲原郡新潟村の大肝煎六左衛門、荒地開墾が村入会まぐさ場の減少を招いたとして、本百姓3人から訴えられ、村追放となる。また、この年、同藩菅名・七谷・下田・見附各組の大肝煎、在所追放処分を受ける(③378)
		◇百川治兵衛、相川へ来て算学をひろめる(④830・831)
1631	寛永8. 2.10	尼瀬港の普請が命令される。普請完成により出雲崎から尼瀬に政治・経済の中心が移る(③651)
		◇魚沼郡各組の白布生産高2803疋半に及ぶ(③497・675)
		◇佐渡国内の地方代官を相川に撤収、勘定役が地方代官の年貢収納事務を兼任する(③56・279)
		◇高田藩領内大凶作、餓死者多数でと伝えられる(③356)
1632	寛永9. 7.	村上藩主堀直奇、家中諸侍置目および在々仕置を触れる[随得録]
	12	高田藩主松平光長、郷村支配18か条を発し、郷村支配の基本を定める(③93・95・210・372・570)
		◇幕府、この年から翌年にかけて、諸宗本山に末寺を書き上げさせる(③787)
1633	寛永10. 1.	このころの下越後の米相場、新潟港に入港する回船の状況により決まるようになる(③637)
	4.23	椎谷邑主堀直之、上総国夷隅など4郡4000石を加増され、居所を夷隅郡刈谷へ移す。寛文8年、同郡八幡へ移る(③112)
	5	新発田藩、敦賀に米9000俵を送る(③724)
	6. 7	堀直奇、羽黒神社を新田町に遷宮、村上大祭はじまる(③178・758④584)
	9	阿賀野川決壊し信濃川に合流。新潟、良港となる(③632・636)
		◇佐渡金銀山の産出量衰え、山主5人江戸へ上り、銀3000貫の貸与を願う(③515)
1634	寛永11. 5.21	牧野忠成、次子武成を与板1万石に、四子定成を三根山6000石に分知する(③79・118・192・222・228)
	8.14	相川山ノ神八幡の祭礼に、諸国から名のある相撲取りが集まり、盛大に相撲が行われる(③760)
	11	村上藩主堀直奇、幕府から2万5000両借用する(③76・169・177)長岡藩、地方知行制をやめ蔵米知行制とする(③121)
		◇相川法界寺、佐渡一国の浄土宗触頭になるという(③791)
1635	寛永12. 3.	村上町の総町数、19町・652軒に増加する(③619・624)
	4. 5	伊丹康勝、相川春日神社祭礼に能を奉納する(③756)
	4	伊丹康勝、佐渡奉行に就任(勘定奉行兼帯)する(③62)
	6.21	幕府、参勤交代を制度化する(③66)
		◇相川弥十郎町天満宮で、この年から毎月祈祷の連歌会が行われるようになったと伝えられる(一説に慶長期にはじまるともいう)(③766)
		◇村上藩領諸村に組頭制成立する(③248)
1636	寛永13. 1. 8	幕府、越後の諸大名に江戸城外郭を修築させる(③72)
	5.18	この日から、相川町に大雨。金銀山へ入水し、樋260艘が水没する(③365・516・525)
1637	寛永14. 5.19	北国街道新井宿・三国街道関宿に、駄賃高札が与えられる(③704)
	7.27	高田藩、頸城郡大瀧新田の開発を許可する。翌年から普請開始、正保1年完成する。開発高約7500石余(③434)
	10	島原の乱起こる(③7・792・795)
		◇佐渡相川でキリシタン約100人処刑される(③7・62・795)
		◇味方但馬、京都から水学宗甫を招き、水上輪を割間歩に導入する(③525・673)
		◇出雲崎・尼瀬港の回船37艘、小回船56艘を数える(③652)
		◇佐渡奉行所、米高値のため、買置きの上産米を安値で山師へ売り渡す(③536・671)
		◇このころ小川荘に上条・下条・海道・鹿瀬の4組と津川町1町の1町4組が成立する(③268)

		◇佐渡矢馳村の源右衛門, このころ奈良の観世流脇師福王茂十郎に入門。江戸で修業後帰国し, 佐渡観世流の祖となる(③756)
1638	寛永15. 6. 1	村上藩主堀直奇, 「家中諸法度」を定める(③177)
	6	高田藩主松平光長, 魚沼郡千手馬市に制札を与える(④639)
	9. 1	村上藩, 耕雲寺・慈光寺に領内曹洞宗寺院を支配させる(③788)
		◇新発田新町の裏地を上地させ, 地割りを行う(③600)
		◇新発田町総鎮守諏訪神社, 城内古丸から鍛冶町門外へ移され, 元禄元年泉町に移る(③611)
1639	寛永16. 5.15	沢海藩主, 本藩新発田藩から亀田郷4か村と尻上村を譲り受け, 本藩との境争論が解決したことを告げる(③166)
	6.29	堀直奇死去する。孫直定, 村上藩を継ぐ。二男直時, 安田藩を創設する(③79・167・178)
	7. 5	幕府, ポルトガル船の来航を禁止する(③516)
	9	長岡藩主牧野忠成, 三条城番を命じられる(③71・120・139)
1640	寛永17. 8.	村松藩, 家臣を侍と無足人に分け, それぞれ「侍着到」, 「無足人着到」に登録する(③201)
	夏.	佐渡, 日照りのため年貢5割免除となる(③364)
		◇村上藩領の人口6万929人。家数9147軒のうち5028軒が役家, 残りが名子家(③322)
1641	寛永18. 1.27	高田藩, 柏崎町へ馬扶持大豆を給付する(③93)
	2	幕府, 諸大名・旗本へ系譜(寛永諸家系図伝)の提出を命じ, 同20年9月, これを編集して文庫に収める(③76～77)
	7. 9	魚沼郡折立村源蔵, 上田銀山を発見。高田藩, 開発に着手する(③543)
		◇佐渡相川の豪商山田吉左衛門, 印銀1300両分, 家屋敷, 250石積の手船2艘などを所有する(③537・667)
1642	寛永19. 3. 2	村上藩主堀直定死去, 後嗣なく断絶。遺領は一時幕府領となり, 出雲崎代官が預る(③45・169・178・250)
	4.26	上田銀山の帰属をめぐり, 越後と会津との国境山論がおきる(②795③545)
	6. 5	長岡河岸, 船継ぎ河岸として幕府の公許を得る(③716)
	7	椎谷藩, 1万石で立藩する(③79・112)
	10.15	三面川鮭役の最も古い記録が, 村上藩領岩船郡南桃川組の年貢諸役のなかにみえる(④427)
		◇全国で飢饉。村上・新発田藩領で被害大。翌年, 佐渡・蒲原郡下田郷が飢饉に見舞われる(③363・371・725)
		◇会津藩領民800人余, 凶作のため越後に逃れ来る(③364・377)
		◇長岡藩, 幕命により三条城を破却する(③139・680)
1643	寛永20. 3.	佐渡奉行伊丹康勝, 13か条の郷村法度を発令する(③7・289・533)
	5.29	幕府, 長岡藩に新潟河口に洲崎番所を作らせ, キリシタンの渡来を監視させる[越佐史料稿本]
	7. 4	保科正之, 会津に入封。小川荘は, 以後保科松平氏領となる(③188)
		◇「北越太平記」序なる。開板は後年か(③752)
	(寛永年間)	堀直奇, 村上城下肴町および小町・羽黒町にそれぞれ生魚と塩の営業免許を与える(③178・489)
	(")	出雲崎代官大谷清兵衛, 和釘の生産を勧め, 三条金物の発展の基をつくるという(③682)
	(")	新発田藩, 地方知行制から蔵米知行制への切替えをすすめる(③145・153)
1644	正保1. 3. 8	遠州掛川藩主本多忠義, 村上に入封する(③45・169・179)
	4.21	越前敦賀に新発田藩郷宿10人がみえる(③734)
	5. 5	安田藩主堀直吉, 村松に陣屋を移す。村松藩が成立する(③79・169・179・258・595)
	8. 2	高田藩, 柏崎町の地子米の一部を免除する(③93)
	12	幕府, 全国に国絵図・郷帳・城絵図の作成を命じる。(③77)

		◇村松藩主堀直吉、宇治の甚兵衛に命じ、茶園をひらかせる(④490)
		◇新発田藩、水原の陣屋を撤去する(③683)
		◇新発田藩、柳場新田付近で信濃川右岸築堤工事を行う(③442・445)
		◇新発田藩から三国通りで江戸藩邸へ届けた荷物の中に、「沼垂より松前物」がみえる(③738)
1645	正保2. 3.	蒲原郡如法寺で火井(ガス井)が発見されたと伝える(⑤380)
	5.21	高田藩、穢多身分の者に、直江津今町から塩荷を運ぶ信州人を取り締まらせる(③202)
	5	村上藩、蒲原郡五泉村に六斎市の開催を許す(③683)
	7.27	佐渡大風。このため年貢5割免除となる(③364)
		◇長岡藩、領内総検地に着手する(③8・127・223・226・451)
		◇相川の甲賀六右衛門、相川春日神社に能舞台を寄進、翌3年から毎年神事能が4月5日に行われる(③756)
		◇佐渡奉行所役人河合五兵衛、キリシタンとして処刑される(③795)
		◇このころ、渋海川水系飯塚江の開削工事はじまる(③444)
1646	正保3. 3.	幕府、越後と会津の国境争論に裁断書を交付する(③545)
		◇高田藩、頸城郡中谷地新田の開発に着手する。潟川を掘り、悪水を保倉川に放流、明暦1年に完成する。開発高4036石余(③434⑤295)
		◇蒲原郡長谷村肝煎治郎右衛門、孝行のため領主から表彰される。越後における表彰の初見(④771)
1647	正保4. 6. 1	相川町大火。上相川の民家632軒、佐渡奉行所全焼する(③51・58・62・365)
	10. 2	越後国絵図を幕府へ提出、越後国石高61万1204石余(③77)
1648	慶安1. 3. 7	◇幕府、弥彦神社に朱印状を下付する。同年、三条本成寺(7月17日)・佐渡蓮華峯寺(10月14日)・小千谷魚沼神社(2月24日)にも朱印状が与えられる(③197・820)
	5. 1	高田藩、魚沼郡各河岸から長岡までの回米運賃を定め、翌年、敦賀までの輸送体制をつくる(③713・726)
1649	慶安2. 4.	佐渡奉行伊丹康勝、慶安の石直し帳を全島で作成する(③9・62・283・465)
	6. 9	村上藩主本多忠義を奥州白河に移し、姫路藩主松平直矩を村上15万石に封じる(③40・179・249・251)
	7. 7	相川町大水害。鉾山内満水となり、家屋多数流失する(③58・364・516)
	8.23	佐渡小木港に停泊中の回船400艘余、大風のため破船する(③367)
	9	村上藩、9月から翌3年9月にかけて、家中法度・郷中法度・町方法度などを制定する(③7・8・180・251・622)
		◇与板藩、この年から翌年にかけて総検地を開始する(③228)
		◇高田藩、高田横町と呉服町に茶の専売権を認める(③564)
1650	慶安3. 3.	長岡藩、家中の軍役を定める(③122・130)
		◇新発田藩で検地を行う(③240)
		◇新発田藩、組ごとに代官を置くことをやめる(③232)
		◇村上藩、キリシタン改宗者7人を入牢させる。のち、全員牢死する(③796)
		◇佐渡でキリシタン46人死刑となる。嫌疑の者2人、江戸へ護送される(③795)
1651	慶安4. 3.	系魚川町に新田町・鉄砲町が成立する(③573)
	5	蒲原郡旭村普談寺の観音堂に、歌仙の絵格天が飾られる(③764)
	7.15	佐渡金銀山、村上鉛4万貫を購入する(③543)
		◇佐渡金銀山衰え、出鉱不振の間歩はすべて閉山となる(③62・517・669)

		7	小千谷商人佐藤半左衛門, このころ青芋を出羽最上から仕入れ, 白布を京都へ送り, 販売する(③492・676)
			◇この年, 長岡東地域に福島江完成する(③442)
			◇幕府領魚沼郡城内郷村々, 代官・下代の非法を訴え出る(③373)
			◇蒲原郡中谷内新田(後の亀田町)できる(③684)
			◇佐渡一国通用の印銀(極印銀)を改鑄する(③522)
1652	承応1. 3.		小木の蓮華峯寺住職快慶・前相川町奉行辻藤左衛門, 同寺にたてこもり反乱を起こす(③62・811)
		3.16	新発田藩, 家中法度を発布する(③155)
			◇糸魚川大町に加賀藩の本陣成立する(③573)
			◇佐渡金銀山最大の鉱区割間歩, 大雨で水没し, 山師味方但馬, 同間歩の経営から撤退する(③517)
1653	承応2. 9.19		長岡藩主牧野忠成, 新潟町白山神社へ平島の新田20石ほかを寄進する(③822)
			◇このころ高田藩, 上田銀山の銀山街道に宿場(銀山八宿)を取り立てる(③545)
			◇佐渡に一里塚を築く(③62)
1654	承応3.		◇村上藩主松平直矩, 四万石領で検地を実施する(③181・253)
			◇この年から寛文3年までに, 村上藩領北部から14か村41世帯, 214人が庄内藩領へ欠け落ちする(③181)
			◇このころ与板藩, 本家長岡藩への依存から脱し, 独自の藩政をし(③228・229)
			◇能登から来た長兵衛, 佐渡河崎・羽二生両村で製塩を開始。長兵衛, 寛文2年原黒村へ移る。享保初年にいたり, 原黒村の生業の中心は製塩となる(③490)
1655	明暦1.		◇沢海藩, 領内総検地を実施する(③166)
			◇聖籠新川, 大岡九右衛門・七里作左衛門により開削される(③455)
			◇刈谷田川大堰築造はじまる(③443)
			◇佐渡三郡(加茂・羽茂・雑太)の境界が改定される[佐渡年代記]
1656	明暦2.④.14		高田藩, 大坂船と称する船に蔵米649俵の輸送を託し, 詐取される。大坂町奉行, この船頭を磔の刑に処す(③726)
	8. 6		幕府, 高田藩の請を入れ, 上田銀山の再開を許す[慶安元禄間記]
		12	「新潟地子帳」なる。家数1011軒(③637)
			◇村上藩, 四万石領で総検地, ついで万治1~2年にかけて, 十一万石領で実施する(③8・253・324・325)
			◇相川町困窮につき地子を減免する(③62)
1657	明暦3. 2.		長岡藩, 軍令「覚」および25か条の郷村法度を定める(③126・131・225)
		4	高田藩, 軍制を制定。戦時の部隊編成と装備を定める(③91)
		9	与板藩主牧野武成, 与板に陣屋を築く(③135)
			◇高田藩, 上田銀山に関する13か条を発し, 本格的に採掘をはじめる(③10・93・105・545・677)
			◇長岡藩, 御林山を設定し, その伐採を禁じる(③469)
	(明暦年間)		新潟地方の米を, 大坂へ西回りで回送することがはじまる(③11・726)
	(〃)		新潟町, 新しく町割りを実施し, 基盤目状に町並みを整備する(③637)
	(〃)		長岡藩, 「諸士法制」を制定する(③126)
	(〃)		長岡近郊六日市の六斎市, 廃止される(③585)
1658	万治1. 3. 3		高田藩, 五人組掟17か条(郷村法度)を触れる(③211)
		7	高田藩, 稲田村を新田町と改め, 高田町並みの支配とする(④573)
		8	蒲原郡三条新田, 万治の検地に際して三条町と改称, 町建てを実施する(③681)
			◇弥彦神社高橋光頼, 唯一神道(吉田神道)に帰依する(③819)
			◇刈谷田川の大江用水工事完成(承応2年工事開始)(③443)

		◇越後上田銀山に、会津藩領から出稼ぎに来た者430人にのぼる(③546)
1659	万治2.	◇長岡町近郊の十日町六斎市、廃止される(③585)
1660	万治3.10.10	新発田藩井上久助、塩留一件の責を負い、会津藩に引き渡されて斬罪に処せられる(③614)
		◇加茂町、町割を行い市場を開く(④636)
		◇佐渡では、この年から六尺給米が徴収される(③288)
1661	寛文1.	◇高田藩、頸城郡大湊新田の開発に着手する。延宝6年完成、開発高4844石余(③435)
		◇北国街道の御定賃銭改定される(③704)
		◇佐渡で飢饉。相川町辻々に餓死者多数横たわる(③371)
		◇佐渡奉行所留守居役奥野七郎右衛門、八幡村の荒地十数町を開田する。また、このころ奉行所役人内藤兵右衛門・荻野兵太夫が新保川扇状地の開田を行う(③465)
1662	寛文2. 1.	高田藩、頸城郡大島・関田の口留番所に法度を交付する(③94・708)
		1 村上藩、郡奉行の上に郡代を置き、郡方職制の改訂強化をはかる(③249)
		◇高田藩、高田町年寄に役料として与えていた御蔵米敦賀回しの特権を取り上げ、点蠟在高の十分の一を代わりに与える(③566・730)
		◇長岡町、船会所を普請して町会所を置く。町会所は、享保3年表一ノ町、宝暦8年5月16日表四ノ町に新築し、明治に及ぶ(④571)
		◇佐渡奉行御手洗四兵衛、奉行所役人に対し、百姓の支障とならない原野を新田に開発することを許す(③58・63・465)
1663	寛文3. 4. 4	庄内藩、自領に逃げ込んだ村上藩領の逃散百姓123人を送り返す(③377)
	4.16	佐渡奉行若林六郎左衛門、割間歩の稼行を中止し、反対した山師や相川町人惣代らを投獄する(③517)
	5.23	長岡船会所船道法度が定められる(③127・583・717)
	7.1	三面川・高根川など洪水。村上城下入水する(③362)
	11. 6	村上藩、天守三層櫓の造り替えを完成。山麓の居館を拡張する(③182)
	11	村上藩主松平直矩、太田三右衛門に軍書を読ませる(③754)
	12.14	蒲原郡田島村小百姓ら、非道を行ったとして庄屋を村上藩に訴える。村上藩、吟味の結果、庄屋一族19人を斬首とする(③379)
		◇長岡藩、「免定帳」を作成、独自の年貢収納制度を確立する。同11年には、「損地定免制」を採り入れる(③127)
		◇村松藩陣屋普請完了する(③170・595)
		◇津川町に六斎市が立つ(③189)
		◇京都から西川一入、佐渡に来島。源氏物語を講義する(③763)
1664	寛文4. 3. 4	村上庄内町から出火、79軒が焼失する(③363)
	3.15	高田藩、郷村法度19か条を定める(③8・212・570)
	3	幕府、朱印状改めを行い、4月から將軍家綱の領地判物・朱印状および目録を発給する(③82)
	4. 5	將軍家綱、与板藩主牧野康通に1万石の朱印状を与える(③136)
	6.1	佐渡奉行、中使制度を改め名主制とし、中使免を廃止する(③9・280・389)
	7.13	佐渡四日町村元中使源右衛門、佐渡奉行留守居役奥野七郎右衛門の非分を訴え、逆に閉門を命じられる。寛文7年、奉行所役人、源右衛門父子を殺害する(③389)
		◇長岡藩、新高2万6043石の届出をする。これを古新田という(③227)[牧野家譜]
		◇村松藩、幕府朱印状改めのため郷村帳を作成する。領内新田改めを実施し、切添え2766石余を打ち出す(③262)
		◇新発田藩入封以来の開発高2万5000石余にのぼる(③453)

1665	寛文5. 6.	村松藩, 家臣の心得べき11か条の「定」を公布し, 家中法度を整備する(③170)
	7.11	幕府, 「諸宗寺院法度」を制定し(③12・198・786), 越佐の朱印寺社に対し, 改めて朱印伏を発給する(③198)
	8.11	米価高値を理由に, 佐渡一国の酒造を停止する(④521・523)
	9. 5	村上藩が蝦夷松前に注文した鶴, 新潟に到着する(③738)
	10.1	高田藩, 直江津今町に入港する茶を, 高田と直江津で配分する比率を定める(③94・564)
	11. 1	五智国分寺に庚申塔が建立される。紀年銘のある庚申塔では越後最古のもの(⑤680)
	12.27	高田大地震。高田城をはじめ武家屋敷700余戸, 町家の大半が倒壊。翌年3月, 高田藩, 復興のため幕府から5万両を借用する(③96・106・355・435)。また, 地震のために直江津今町港口が崩壊, 船の出入りさえ困難となる(③650)
		◇新発田藩で五人組制度を採り入れる(③236)
1666	寛文6.11.	高田町に初めて時の鐘が設けられる(③569)
		◇高田藩家老小栗美作, 藩政改革を開始する(③97)
		◇高田藩, 郷村法度21か条を制定, 郷村法度が完成する(③212)
		◇寛文3年以來の割間歩稼ぎ停止により, 佐渡に多くの失業者・餓死者出る。これにより, 奉行, 島民の他国出稼ぎを許す(③63・517)
		◇佐渡奉行所, 役扶持制度を設ける(③59)
1667	寛文7. 6.19	幕府, 村上藩主松平直矩を姫路に, 姫路城主榊原政倫を村上15万石に移す(③182・249・251・256・325)
	6	頸城郡上刈村の百姓, 寺社奉行に領主一の宮明神の重税を訴え, 寛文12年ころまで争う(③374)
	9	村上藩榊原氏, 18か条の郷村法度, 翌年衣食住について規定した7か条の「覚」を発す(③251)
	10.18	村上城天守三層櫓, 落雷で焼失。その後再建されず(③183)
		◇佐渡奉行所に惣目付役2人を置く。正徳3年7人に増員, 享保1年, 目付役と改称する(③57)
1668	寛文8. 3.	村上藩, 年貢徴収法を土免制とし, 四万石領と十一万石領の年貢賦課方式を統一する(③256)
	4. 2	新発田城全焼。侍屋敷85軒も焼失。大火から33年後の元禄13年に城の再建完了する(③157・158・361)
	4.28	高田藩, 魚沼郡八木沢口留番所取締りの制を定める(③708)
	9.22	新発田藩主溝口宣直, 郷村法度を定める(③236)
		◇新発田藩分家溝口修理領の蒲原郡井栗村で, 代官畑与市左衛門の不正糾弾事件起こり, 代官父子切腹となる(③379)
1669	寛文9. 2.24	高田藩, 田端町に肴取引きに関する「覚」7か条を交付する(③561)
	3	村上藩, 「大庄屋・小庄屋・与頭御定」を発令する(③251)
	5. 5	新発田大地震。城の石垣崩壊, 余震30日に及ぶという(③157・361)
	5	松平光長, 高田の時の鐘を鍋屋町鋳物師に改鋳させる(③569)
		◇村松藩, 領内総検地を開始(地詰め検地)。以後, 本田畑の検地行われず(③8・170・262)
		◇塩谷の山三郎, このころ蒲原郡館村の油坪を稼ぐ(⑤376)
1670	寛文10. 5. 5	村上藩四万石領に大地震。百姓家533軒倒壊, 死者13人, 田200余町崩れる(③363)
	6	長岡藩領, 洪水にみまわれる。翌年も洪水となる(③134)
		◇佐渡奉行曾根吉正, 佐渡金銀山割間歩復興のため, 相川町の7歳以上の者に1か月に9文を賦課する(③63・517・533)
		◇蒲原郡天野村周辺で信濃川直流通工事が行われる(③455)
		◇新発田藩, 蒲原郡柳川新田付近で, 信濃川右岸築堤工事を行う(③442・449)
1671	寛文11. 1.23	日蓮宗佐渡根本寺(正教寺), 京都妙覚寺から独立, 身延・池上・中山三か寺の輪番所とされる(③808)

		5	村上藩領蒲原郡栗林村ほかの村々、前年の信濃川築堤工事のため排水が不便になったとして、新発田藩を訴える(③449)
	8. 4		佐渡奉行所、佐渡小木港の内の澗と外の澗の間を連絡する潮通しの水路を掘る(③656)
			◇村上藩全領で落地検地を行う(③253)
1672	寛文12. 2.		糸魚川一の宮社の祭事をめぐり、一の宮社人と神宮寺僧が争う(③823)
	春.		江戸の米屋半兵衛、佐渡米3万俵を買い付け、江戸へ送る。島内の米払底する(③538・727・734 ④715)
			◇高田藩、明暦3年の軍役規定を改定、詳細な軍制を定める(③7・101)
			◇河村瑞賢、奥羽米の江戸回送のため、西回り航路を開く。小木港寄港指定地となる(③11・12・638・649・656・727)
			◇高田藩、煙草の本田畑への作付けと早稲・菜種の作付けを禁止する。また商人や職人による価格・日当のつり上げ等を禁じる(③105)
			◇高田藩、山間地の役家に槇・桐・杉などの植林を命じる(③105・469)
			◇長岡藩、この年から延宝2年まで3年続きの悪作となる。百姓未進高6万俵に達する(③134)
			◇頸城郡上刈村の庄屋ほか3人、祭礼にかこつけた同所一の宮社の人足徴用を寺社奉行へ訴え出る(③759)
	(寛文年間)		小千谷縮の生産がはじまる(③10・493・500・676)
	(寛文～元禄年間)		零細高持や隷属農民の自立・台頭に伴い、有力農民による村政運営に不満を訴え、村方騒動が起こるようになる(③10・375・379・390)
1673	延宝1.		◇村松藩、大肝煎の呼称を大庄屋に改める(③260・597)
			◇佐渡奉行、凶作のため年貢を滞納した諸村百姓を石田川の水牢に入れる(③288)
			◇刈羽郡荒浜村牧口庄三郎、金引芋を蝦夷松前に移出したと伝えられる(⑤453)
1674	延宝2. 3.28		相川金銀山七枚棚に新鉱脈が発見され、以後繁栄する(③518)
		5.12	佐渡沢根村専得寺で催された相撲の行司判定をめぐり大げんか、他国船75艘の若者押し寄せ騒ぐ(③760)
		5.16	新発田藩主溝口重雄、「当領内掟」を發布、郷村支配の基本を示す(③8・236)
		6.1	この日から7月6日にかけて、長岡藩・新発田藩領で洪水。ともに3万石余の水損となる(③163・357・368)
		7.28	狩野探幽の弟子絵師久隅彦十郎ら流人102人、江戸から佐渡に送られる(③760)
		8	魚沼郡津南地方の信越国境山論、幕府評定所の裁許により越後側の勝訴となる(③450)
		10	高田田端町肴問屋の心得「覚」9か条が布達される(③562)
	秋		高田藩小栗美作、河村端賢を招き、直江津今町港改築と河川舟運開発を行う(③106)
		12	長岡藩主牧野忠辰、「諸士法制」(壁書)17か条を定める。後代家中法度の原典となる(③7・127・130・742)
		12	長岡藩、初めて家中に儉約令を出す(③135)
1675	延宝3.		◇佐渡宝生流宗家本間右京、江戸において宝生流の鏡の間を務める(③756)
1676	延宝4. 3. 1		新発田藩主溝口重雄、家中に対し心得書等の諸法令を発す(③161・744)
		3.29	高田町大火。町の大半が焼失する(③96・356)
		11	佐渡金銀山割間歩で、冬期間に水夫を樋引人足として使役するようになる(③534)

		◇佐渡城米を回送中に船が難破(9月)。以後、佐渡の回米5000石は金納となる(③728④715)
		◇安田町大火。これを機に旧城下から離れた地に町割りし、移転する(③683)
		◇新発田藩、大坂商人から借金し、江戸入用の不足を補う(③163)
		◇津川町に名主を設置する(③272)
		◇頸城郡大野村の庄屋、年番制となる。このころから近隣の村々でも年番庄屋制が実施される(②796)
1677	延宝5. 1.	高田藩、代官下代衆・大肝煎・各村惣百姓らに対し、年貢収納に不正がないよう、厳命する(③104)
	5. 7	長岡藩、新潟町に「掟」(町方法度)5か条を交付する(③131・643・645)
	6.24	長岡藩、「掟」5か条、9月23日「覚」(郷中守書)52か条など郷中・町中法度を定める(③8・131・222・225・583・588)
	11.14	長岡藩、新潟町に救恤金を貸与し、地子を軽減する[越佐史料稿本]
	12	高田藩、領内の肴をみだりに他国他領に移出することを禁じ、他領に出す場合は、「信州出肴改横目」の手判を得ることを定める(③563)
		◇高田藩、役家制の改訂を行う。高所持者をすべて役家とし、無高農民を名子とする(③221・302)
		◇このころ、高田藩、地方知行制を廃し、蔵米知行制に改める(③104・105・213)
		◇新発田藩、最後の領内総検地を開始、貞享3年に終了する(③8・240)
		◇頸城郡大湊新田組合、保倉川から湊川への逆流を防止するため、保倉川河道切り替え工事を実施、関川へ放流をはかる(⑤295)
1678	延宝6. 7.13	神道家橘三喜、弥彦神社を巡拝。神主高橋光頼、これを機に弥彦神社を神祇宗とする(③819)
		◇中江用水完成。受益地域122か村、石高2万5619石余(③105・436)
		◇村上町碓屋六右衛門、村上藩に蒲原郡館村石油坪の総坪請負を願い出る(⑤376)
		◇橘三喜、佐渡で日本書紀の講義を行う(③763)
		◇加賀藩、御用豆腐の大豆を購入するため、新潟に商人を派遣する(③641)
1679	延宝7. 1.	高田藩御家騒動(越後騒動)起きる。10月、幕府評定所、審理の結果、永見大蔵らを罰する(③107)
	1	長岡藩、高田藩騒動の噂を聞き、情報収集のため、家士および忍びの者を高田に派遣、村上・新発田両藩にも照会する(③131)
	9.13	佐渡奉行曾根吉正、順徳院陵遺跡を修復する(③64)
	9	林家門人小出良達、長岡藩の儒臣となり、長岡藩朱子学の基礎を築く(③748)
		◇このころ、越後の六斎市、頸城郡新井・針・岡野町、三島郡脇野町、魚沼郡小千谷・十日町・堀之内・六日町・塩沢に、日市は刈羽郡北条・魚沼郡上野・千手新田・四日町・浦佐・八幡の各地に開かれる(③674)
		◇高田藩分限帳に、新規召し抱えの能役者・狂言師がみえる(③754)
1680	延宝8. 3.	長岡藩主牧野忠辰、新潟町の孝子3人を表彰する(③744)
	6	この月から8月にかけて、大雨のため越後・佐渡で被害多し。新発田藩では3万2000石余、長岡藩で4万8000石余の水損高となり、佐渡相川では役家・民家残らず流失、鉾山間歩ほとんど水没する(③64・163・359)
	6	佐渡一国惣百姓、佐渡奉行に水替樋引人足免除願いを出す。このため、翌年から樋引費用は地方物成から賄う(③64・388・518)

	8.25	沼垂町, 新たに船入りの堀をつくり, 港町として再生をはかる。新潟町, これに反対, 幕府に提訴する。翌9年6月4日, 幕命により堀は埋めもどされる(③632)
	8	長岡藩, 「軍法備立」を作り, 高田藩越後騒動に向けて出動準備を整える(③130・132)
	(延宝年間)	栃尾町で「白紬」の生産がはじまるという(④474)
1681	天和1. 5.	津川船, 会津藩回米3万俵を新潟まで積み下げる(③718)
	6.26	將軍綱吉, 越後騒動を親裁。松平光長を改易し, 遺領を幕府領とする(③7・39・43・76・108・114・215・274・709)
	7. 1	長岡藩, 高田城受取りを命じられる。村上藩・村松藩も城受取りに参加。7月26日, 城を受け取る(③71・123・131・135・183)
	7	村松藩, 糸魚川清崎城を受け取り, 破却する(③170・574)
	7	新発田藩など5大名, 高田城に在番する。高田城主, 5年間不在となる(③71・133)
	9	佐渡の農民, 城米5000石の金納が困難なため, 巡見使に米納に復するよう訴願する[佐渡年代記]
	11. 6	三島郡出雲崎町の敦賀屋祐貞ら, 百韻連歌を催す(③767)
	11	高田大雪となり, 「この下に高田あり」と記した高札が立つ(③356⑤702)
	12. 2	権大納言小倉実起父子, 佐渡に流される(③751・761～763) ◇光長改易後の幕領支配のため, 高田に役所を設け, 代官4人を置く。頸城郡吉木・新井・高野・戸野目には, 御用場(後に陣屋)を設ける(③39・41)
		◇高田町の戸数3333戸, 人口2万1567人をかぞえる(③565)
		◇高田藩領で川役として鱒・鮎の運上を納入する村数209, 役鮭の納入952尺, 金額にして125両(③485)
		◇新発田藩, 越後流兵学の国枝重隆を召し抱える(③754)
1682	天和2. 2. 8	幕府, 信州松代藩主真田信房ら4大名に旧高田藩領の検地を命じる。4月に開始, 7月完了(③8・41・215・274・276・302・501)
	4.15	村松藩主堀直利, 直書をもって旗奉行ほか諸役人頭に対し, 足軽らに関する「定」を達する(③170)
	4	三国街道川口宿, 米と馬の購入代金拝借を願い出る(③702)
	夏.	国上寺五合庵を開いた萬元, 『吾妻の道の記』を著す(③765)
	9.11	牧野忠辰, 「諸士法制」を改訂する(③128)
		◇長岡藩領新開高1万9743石を書き上げ, これを外新田という(③227)[牧野家譜]
		◇新潟町民, 沼垂町民と信濃川湊島の帰属をめくり対立, 島の両側の水深により, 決することに定める(③634)
		◇新発田藩領蒲原郡井栗村の土豪的庄屋3人, 非道ありとして追放される(③379)
		◇佐渡小木に下の番所が設置される(③658)
1683	天和3. 5.	佐渡相川大洪水。割間歩に水が入り, 樋104艘中32艘水没。6月, 佐渡奉行, 樋98艘より下を放棄と決定する(③64・518)
	8. 5	沼垂町, 長嶺村および馬越村の地を借り, 鏡ヶ淵に町割りを行い移転工事を開始。貞享元年移転する(③633)
		◇幕府, 市振関所に「関所高札」を交付する(③709)
		◇直江津今町の家数, 光長改易の影響を受け, 延宝8年の612軒から464軒に激減する(③648)
	(天和年間)	このころ, 小千谷に出雲崎代官の出張陣屋が置かれる(③39)
	(")	西村平作, 蒲原郡築地村に寺子屋●辰亭を開設する(③752 ④765)
1684	貞享1. 3.18	国上寺初代五合庵主萬元, 寺泊の遊女初君の歌碑を撰す(③765)
		◇幕府代官設楽孫兵衛, 蠟点所を頸城郡大貫村から同郡吉木村に移す(③42④511)
		◇新発田藩の新田開発高, 入封以来86年間で3万488石余に達する(③455)

		◇沢海藩, 領内総検地を実施, 1反を300歩とする(③166)
		◇村上藩, 米蔵を沼垂町から新潟町へ移転。沼垂の衰退激しくなる(③634)
		◇越後屋江戸本店・同向店・同京都店, 十日町に縮買店を置く(③677)
		◇幕府, 魚沼郡の上田銀山を再開し, 高田商人須浜屋又兵衛の請負山とする(③547)
		◇新発田藩, 水原の支城を廃す(③683)
		◇佐渡岩谷口村の船登源兵衛船, 蝦夷地江差の伊勢屋又兵衛に越後米を売却する(⑤477・478)
1685	貞享2. 5.16	新井の願生寺, 高田浄興寺と「安心」をめぐり争い, 敗れる(③800)
	12.11	幕府, 小田原藩主稲葉正往を高田10万3000石に移し, 金1万両を貸与する。天和1年以来5年間続いた藩主不在状態が終わる(③39・43・109・114・274)
1686	貞享3. 2.	頸城郡新井の六斎市に市場取締り掟が定められる。(③675)
	3.28	新発田町, 火災のため95軒・2寺を焼失する(③361)
	4	幕府代官設楽孫兵衛, 領内に郷村支配に関する11か条の「覚」を公布する(③278)
	9.26	頸城郡御前山と西海の山論, 神文絵図に境界墨引きをし, 決着する(②794)
		◇刈羽地方の幕領支配のため, 柏崎に陣屋を置く(③39)
		◇長岡藩, 刈谷田川牧野一之江の工事を完成する(③443)
		◇新発田町検断, 1人から2人制となる(③604)
1687	貞享4. 2.	新潟町会所に時の鐘をかかげる[新潟市史]
	8.25	幕府, 沢海藩主溝口政親の封地を没収, 廃藩とし, その領地1万石支配のため, 沢海陣屋を置く(③40・46・167)
	10	長岡藩主牧野忠辰, 儒臣小出善助に命じ, 藩中の文武奨励をはかる(③743)
	12. 3	高田詰の幕府代官岡上次郎兵衛, 支配地の不十分な統治を譴責され, 切腹する(③278)
		◇万元, 『旅の寤覚』を著す(③766)
		◇幕府, 光長遺領支配のため, 頸城郡吉木, 川浦に陣屋を設置する(③39・42・43)
		◇村松町大火。これを機に馬市が廃され, 城町できる(③596・598)
	(天和～貞享期)	越後・佐渡から, 西回り海運により年貢米等を輸送する体制が定着する(③729～737)
1688	元禄1. 3. 1	新発田藩, 「庄屋・名主共へ申し渡す覚」を発付する(③232・235・236)
	3	水原町大火。これを機に町割りを行う(③683)
	5.3	新潟町会所, 他所の商人・漁夫が新潟でみだりに商売することを禁じる[越佐史料稿本]
	9. 2	新井に東本願寺掛所(後の新井別院)が創設される。同3年8月, 三条掛所が建設される(③800)
		◇長岡藩, 松・杉・槻・桐を四木と定めて, 伐採を規制し, 植林を奨励する(③469)
		◇新発田町の町人, 大宝寺原を開発し, 茶を栽培する(④486)
		◇村上藩, 飛び地領(四万石領)支配の役所を, 燕町から三条町へ移す(③682)
		◇佐渡奉行鈴木重祐, 40か条の郷村法度を発令する(③289)
1689	元禄2. 5.29	白根, 町建てし, 開市する(④632)[中蒲原郡誌]
	6.27	松尾芭蕉, 曾良を随行, 鼠ヶ関から越後に入り, 7月12日まで滞在。村上・直江津・高田など, 各地の俳人らと交遊する(③777)
	10. 2	越後国分寺に雷火, 本尊五智如来を焼く[越後野志]
	11	高田町中の名主, 信州商人宿・馬宿は小町の特権であることを確認する(③560)
		◇幕府, 河村瑞賢に上田・白峯両銀山の経営を命じる(③547)

1690	元禄3. 2.	村松藩, 全文65か条の郷村法度「郷中定」, および郷中支配役人に対する27か条の「定書」を発す(③7・171・261・469)
		8 幕府代官馬場新右衛門, 「覚」6か条を発し, 農民と手代・下役との癒着防止をはかる(③278)
		11 荻原重秀, 佐渡奉行となる。直ちに地方支配の抜本的改革に取り組み, 郷蔵を増設, 年貢の倍増を命じる(③64・284・286)
1691	元禄4. 4.	佐渡相川の山師, 奉行荻原重秀に鉾山不振を訴願する。荻原, 青盤間歩等の直山取立て, 新鉾開削などを命じる(③518)
	5. 4	荻原重秀, 佐渡国中の名主・組頭を集め, 田畑屋敷改めの実施を伝え, 血判起請文をとり, 田畑屋敷の刈高・年貢高・諸役を書き出させる。その結果, 佐渡の年貢高2万3021石余が4万5064石余になる(③284・462)
	⑧.	新発田藩領内に悪疫流行, 藩医を派遣する(③369)
		10 新発田藩, 領主米輸送を組々の手船輸送から沼垂船統の船に代える(④689)
		12.28 日向延岡藩主有馬清純, 糸魚川5万石に移される(③43・79・115)
1692	元禄5. 6.	長岡藩主牧野忠辰, 將軍綱吉に論語を進講, 時服を与えられる(③743)
		7.21 蒲原郡中谷内新田(亀田町), 新発田藩に宿場と六斎市の開設を願い出る(③684~685)
		10 頸城郡西浜11組と頸城4組, 加賀藩の参勤交代に際し馬1500匹, 富山藩の通行には同500匹が割り当てられる(③696)
		◇上田・白峯銀山が奥州田島代官支配となり, 小出島陣屋が設置される(③39・45・547)
1693	元禄6. 3.19	佐渡奉行荻原重秀, 全島で実測検地を開始, 翌年春に完了する(元禄検地)。佐渡国石高13万355石9斗8合となる(③9・11・64・280・285・341・669)
		3 高田平野の上江用水, 岡野町村まで完成する(③437)
		10 蒲原郡中谷地新田, 町建てし亀田町と改称。翌7年11月3日, 初めて六斎市を開く(③685・686)
1694	元禄7. 2.	長岡藩主牧野忠辰, 弥彦神社の高橋左近を招き, 神道の相伝を受ける(④745)
		3 高田藩, 高田の上小町に旧来の煙草問売りに加え, 小売りの独占権を許可する(③561)
		◇糸魚川町8か町庄屋へ信州者の脇宿禁止を触れる(③577)
		◇栃尾坂新道開削される(③680)
		◇佐渡奉行所, 地方役所の長官として, 地方元締役(享保5年在方役と改称)2人を置く(③280)
		◇佐渡河原田の商人中山新右衛門, 田畑67町余, 持高1114石の地主となる(③687)
1695	元禄8. 5. 1	糸魚川藩主有馬清純, 越前丸岡城に移される(③43・115)
		12 長岡藩儒臣3人, 弥彦遷宮式に際し詩歌をつくる(③748)
		◇高田藩, 平地では1.2石, 山間地では1石以上の高持百姓を本棟, それ以下を名子棟として, 役銀の増徴をはかる(③109・306)
		◇幕府, この年から元禄15年までに, 総額11万3000両を佐渡金銀山に投入する(③519)
1696	元禄9. 3.	新発田藩能役者野村武右衛門, 清水谷能舞台で能を上演, 百姓・町人にも公開, 1日4000人が見物する(③160・755)
		4 この月1か月間に, 小千谷商人12人が縮荷37箇・2843反を, 十日町商人6人が縮荷38箇を江戸に送る(③676)
		5.1 佐渡金銀山に南沢疎水坑完成, 諸間歩の湛水一時に流れ出る(③11・519・526)
1697	元禄10. 4.	魚沼郡堀之内の縮問屋から, 江戸へ縮215反, 小千谷からも縮222反が江戸へ出荷される(③505)
		6.14 高田藩主稲葉正往, 弟通周に三島郡小島谷村の新墾田1000石を与え分家させる。通周, 幕府に仕え寄合となる(③192)

	6.19	振矩師静野与右衛門、佐渡相川一丁目と二丁目間の川に水車を建て、安鏈を粉成することを認められる(③526)
	6	新発田藩、この月から8月にかけて、領内の寺社・修験などに由緒を書き上げさせる(③788)
	7	蕉門の惟然坊、越後に来遊する(③780)
	11.1	長岡藩、栃尾町3酒座の営業を公認、栃尾郷内の酒販売を独占させる(④526)
		◇この年の新潟入港の船舶3500隻、船籍地40余国。出入りの貨物金額46万両にのぼる(③638・736)。また、入津物資中に西塩(瀬戸内塩)がみえる(⑤435)
		◇幕府、全国に国絵図改訂を命じる。元禄13年、村上藩、岩船・蒲原郡の改訂図を献上。同15年、長岡藩、三島・古志郡以南の越後国絵図を提出する。越後国村数3964、石高81万6775石に達する(③77)
1698	元禄11. 1.19	魚沼郡川口村船会所、「定」を取り決める(③715)
	3.11	幕府、上総八幡邑主堀直宥を椎谷1万石に移す(③113)
		◇魚沼・刈羽・頸城3郡の四品(縮・木炉・杪・煎茶)運上、請負制となる(③506)
1699	元禄12. 4.	幕府、新潟町と沼垂町との信濃川中州支配をめぐる争論について、新潟町の権益を認める(③634)
	6.12	幕府、本多助芳を出羽国村山から糸魚川1万石に移す(③44・115)
	6.28	新発田藩の江戸麻布新堀普請手伝い終わる。このころより、藩財政が悪化する(③163)
		◇高田藩主、幕府に領内産の煙草を献上する。以来、頸城・魚沼地方山間部産の煙草、「大鹿煙草」の名で全国に広まる(③402)
		◇栃尾に六斎市開催が許可される(③680)
1700	元禄13.	◇長岡船道の河渡高札場、渡里町から上柳河渡へ移り、翌年さらに草生津河渡へ移る(③717)
		◇新発田藩の清水谷能舞台、城中二の丸へ移される(③755)
		◇村上藩の新潟町蔵宿16人、藩に郷宿業務に関する連判請合証文を差し出す(③732)
		◇蕉門吉井雲鈴、佐渡に渡り4年間在島。のち、この間の作句を集め『摩詰庵入日記』を刊行する(③781)
1701	元禄14. 2.	佐渡蕤場村小百姓、小木代官に長百姓9人による村政の不当支配を訴える(③390)
	3. 7	長岡藩、長岡町から初めて金200両を借用する(③135)
	6.14	幕府、高田藩主稲葉正通を下総佐倉に、佐倉藩主戸田忠真を高田6万7850石に移す(③39・42・110・192)
	7. 5	村松藩、大坂加番の諸入用に不足し、領内に150両の献金を命じる(③172)
	9	新発田藩、家臣の役夫を5年間免除、倏約を命じる(③164)
		◇幕府、吉木陣屋を廃し(正徳3年再開、享保9年閉鎖)、代わりに高野と戸野目に陣屋を設置する(③39・42)
		◇幕府、新井に陣屋を設置する。また戸野目が戸田氏高田藩領となったため、陣屋を戸野目から稲村に移す(③39・42・43)
		◇高田藩、領内寺社などに由緒を書き上げさせる(③788)
		◇縮の生産・販売盛んとなるに伴い、小千谷町の人口、延宝9年の1036人から1636人に、家数は184戸から340戸に増加する(③676)
		◇安田町に六斎市開催が許可される(③683)
		◇越後の和算家小村松庵、「漢術和変」を著す(④832)
		◇佐渡金銀山活況を呈し、この年、越後から米2800石、翌15年は5000石、16年には1万石を佐渡に積み入れる(③65)
1702	元禄15. 1.	佐倉藩領上三島方面村々、年貢米川下げをめぐり長岡船道と争論となる。翌年、魚沼船が佐渡御用米を理由に、幕領魚沼郡の年貢米を与板に直送し、長岡船道と争う(③716)

	7.18	幕府、美濃岩村藩主丹羽氏音を頸城郡高柳1万石に移す(③79・114)
	9.12	幕府、与板藩主牧野康重を信外小諸に移し、跡地を幕領とする(③40・45・136・228)
	11.22	幕府評定所、寛文期以前にはじまる頸城方面の信越国境山論を裁定する(③441)
		◇杉田甫仙(玄白の祖)、新発田藩に外科医として150石で召し出される(③160)
1703	元禄16.11. (元禄年間)	柏崎町の長井郁翁、京都で俳書『俳諧柏崎』を刊行する(③774)
		◇林家門人録「升堂記」に、高田藩家臣3人、長岡藩家臣3人の名前がみえる(③742・748)
1704	宝永1. 5.28	幕府、村上藩主榊原政邦を播磨姫路に、姫路藩主本多忠孝を村上15万石に移す(③183・186・252)
	10	本多忠孝、郷村法度「条々」を布達。榊原時代の法度内容を踏襲する(③252)
		◇直江津の石塚陸夜(南会木)、『藁人形』2巻を刊行する(③781)
1705	宝永2.④.	長岡藩、江戸浅草川浚い普請手伝いを命じられ、翌3年、この費用として長岡町に御用金1500両を課す(③134・135)
	8	蒲原郡上和田村百姓、代官の年貢取立てに対し、傘連判状で抗議する(③379)
	8	村上町の茶畑面積、この年110町2反5畝16歩となり、畑総面積の約7割に及ぶ(③625)
	9.21	村松藩主堀直利、幕府寺社奉行となる(③170)
	11.27	幕府、沢海代官支配1万石のうち、6000石を旗本小浜行隆知行地とする。行隆、沢海に陣屋を置く。幕府、蒲原郡満願寺に出雲崎の出張陣屋を置き(『中頸城郡誌』は宝永4年とする)、残地4000石を支配させる(③40・46・192)
	12. 3	幕府、遠州掛川城主井伊直朝の城地を没収し、養子直矩に与板2万石を与える(宝永3年入封)(③136・229)
	12.13	新潟古町、本町と協定を結び、塗物と紙の独占販売権を確保。その他の商品は、両町で自由に扱うことと定める(③642)
	12.25	新発田藩、農民に19か条の法度書を示し、節儉と勸農を命じる(③8・236)
		◇上田銀山、元禄2年からこの年まで繁昌する。山中の戸数1000軒、寺院が3か寺に達する(③548)
		◇柏崎町長井郁翁、京都で俳書『柏崎八景』を刊行する(③774)
		◇柏崎の船数が62隻を数える(④610)
		◇幕府、蒲原郡石瀬に陣屋を設置し、頸城郡5万3895石、旧与板藩領1万9295石を支配させる(石瀬陣屋は享保9年廃止、元文5年再置される)(③40・45)
1706	宝永3. 5.	幕府、上田銀山から花降銀・銀鉛等の搬出を禁じる。幕府による銀山経営終わる(③549)
		◇村松藩主堀直利、朱子学徒佐々木孝政を15人扶持で召し抱える(③747)
		◇美濃派の俳人各務支考来越する。翌4年、直江津今町滞在を記念し、「南無俳諧」をまとめる。同5年5月、再び、信州から高田に入る(④813)
		◇柏崎の長井郁翁、伊勢参宮後、上洛して芭蕉十三回忌に池西言水と出席する。後に「郁翁伊勢詣」をまとめる(③774)
1707	宝永4. 3.	長岡藩、積雪が往来の妨げとなるため、道奉行に取締方を命じる(③358⑤704)
	12.15	新発田藩主溝口重元、「新発田御法度書」、「御在番人積」を公布、家中法度・軍役を定める(③161)
	12	新発田藩、新発田町掟を発する(③608)
		◇新発田町の町屋敷数、家持463軒・借家292軒、計755軒となる(③602)

1708	宝永5.	◇新発田藩, 知行高100石以上の藩士を「給人知行渡方帳」に登録する(③201)
1709	宝永6. 3.	魚沼郡の堀之内商人, この月から8月末までに, 米740俵・大豆250俵・荳草50俵を長岡・新潟の商人に売却する(③677)
	8.25	旗本安藤信富, 知行地を刈羽郡春日村以下10か村に移される。陣屋は春日村に置く(③193)
	9.13	村上藩主本多忠孝没する。幕府, 分家本多忠良に家を継がせ, 21日, 15万石を5万石に減封する(③46・186・380)
	10	幕府, 村上藩減知分10万石の支配のため, 蒲原郡黒川と館村に陣屋を設置する(正徳2年廃止)(③40・46・380)
		◇魚沼・刈羽・頸城3郡に七品運上請負制度が成立する(③506)
		◇魚沼郡塩沢から浅貝にいたる6か宿, 上州沼田商人による越後米の付け越し輸送をやめ, 宿継ぎにすべきと訴える(④670)
1710	宝永7. 1.25	新発田藩主溝口重元, 儒医小浜玄篤から三綱領の講釈を受ける(③745)
	4.11	村上藩領蒲原郡燕・太田など85か村の農民, 幕府領編入を望み, 江戸に越訴する(③10・187・380)
	5.17	佐渡国惣百姓, 幕府巡見使に諸役人・名主・長百姓の不正を訴える(③391)
	5.23	幕府, 村上藩主本多忠良を三河刈屋に移し, 上野高崎藩主松平輝貞を村上7万石に移す(③44・186・381)
	⑧.15	幕府, 高田藩主戸田忠真を下野宇都宮に移し, 桑名藩主松平定重を高田11万石に移す(③110・750)
	9. 8	蒲原郡燕組太田村三五兵衛ら150人の農民, 出府し, 再び村上藩四万石領の幕領編入を訴える(③381)
		◇新潟港出入りの貨物金額58万1000両に及ぶ(③641)
		◇加賀藩参勤交代継立てに, 越後の寄馬集まらず, 加賀から通し人馬で通行する(③698)
1711	正徳1. 2. 5	佐渡奉行荻原重秀, 佐渡一国通用の印銀の改鑄を命令する(③522)
	4. 6	村松藩, 見附御用達に1000両の御用金を課す。同月18日, これに応じなかった渋谷八之丞に閉門を命じる(③172)
	5	長岡町の肝煎, 検断と職名を改める(③581)
	10.12	幕府評定所, 村上藩四万石騒動の農民側の訴えを却下, 代表3人を流罪とし, 大庄屋の不当を戒める。正徳3年, これを契機に幕領の大庄屋制が廃止される(③382)
		◇新発田町町屋敷数, 家持483軒・借家281軒, 計764軒となる(③602)
1712	正徳2. 8. 3	幕府, 旗本松平乗包に蒲原郡13か村3000石を与える。陣屋は同郡高野村に置かれる(③193)
	8	村松藩, 財政改革のため地方知行制を蔵米知行制に改め, 全家臣から禄米の一部を借り上げる(③173)
	9.11	荻原重秀, 佐渡奉行を罷免される。26日, 佐渡奉行2人制となる(③51・54・65・392・700)
	12. 4	新発田藩領中之島組名主・組頭, 連判して大庄屋の非法を藩に訴える(③384)
	12.12	幕府, 館林藩主松平清武に岩船・蒲原郡内の幕領から2万石を加封, 高田藩へも同郡から3万石を与え, 残り幕領5万石の支配のため, 三日市組館村(新発田市)に陣屋を置く(③40・46)
1713	正徳3. 5. 8	相川町奉行が町方改と改称される(③55)
	6. 2	新発田藩領中之島村名主与茂七ほか4人, 組中徒党し庄屋へ非義を申しかけたとの罪科により, 獄門・死刑に処せられる(③385)
	6	この月, 新発田藩, 町在に「諸事申渡覚書」を公布し, 支配の強化をはかる(③386)
	9	佐渡奉行河野通重, 7か条の分地制限令を発布する(③290)
		◇新潟町の堀の両側に柳が植えられる[新潟市史]

		◇石瀬代官小宮山長右衛門、蒲原郡岩室温泉の営業を認める〔岩室村史〕
		◇曹洞宗耕雲寺と村松慈光寺との間に本末論争が起きる。享保7年、慈光寺は越前龍沢寺末と決定する(③804)
		◇佐渡奉行所機構改革はじまる。酒造・煙草・附木・米・薪等について請座制が発足する(③57・288④58)
		◇佐渡奉行2人制実施に伴い、奉行通行路が、往路は三国街道、帰路は北国街道となる(③700)
1714	正徳4. 6.10	江戸町人、佐渡金銀山の産銅を使い、請負いで鑄銭を行う(④446)
	秋.	伊勢の俳人岩田涼菟来越する(③780)
		◇新潟町、5か所に仲番所を設け、米穀・諸商品から仲金を徴する〔新潟市史〕
		◇新発田町に肴問屋2軒が成立。肴売買に関する独占権を与えられる(③612)
1715	正徳5. 4.25	長岡藩主牧野忠辰の新潟巡見に際し、新潟白山神社で演能あり。29日にも行われる(③755)
	5.12	新発田藩主溝口重元、伊藤仁斎の門人緒方維純を召し抱え、学問の師範を命じる(③745・749)
	8.15	溝口重元、緒方維純に城中で月5回儒書の講釈を催すよう命じ、藩士に出席を強制する(③160・746)
		◇柏崎町市川釜滉、俳書『小太郎』を刊行する(③775)
		◇佐渡奉行、宝永一國訴願の訴えを入れ、永代名主を禁じる(③331・339・399)
		◇佐渡奉行河野通重、47か条の郷村法度を発す(③289)
		◇頸城郡新井村、戸口169軒・1135人を数える(③674～675)
1716	享保1. 4. 9	新発田藩、「御家中欽之覚」ほか家中法度を発す(③161)
	5	佐渡相川に目安箱が設けられる(④65)
		◇長岡町の問屋株19軒、問屋類(類問屋)42軒となる(③591)
		◇相川町に酒造屋72軒・濁酒屋86軒あり(④529)
		◇三島郡塚野山宿の長谷川家住宅が建築される(⑤707)
1717	享保2. 1.29	佐渡奉行所、相川に銭座を設け、江戸から技術者を招いて鑄銭を始める(④64)
	2.11	幕府、松平輝貞を村上から高崎に、間部詮房を高崎から村上に、本多助芳を糸魚川から飯山に移封する(③115・187 ④159・174)
	2.16	幕府、越前松平の分家松平直之を大名に取り立て、糸魚川に封じる(④83)
	4	佐渡奉行所、相川山崎町の遊郭を下相川の埋立地へ移し、水金町と名付ける(④65)
	6	出雲崎陣屋付き14か村、椎谷・高田両藩に付けられた出雲崎近隣の21か村5000石を出雲崎陣屋付きに復すよう訴願する(③45)
1718	享保3. 4.	三条町と一之木戸村・田島村との間に、町立てや商売をめぐり紛争起こる(④627)
	6	高田関町又六、塩問屋同然に塩を信州へ送っていたことが発覚し、過料5貫文を納める(④554)
	8	幕府、3か条の質地条目を発布する(④279)
	12	長岡藩、従来の「諸士法制」を整え、「御潤色諸士法制」11か条、「覚」5か条を発布する(③128)
		◇蒲原郡竹野町堰からの取水をめぐり、矢川の上流村々と下流村々の争いが起こる(⑤298)
1719	享保4. 4. 8	新発田町大火(与茂七火事)。焼失家屋800軒余(④119)
	8	新発田藩、藩士俸禄の借上を実施する(④124)
	秋.	長岡藩、朝鮮使節接待費として藩領から4700両を借り上げる(③135)
		◇この年から、佐渡で年貢の定免制が実施される(③287 ④62)
		◇長岡藩、栃尾町の町役人を検断・町老・町代と改める(④621)

1720	享保5. 9.12	幕府, 村上藩主間部詮言を越前国西鯖江に移す。同月19日, 内藤式信を村上に封じる(④164)
		9 幕府, 筑前屋作左衛門に越後城米の東回り江戸回米差配を命じる(④712)
		◇頸城郡谷村の百姓仲間, 庄屋給米などに不正があるとして庄屋を代官に訴える(③376)
1721	享保6. 3.	新発田藩, 館村陣屋と共同で, 紫雲寺潟落堀掘削工事をはじめる。同年5月10日竣工(④353)
		6 岩船郡村々, 村上藩に役漆の代金納を願い出る(④711)
		11 村上藩, 郷村法度を発布する(④774)
		12 幕府, 3か条の流地禁止令を発布する(④3・280)
		◇新発田藩の領内町人からの借金総額, この年1万2100両にのぼる(③164)
		◇名古屋の蕉門俳人沢露川, 三越路を巡り高田の森巻耳のもとに滞在。翌年, 『北国曲』7巻が刊行される(③780)
1722	享保7. 4.	第一次頸城質地騒動, 久々野村から起こる(④281)
		11 新潟町の回船大問屋, 商習慣維持のため仲間規定を成文化する(④588)
		◇新発田藩, 山鹿流兵学の秋元房英を召し抱える(③754)
		◇石原貞行, 頸城郡長走村に寺子屋を開く。同寺子屋は明治5年まで存続する(④765)
1723	享保8. 4. 4	第二次頸城質地騒動, 菖蒲村より起こる(④283)
		4 佐渡奉行小浜久隆, 江戸から朝鮮人参4本を持参, 栗野江村へ2本, 大野村へ1本, 長谷村東光坊境内に1本を植見付ける(④61)
		8.19 新発田藩主溝口直治, 論語講義を月6回, 後に七書講義も聴聞するよう家臣に命じる(③747)
		8 幕府, 享保6年12月の流地禁止令を撤回する(④3・285)
		◇新潟の北村七里, 吉井雲鈴七回忌に追善集『淡雪』を刊行する(③781)
		◇幕府, 佐渡金銀山の銀運上高激減のため, 直山制から請山制に転換する方針を示す。翌年撤回(④435)
1724	享保9.④. 5	幕府, 越後の幕領33万石余を高田・長岡・新発田・会津・館林の諸藩に預ける(④15・88)
	④.	幕府, 甲斐国山梨郡から柳沢経隆を越後国蒲原郡黒川へ, 弟の時睦を蒲原郡館村へ移す。黒川藩・三日市藩, 成立する(③46・79 ④16・141・143)
		◇佐渡奉行所, 田方年貢のすべてを米納とし, 代わりに総年貢高の四分の一を軽減する(④62)
		◇栃尾町斎藤金兵衛, 100疋を超える「栃尾絹」を売り出す(④474)
		◇小千谷蠟座, このころから魚沼郡の会津藩預所において, 会津本領と同様の蠟漆取扱制度を実施する(④509)
1725	享保10. 3. 1	高田藩, 質地騒動者のうち5人を磔, 10人を獄門・晒首とするなどの判決を下す(④289)
		10 幕府, 代官所諸経費の支給方法を改正。勘定所より代官所支配石高に応じ支給する(④34)
1726	享保11. 7.	村松藩, 上川・下川の新田畑改めを命じる(④147)
		7 新発田町の諏訪神社祭礼に, 6町内から飾人形屋台を出すようになる(③611)
		12 江戸橋本町竹前小八郎, 紫雲寺潟開発許可申請を幕府に提出する(④354)
1727	享保12. 1.	村松藩, 蒲原郡反田村百姓に1人残らず浄土真宗から禅宗への宗旨替えを命じる(③794)
		4.19 佐渡金銀山の太工400人余, 賃金の引き上げを要求して罷業する(④442)

		4	新潟町, 沼垂着岸の船から仲金の徴収を強行しようとし, 沼垂町と争論となる。幕府, 年貢米積出船や領主用船を除き, 回船の沼垂入津を禁止する(③635)
	10. 7		幕府, 竹前小八郎に紫雲寺潟開発を許可する(④355)
			◇仙石盧元坊来越し, 糸魚川の俳人らと連句の会を催す。この後, 享保20年・寛保2年にも来越する(④815)
			◇白勢長兵衛家, 瀬兵衛家から分家し新発田町で質屋を営む(⑤171)
1728	享保13. 2. 9		新発田藩主溝口直治, 山野辺弘軒の学問出精を賞し, 扶持を与える(③749)
		3.27	長岡城焼失。宝暦4年再建(③124)
		7.1	竹前小八郎ら, 紫雲寺潟開発工事を開始する(④356)
		7	長岡藩, 藩士知行半分借上をはじめる。また家中の二・三男の召抱えを停止する(③135)
			◇村松藩主堀直為, 恩地舎人を150石で召し抱え, 儒学研鑽に努める(③747)
			◇新発田藩, 新発田町本町の町幅を5間と定め, 屋根を板葺にすることを命じる(④575)
1729	享保14.10.15		長岡藩, 城郭内外の降雪に応じて作業所・郷中間・町人足に除雪作業を行わせる(⑤705)
		10	佐渡奉行所, 元禄15年以後の借金銀の利率をすべて5分以下とし, 新規の借金銀の利息は相対にすると触れる(④64)
			◇新潟町の地子米高, 他門店地域が1位, ついで表店地域となる。古町地域は三地域中最低で, 町の繁栄の中心が移る(③643)
1730	享保15. 8.23		新発田藩, 阿賀野川を松ヶ崎へ分水させる堀割工事を開始。同年10月14日竣工。(④121・357・597)
		8	幕府, 竹前家の紫雲寺潟開発地および潟水面の開発権を没収, 開発者を再募集する(④356)
		11	五泉町式右衛門, 川内谷の銅山開発に着手する(④450)
			◇長岡藩, 蟬請負人制を設置する(④515)
1731	享保16.春.		阿賀野川洪水により, 松ヶ崎堀割大破。堀割が阿賀野川本流となり, この後, 阿賀北地域の新田開発すすむ。反面, 新潟港の水深浅くなり, 港勢衰える(③453 ④121・357・597)
		8	小木港への新入客船をめぐり, 問屋・船宿との間に争論が起こる。佐渡奉行所, 問屋, 船宿の順で宿とするよう裁決する(④614)
1732	享保17.⑤.		佐渡奉行萩原源左衛門, 佐渡に着任し, 新田開発を奨励。以後, 数年間に約700町の新田が開かれる(④59)
			◇柏崎の町人宮川四郎兵衛, この年から越後国内外の20余所の新田開発の請願を行う(④347)
			◇新発田町諏訪神社の祭礼に引き出す三ノ町台輪が完成する(④585)
1733	享保18. 3.		新潟の鋳物師相場家, 京都真継家の支配下に入る。以降, 越後の鋳物師が次々と真継家の支配下へ入る(④541)
		6	高田藩, 穢多の職務を明確化した「覚」を発す(③203)
	秋.		紫雲寺潟干拓工事, 今泉川瀬替工事の完了をもって終了。用排水工事は続行する(④358)
			◇佐渡奉行萩原源左衛門, 木綿・桑・麻・菜種などの栽培を奨励する(④60)
			◇長岡藩, 初鮭飛脚についての扱いを定める(④417)
1734	享保19. 2.		緒方維純門下の山野辺豊享(弘軒), 京都遊学から帰り, 新発田藩儒官となる(③747・749～750)
		3.27	糸魚川の相沢玄泉, 山脇東洋の蘭学塾へ入門する。以後, 安永5年までに相沢一門の8人が入門する(④835)
	早春.		幕府, 新江用水の開削に着手。同年12月3日竣工(④361)
			◇幕府, 年貢米の三分一金納値段の基準を定める(④35)

		◇紫雲寺潟の用排水・橋・道路などが完成。地代納入者に土地を分割し耕作を開始する(④358)
1735	享保20.	◇村松藩、大庄屋給米を六人扶持とし、帯刀を認める(③260)
		◇高田呉服町に蠟・油草問屋が命じられる。元文5年小町問屋の訴えにより取り消しとなる(③561)
		◇佐渡の医師大平道悦、「佐渡産物帳」を幕府に提出する(④61)
		◇魚沼郡小千谷村、馬市の新設を会津藩預所小千谷役所へ願い出るが、千手馬市の反対で差し止められる(④640)
		◇新発田藩、沼垂船統救済のため、沼垂御蔵への川下げと蔵納め業務を船統に独占させる(④689)
1736	元文1. 6.	紫雲寺潟干拓地の検地行われ、紫雲寺郷42か村が成立、総石高1万6858石余、1930町歩となる(④358)
	10. 6	糸魚川藩領の頸城郡西浜通り村々、大浪害をうける(④83)
	12	紫雲寺郷塩津新田百姓助十郎ら4人、耕地所持の権利をめぐり幕府に出訴する(④359)
		◇幕府、代官所陣屋の新築・修覆に要する経費を郡中割と定める(④36)
		◇新潟町定飛脚惣太夫、長岡藩の絵符を商荷の輸送に不正使用して処刑される(④679)
1737	元文2. 2.	佐渡の銭相場高騰のため、交換比率を銀1匁＝銭24文とし、相川市中の銭改めを行う(④64)
	8.13	村上町の磯部順軒(世秀)、寺子屋を継ぐ(④766)
1738	元文3. 2.19	魚沼郡大倉村佐藤家住宅建築される(⑤693)
1739	元文4. 3.13	佐渡奉行所、相川町民への安米配給量を2合5勺に半減。金銀山大工ら、これを不満とし、奉行所に押しかける(③671～672)
	4	長岡藩、蠟座を城下呉服町裏竹蔵跡地に新築移転する(④515)
	8.15	高柳藩主丹羽薫氏、大坂城定番となり、美作・河内へ領地替えとなる。頸城郡の高柳藩領は上知となり、高田藩に預けられる(③114)
	9	幕府、佐渡奉行所に、佐渡金銀山の直山制を廃止し、請負山に切り替えるよう通達する(④58)
1740	元文5. 6.	岩船上町、十二斎市を開設するにあたり、市町の掟を制定する(④633)
	8	蒲原郡石瀬役所、14年ぶりに復活、新発田藩預地8万石余を引き継ぐ(④37)
		◇長崎奉行萩原源左衛門の依頼により、この年から佐渡の干鮑を長崎へ回送する(④61・718)
		◇佐渡吉井本郷剛安寺の潮音、「撮要佐渡年代記」2巻を著す(④821)
1741	寛保1.11. 1	幕府、高田藩主松平定賢を奥州白河へ、姫路藩主榊原政永を高田に移す(④90・105)
	5	蒲原郡金津村名主坂井喜左衛門、草水油の出所を発見、延享2年から12か所の油坪を稼業する(⑤379)
		◇幕府、この年から出羽・北国行きの城米回送船に限り、塩・藍玉・砥石の3品の積載を認める(④711 ⑤435)
1742	寛保2. 1.	高田藩、城下町の酒屋保護のため、在方からの流入酒に運上を課す。以後、たびたび在方酒流入を規制する。(④525)
	5. 2	高田藩、郷村に対し18か条の布告を発す(④92)。6月2日高田町内にも18か条の布告を出す(③570④93)
	5.17	長岡藩牧野忠周、尼瀬町の大工作太夫女房の孝行を賞す。幕府、林信言(愿)に孝婦の略伝を作らせる(④774)
	6	会津藩、魚沼郡預領の江戸回米を中止し、地払いとしたため、上州出米が急増する(④670)
	8. 9	高田町南の荒川橋が洪水で落橋。高田藩、今町から渡船1艘を派遣し、輸送にあたらせる(④684)
	8	頸城郡鉢崎村山本文右衛門、福島潟開発を幕府に願い出る(④365)

	11.17	幕府、岩船郡内の幕領1万3500石を米沢藩に預ける(④22)
	12.15	白河藩、越後領の統治のため、刈羽郡大窪村に陣屋を置く(④106・609)
		◇蒲原郡五泉町に、「五泉平」と称する袴地用織物が初めて登場する(④472)
1743	寛保3. 2.	高田藩、高田町の髪結25軒に鑑札(髪結株札)を付与する(④570)
	7	佐渡奉行所、鶴子銀・銅山の官営を停止する(④446)
1744	延享1.12.	村松藩、寺院の触頭制を定める(③790)
		◇高田町の町会所、呉服町に新築される(④571)
		◇佐渡の伊東隆敬、奉行所役人須田富守の命を受け、『佐渡名勝志』を著す(④821)
1745	延享2.春.	融雪水で、長岡今朝白表町34軒・同裏町20軒が洪水に襲われる(⑤707)
	9	佐渡夷・湊・平沢の古漁師、内海府漁民と延縄漁場・烏賊釣漁場をめぐって争い、内済する(④275)
	11	蒲原郡金津村坂井家、御役金上納を条件に、新発田藩に石油採掘を願い出る(⑤379)
		◇美濃派俳人田中五竹坊が来越する(④818)
1746	延享3. 6.	幕府、水原に陣屋を新設する(④38)
	10	長岡藩、財政窮乏のため自領および与板藩領からの借財の元利返済を凍結する(④110)
	11	新発田藩、蔵米の沼垂御蔵積下げに用いる船数を、沼垂船2、手船1の割合に定める(④689)
		◇佐渡から長崎に送る俵物(煎海鼠・干鮑)の請負高、6000斤となる(④62)
		◇佐渡奉行所、相川に御用炭役所を設置する(④397)
1747	延享4.	◇長岡藩、藩老山本精義に家譜編さんを命じる。野永貞、史局をあずかり「記録」100余冊を編む(③749)
		◇幕府、享保4年以来続いた佐渡の定免制をやめ、検見制に復す(④63・291)
		◇大潟新田の潟川、関川・保倉川洪水により、土砂で埋まる。ついで宝暦元年、地震で両岸陥落し、潟川通水不能となる(⑤295)
1748	寛延1. 3.	会津藩、越後街道赤谷口、阿賀川北岸石間口の両番所で、越後からの入酒を停止する(④527)
	10.27	幕府、勘定方神山三郎右衛門らを佐渡へ派遣し、佐渡一国の検見を実施。この日、増年貢高5160石を申し渡す(④291)
	12	新潟町回船大問屋ら、「廻船大問屋御定書」を制定、小宿・川売りの営業範囲を確定する(④591)
		◇佐渡奉行所陣屋付医師藤沢直民(南川)辞職し、菰野藩(三重県)土方氏の儒官となる(③751)
1749	寛延2.春.	佐渡下川茂村風間景範、佐渡の代表的農書「家風農書」を撰述する(④340)
	7	佐渡奉行鈴木九十郎、島内検見を実施す。この年の増年貢高3700石余(④292)
	12	小川荘津川町検断佐藤佐七郎宅、百姓一揆の襲撃を受ける(④177)
		◇長岡藩、検地の間竿を6尺5寸から6尺に改める(③227④110)
		◇このころ魚沼郡小千谷地方で、蠟実穂の上納法に請負人制がとられる(④507)
1750	寛延3.10. 7	佐渡一国惣代弥次右衛門ら5人、年貢減免などの訴願を勘定奉行に提出する(寛延一揆)(④296)
	11.15	幕府、松平忠隆を佐渡奉行に任命。忠隆、以後、宝暦3年まで佐渡支配の諸改革を実施する(④66・97)
		◇会津藩、幕命により預地魚沼地方で新田検地を実施、不徹底に終わる(④193)

		◇佐渡奉行所, 入札により, 大石・沢根両港に入津する回船に年貢米を売却する(④715~716)
1751	宝暦1. 3.	佐渡金銀山大工, 1日あたりの飯米払出しの増量を要求, 在中へ逃亡する(④442)
	4.25	高田付近を震源とする大地震起こる。高田藩領内の全半壊家屋約9000戸余に及ぶ(④94)
	7	蒲原郡井田村庄屋祐右衛門, 石瀬陣屋付き152か村を長岡藩預所へ移管替えしないよう勘定所に箱訴する(④29)
		◇佐渡奉行所, 佐渡の産物の他国出し禁止を緩和する(④67・394・615)。
		◇佐渡の海岸諸村に佐渡産物の交易にあたる回船主が勃興, 小木の間屋は10軒から20軒となる(④616)
1752	宝暦2. 3.	頸城郡大湊新田御新田組24か村惣代大竹久左衛門ら, 新堀川開削の国役普請を幕府に請願する(⑤295)
	7.18	佐渡奉行小林春郷, 寛延一揆関係者を処罰する(④297)
1753	宝暦3. 6.	長岡藩山本精義・今泉親徳・高野栄軒ら『牧野家譜』『御附録』を編さんする(④826)
	7. 4	新発田藩, 延享期に停止した借上米制度を復活する(④126)
	7.27	幕府, 佐渡に代官2人を置き, 地方・蔵方・金銀山の支配を行わせる。佐渡奉行の権限は, 寺社・公事および相川の行政に限定される(④67・71)
		◇古志郡栃尾郷に良質の蚕種が導入され, 白紬の生産が拡大する(④475)
		◇蒲原郡館村の草水油運上, 館村内部から運上請負人を出す村請制に変わる(⑤376)
1754	宝暦4. 9.	魚沼郡浦佐組14か村の申し出により, 四日町村, 魚沼川下流の鮭打切り場の片側を撤去する(④425)
	12	村松藩, 村松町に「町方へ申渡す心得覚」を發布する(③596)
	12	幕府, 福島潟干拓のため, 潟周辺の新発田藩領1万石余を上知する(④38・365)
		◇村松藩, 婿入り・嫁入りに際しては婚家の檀那寺に所属するよう命じる(③794)
1755	宝暦5. 2.	長岡船道, 難船等の諸入用が嵩み, 町方へ船1艘につき金1両, 計金37両の手当金支給を求める(④688)
	春.	村松藩に仕える越後要門流兵法の片岡美矩, 「武門要鑑抄新註」を著す(③754)
	7.27	高田中小町与右衛門, 高田藩から三都への飛脚問屋開業を許可される(④679)
	7	長岡藩老山本精義, 自邸内に書堂を設け経史を講じる(④745)
	7	魚沼郡の会津藩預所6万8000石余, 幕府直轄領となる(④19)
	12	高田藩, 飢人扶持30俵賑恤, 糸魚川藩も穀留を行う(④222)
	12	村松藩領蒲原郡葎谷・遅場・吉ヶ平の各村で, 飢饉により, この月から翌年7月まで32人餓死, 30人行方不明となる(④223)
		◇幕府, 福島潟開拓を頸城郡鉢崎の山本文右衛門に許可, 翌年より開発に着手させる(④206・365)
1756	宝暦6. 1.	頸城郡大湊新田組合24か村代表, 出府して新堀川国役普請を駆け込み訴訟する。ようやく新堀川の自普請を許され, 同年10月着工, 翌年4月に新堀川完成する(⑤295~296)
	4	高田藩, 矢代川の瀬端橋普請のため, 今町川船から渡船1艘を差し出させる(④684)
	6.24	佐渡の飢饉, 空前のものとなる(④234)。この日, 佐渡奉行石谷清昌, 島内村々の飢饉状況を調査させる(④71)
	6	長岡藩, 領内の蔵米川下げに伴う破船規定を作成, 長岡船道の救済をはかる。同12年に大幅に改定する(④688)
	12.18	垂加流神道学者竹内式部, 京都町奉行の取調べを受ける(④785)
	12	三島郡寺泊の医師丸山元純, 『越後名寄』を著す(④734・822)

		12	佐渡奉行所地役人高田備寛、奉行石谷清昌の内命を受けて『佐渡四民風俗』を書き上げる(④74・734・821)
			◇長岡藩領栃尾郷入塩川峠に「渴疫飢饉骸骨充●塔」と刻された石塔建てられる(④223)
			◇魚沼地方大凶作。十日町縮飛脚7人、京都三井店から救済金を与えられる(④680)
1757	宝暦7. 4.16		佐渡奉行所地役人小宮左平太の召使桑助、忠義のため表彰される。佐渡における初めての表彰。以後、歴代佐渡奉行、褒賞を行う(④771)
1758	宝暦8. 4.		佐渡奉行石谷清昌、飢饉の窮状を救済するため諸拝借の棄損を断行する幕府決裁を得る(④71)
		5	長岡町の町会所、表四ノ町に移転新築し、明治に及ぶ(④571)
		6.13	幕府、鉾山および相川近辺の村々を佐渡奉行支配に復す(④72)
		12	佐渡奉行石谷清昌、金銀山仕法改革の伺書を幕府に提出し、翌年許可される(④73・437)
			◇白河藩、越後領蔵米の大坂回米をやめ、地元商人への払米に切り換える(④611)
			◇幕府、寺泊から与板にいたる間道(塩野入道・吉村通り)を經由し、自分荷物を手馬で付け越すことを認める(④673)
1759	宝暦9. 1.		小川荘実川村の五十嵐家住宅の建築はじまる(⑤693)
		5.2	幕領水原役所付きの村々26か村、代官山中源四郎の悪政を江戸に訴える。9月源四郎、重追放となる(④39・40)
			◇幕府、佐渡の2人の代官のうち1人を廃し、その支配地を佐渡奉行の支配に復す(④72・302)
			◇大坂の銭屋与左衛門、村松藩領蒲原郡下田郷で丸倉山鉛山を発見する(⑤385)
1760	宝暦10. 6.		水原代官吉田久左衛門、管内村々へ15か条の支配方針を示す(④41)
			◇長岡藩高野余慶、『由旧録』2巻を著す(④827)
			◇信州高井野村百姓、信州から信濃川を経て新潟港にいたる通船の許可を幕府に願い出るが、宿駅の反対で中止となる(⑤421)
1761	宝暦11.11.		蒲原郡下興野新田、幕府から六斎市の市立てを許可される(④635⑤322)
			◇佐渡奉行所、佐渡一國で通用していた極印銀を9月で吹き潰し、文字銀の流通を命じる(③522 ④74)
			◇新潟材木町の材木販売権、他門店へ移る(④597)
			◇このころ相川町からの伊勢参宮人数、年間20人に制限される(⑤664)
1762	宝暦12. 1.		新潟町会所、表店の販売独占権を守るため御定書を作成する(④596)
		2.25	長岡藩、積雪期の道踏み・除雪体制について触を出す(⑤705)
		5.17	新発田藩、藩士の窮乏により軍役人数の4割削減を認める(④127)
		6	出雲崎町、出雲崎港の潤普請を行い、普請経費の一部を出入船の商荷から徴収する(④606)
		7	信州小布施町祐八ら、長岡河岸で継ぎ船せず、小船で新潟港へ下る。長岡船道、祐八を幕府勘定所へ訴える(⑤421)
1763	宝暦13.春.		佐渡奉行所、試みに年貢米の一部を大坂へ回送して利益をあげ、以後、幕末まで大坂回米を行う(④75・716)
			◇小千谷町大川与右衛門、このころから会津若松と会津藩魚沼郡預所との御用飛脚を務める(④678)
1764	明和1. 5.		魚沼郡中津川の船渡ししがはじまり、善光寺街道(十日町～寺石間)の中心、西通りから東通りへ移る(④693)
		7	長岡藩、在方商業禁止令を出す(④115 ⑤109)
1765	明和2. 6.		新発田藩、川方支配を設け、定期的にな新発田川の掃除と川浚いを励行させる(④582)
			◇村松藩領蒲原郡黒水村で村役人弾劾事件が起こる(④151)

		◇佐渡における長崎向け俵物の請負高を1万斤に増やす(④718)
		◇三島郡塚野山長谷川家の土地集積高約292石となる(⑤198)
1766	明和3. 2.28	高田の長浜問屋、営業不振により長浜塩扱いの権利を小町問屋に譲る(⑤211)
	9	五合庵初代万円の五十回忌追善として、安田以哉坊選の俳額が国上寺に奉納される(③766)
		◇出雲崎の寺沢石城、服部南郭の門人に学んで帰郷。のち刈羽郡加納村で私塾滄浪舎を開く(④762・791)
1767	明和4. 4.	蒲原郡東大崎村永明寺境内に米山塔建立される(現存する最古の米山塔)(⑤675)
	8	長岡藩の高野余慶『御邑古風談』3巻を著す(④827)
	11. 5	相川町に竹槍などをもった農民たちが集まり、佐渡明和一揆が起こる(④300)
	11.23	佐渡74か村の農民、奉行所の年貢増徴に反対して、栗野江村の加茂神社で寄合を開く。26日再度集会、頭取6人を選び、訴状をまとめる(④301)
		◇新発田町白勢家の土地集積規模250町歩に達する(⑤173)
1768	明和5. 2.	村松藩石曾根組・木越組の農民、御用金の賦課に反対し、藩に強訴する(④152)
	3.26	直江津今町の下層町民ら、高田藩の新規運上取立てに反対し、騒動を起こす(④604)
	4	幕府、佐渡においた代官を廃止し、佐渡奉行の全島支配を回復する(④72・77・302)
	8.27	幕府、佐渡の明和一揆鎮圧のため高田・長岡・新発田の3藩に出兵を命じる(④111・302)
	9.13	新潟町で涌井藤四郎ら40人の町人、長岡藩の御用金賦課に反対し、西祐寺に集まる(④111・649)
	9.26	新潟町で涌井藤四郎らの赦免を求める騒動が起こり、27日にかけて24軒を打ちこわす。10月3日長岡藩、藩士60人を新潟に派遣する(④650)
	10.25	長岡藩の役人引き揚げ後、涌井藤四郎、新潟町の行財政を掌握する(④654)
	11.22	長岡藩、新潟町騒動時の町役人と涌井藤四郎らに対し、長岡への出頭を命じる(④654)
		◇村土藩領三条町で下層民による打ちこわしが発生する(④111)
		◇新津町桂六郎左衛門、宇治から茶の種を導入し、田家村で栽培する(④487)
		◇長岡藩、庄助に新潟定飛脚の開業を許可する(④679)
		◇美濃派俳人安田以哉坊が来越する。安永7年にも来越(④818)
1769	明和6. 2.	幕府、全国の幕領・大名領に対し、厳しく徒党を禁じる触を出す(④302)
	11	古志郡中子村百姓、栃尾谷内町裏への家作願を代官所に提出する。以後、栃尾町裏の家作がはじまる(⑤259)
	11	幕領555か村、小千谷蠟座の建物修復入用金を郡中割で負担する(④509)
1770	明和7. 3.21	佐渡奉行、佐渡明和一揆の6人の頭取のうち遍照坊のみ死罪とし、他の頭取を敲き放しとし、釈放する(④302)
	春.	村松藩、年貢増徴を目的に上川地方の地方改めを実施する(④152)
	8.25	涌井藤四郎・岩船屋佐次兵衛、新潟明和騒動の責任者として処刑される(④655)
	秋.	蒲原郡地藏堂の大森子陽、江戸で古文辞学を修めて帰郷し、地藏堂で私塾三峰館を開く(④788・802)
		◇佐渡奉行、佐渡の銅銭が払底したため、相川夕白町庄助らを銅山仕入れとし、相川町善兵衛らに銭1万貫の鑄銭を請け負わせる(④75)

		◇堀之内縮問屋仲間、小出島の市場同様の取引を小千谷陣屋に訴える(④468)
		◇俳人加藤暁台来越し、新潟・出雲崎の俳人と交遊する。安永4年・天明5年にも来越(④819)
1771	明和8. 2.18	佐渡徳和村権十郎、蝦夷地江差からさらに奥地へ進み、行商中に病死する(⑤484)
	春.	蒲原郡津川の酒造家田崎富脩、『津川姿見』を著す(④826)
	11. 7	新発田藩主溝口直養、学問奨励に関する諭告を出す(④734)
		◇伊勢の俳人三浦禰良、高田を訪れる。安永3, 4, 7年にも来越(④819)
1772	安永1. 3.25	新発田藩、二の丸御用屋敷に講堂(後の藩校)を設立し、4月9日開業する(④132・738)
		11 三面川上流の岩船郡岩沢村など幕領漁民、村上町の漁場まで下り鮭を取り、紛争を起こす(④430)
		12 岩船郡海老江の甚平、海老江港からの城米直送を出願する(④712)
		◇越後から紙漉人を招き、佐渡の小木で紙生産を試みる(④502)
1773	安永2.秋.	新発田藩、領内農民に持高1石に3升5合の米を積み立てさせる除米制度をはじめ(③130)
		◇出雲崎陣屋、金53両で改築される(④54)
		◇長岡藩、領内炭村へ炭の上納量を割り付ける(④383)
		◇魚沼郡堀之内・小出島の縮市場争いが再燃、同4年議定を結ぶ(④469)
		◇佐渡年貢米、この年から大石港のほかに河原田からも積み出される(④716)
1774	安永3.10.	村上城下の肴町、瀬波町魚商の城下での振り売りを10人に規制する(④563)
		10 佐渡奉行、相川の医師時岡亮庵を奉行所に招き、書院で大学を講じさせ、諸役人に聴聞させる(④753)
		11 高田藩、直江津今町の福永十三郎らの訴えを入れ、今町入荷生魚の2割を町内で自由に販売することを許す(④605)
		◇福島潟開発権、鉢崎村山本文右衛門から、岩船郡紀伊国新田久左衛門に移る(④365)
		◇村松蘆溪、『松氏文章』初編を出版する(④844)
1775	安永4. 5.	長岡藩、在方商業停止令を緩和し、在方から店役銀を取り立てる方針に改める(④116)
		8.27 村上藩、青砥武平治の三面川鮭漁争論についての功績を認め、褒賞する(④431)
		8 幕府、佐渡奉行柘植三蔵の出目銭仕法を許可する(④76)
		12 魚沼郡千手市、塩沢の馬市差止めを幕府に出願する(④641)
		◇このころ、越後幕領の回米積出し港として新潟・出雲崎・直江津今町のほか海老江が加えられる(④712 ⑤232)
1776	安永5. 5.15	新発田藩主溝口直養、藩士・領民に対し、学問を奨励、講堂への出席を強制する(④739)
		9 新発田藩、医学館を設立する。藩設医学館としては薩摩藩、肥後藩に次いで全国三番目(④742)
		9 村上藩、矢野助右衛門を師範役に任じ、自宅で藩士子弟に教授するよう命じる(④749・775)
1777	安永6. 8.	新発田藩、新講堂の建設に着手、同年12月5日竣工する(④740)
1778	安永7. 5.	新発田藩、「社倉御掟書」を定め、社倉制度を設ける(④130)
	⑦. 5	江戸無宿者60人、佐渡金銀山水替人足として、初めて北国街道を經由し小木港に到着する(④439・675)
1779	安永8. 5.	岩船郡下関村の渡辺三左衛門、新潟町で米沢藩御用鉄を調達する(④723)
		5 尼瀬の光照寺にいた良寛、巡錫回国してきた備中玉島の円通寺大忍国仙に従い得度。のちに、玉島に赴く(④803)

	12.21	新発田藩主溝口直養、『勸学筆記』の開板を命じる(④742)
		◇この年、三島郡片貝村に郷学の学館(朝陽館)設立される(⑤541)
		◇江戸無宿人60人、佐渡金銀山水替人足として、三国街道を經由して送られ、以後、三国街道と北国街道が交互に使われる(④675)
		◇佐渡年貢米、この年から大石・河原田のほかに夷港からも積み出される(④716 ⑤254)
1780	安永9. 2.	新発田藩、講授役佐藤尚志に領内の巡村講義を命じる(④778)
	5.15	新発田藩、新令(安永令)を領内に公布する(③237・608 ④131・742)
	5.15	新発田藩主溝口直養、新令で闇斎派朱子学を藩学と定め、他の学派を禁止する(④132・742)
	5	系魚川に沖の口運上銀騒動起こる(④85)
		◇俳人河村再和坊来越する。寛政7年にも来越(④818)
1781	天明1. 4.	新発田藩、全領にわたる地改めを申し渡す。翌年から開始する(④128)
	5	木喰行道、信濃から越後へ入り、同5年まで各地を行脚する(④850)
1782	天明2.	◇幕府、高田藩の高田枅・樽屋枅の混用を黙許する(④566)
		◇佐渡奉行石谷清昌、床屋(精錬業者)を奉行所構内に移し、精錬の直営を企図する(④398)
1783	天明3. 2.	系魚川町の町会所、七間町に設けられる(③574 ④571)
	5～7.	夏季の低湿多雨により飢饉となる。頸城地方の幕領村々、「破免検見入り」を受ける(④226)
1784	天明4.3～4.	飢饉に苦しむ会津南山地方の名主ら、燕方面から八十里越で越後米1000俵を運ぶ(④706)
	春.	新発田藩、3月から8月にかけて値安米1800俵を売り払い、領内難民者の救済にあたる(④229)
	7.3	紀行家菅江真澄、信州から越後に入り、約40日間にわたり各地を訪れる(④793)
	8	頸城・魚沼郡の山間の村々、飢饉による死者が1～8月までに人口の2割前後に達する(④229)
	12.23	新発田藩、新律(安永律)を領内に公布する(④131・742)
		◇佐渡奉行石野平蔵、佐渡における囲米制をはじめる(④78)
		◇福島潟開発権、岩船郡紀伊国新田久左衛門から、水原町万五郎に移る(④365)
		◇高田藩、高田町の紺屋55軒に株札を付与する(④570)
		◇蒲原郡水原の地主市島家、持高2660石に増加する(⑤168)
1785	天明5.10.	幕府、越後の川筋村々を検分して川船数と役銀の有無を調べる(④682)
	11.15	新発田藩主直養の後嗣をめぐり、御家騒動が起こる(④132)
		◇白河藩領鏡沼村大庄屋常松次郎右衛門、越後女を呼び寄せるため来越する(④248)
1786	天明6. 2.	旅行家橘南谿、越中から越後に入り、弥彦・三条・新潟など各地を訪れる(④793)
	3	頸城郡西浜の木浦村で新規地引き網漁をめぐり争論が起こる。天明8年4月に勘定所で裁決(④260)
	4	頸城郡松野木村勝念寺10世順正、異安心のかどで訴えられる(④852)
	5. 1	新発田藩「歴代廟記」7巻が脱稿する。のち推敲が加えられ「御記録」となる(④827)
	5	幕府御普請役田村七郎次・根津順助、直江津今町港の普請を検分する(④700)
	5	直江津今町大年寄、今町港に入津する銃の8割・鉄5割が信州に送られると書上げる(④700 ⑤430)
	8.1	蒲原・三島郡内の淀藩稲葉氏の所領が上知となり、同藩脇野町陣屋が幕府陣屋となる(④54)

		12	椎谷藩領刈羽・三島両郡31か村の農民、騒動を起こし、寛政4年まで紛争が続く(④102)
			◇福島潟開発権が新発田藩に移る。新発田組大庄屋郡蔵・川北組大庄屋喜次右衛門、福島潟開発を命じられる(④365)
			◇俳人伏見●虹の十三回忌集『暁の空』出版される(④818)
1787	天明7. 1.		椎谷藩の農民、藩の苛政を寺社奉行に直訴する(④102)
			◇頸城郡尾神村藤野条助ら、砂防のため犀浜通りの海岸砂丘に植林を開始する(④99)
			◇頸城郡犀浜18か村の牛追い稼ぎの者、高田宿が信州送り荷から上前金を徴収するのは不当として訴える(④665)
1788	天明8. 4.		石瀬役所、管内村々に年貢高の20分の1の置粃を命じる(④43)
	6～8.		中野役所、備荒のため管内村々に葛・蕨の貯蓄、田螺の採集を命じる(④42)
		8	米沢街道の宿駅問屋、撰芋等の背負いによる通し荷を規制するための規定を作成する(④707)
		10	川浦役所、管内村々に海草えごの調理法を示し、田螺・粃・粟・稗・大豆干葉・大根切干の貯蔵状況を書き上げさせる(④43)
			◇佐渡奉行所、国府川大改修工事を行う。総工費1万9551貫文と用材1万500余本を官費から支出する(⑤319)
1789	寛政1. 1.		幕府、幕領村々に貯穀用郷蔵の新設を命じる(④44)
		2	14人の越後女性、村松藩領などから奥州白河藩領へ移住のため赴く(④249)
		5	幕府、大名預所取扱いの改革令を発し、国持大名に対し、新たに幕領を預けることを停止する(④31)
		6	魚沼郡浦佐組赤石郷上組9か村、幕府巡見使に雷土村への郷蔵新設を嘆願する(④27)
		6	高田藩、塩抜荷の防止のため、直江津今町入津の塩買入れを自由とし、代わりに運上納入と高田小町塩問屋への口銭納入を義務づける(④555)
	10. 5		新発田藩の修史事業として『御記録』が完成する(④827)
		11	幕府、新発田藩領92か村2万石を上知し、代知として陸奥国信夫・檜葉・田村三郡の23か村を与える(④135)
	秋.		江戸の国学者大村光枝、越後に来遊し、出雲崎を中心に約1年間滞在する。享和元年にも来越(④794)
			◇幕府、新発田藩に福島潟新田を上知させ、翌年、水原町市島徳次郎ら13人に福島潟の開発を行わせる(④366)
			◇尾張国瀬戸村の焼物師栄次郎(一説に越前国坂井郡の瓦師)、蒲原郡山崎村大黒屋伊之助に勧め山崎焼をはじめる(⑤394)
1791	寛政3. 2.		長岡藩領浦村など9か村、負担軽減を求め嘆願書を藩に提出する。藩、徒党・強討を企てたとして、翌年8月浦村組頭権左衛門を獄門とする(④114)
		6	会津藩預所の魚沼郡浦佐組12か村・六日町組36か村、大割元の苛政を江戸に訴える(④27)
		12	高崎藩、一ノ木戸役所管内の大庄屋制を廃止する(④176)
1792	寛政4. 8.24		幕府、椎谷藩の三島・蒲原・刈羽各郡内の5000石を上知し、信濃国水内郡・高井郡内に代知を与える(④104)
		8	刈羽郡大窪村鋳物師ら、新しい釜子への6か条の規約を取り決める(④540)
			◇飛驒の木地屋2軒、頸城郡大所に移住する(④99・378)
			◇経世家海保青陵、来越する。蒲原郡一ノ木戸村庄屋小林家で致富について講じる。文化1年にも来越(④794)
1793	寛政5. 2.		高田藩、領内海岸に遠見番所・大筒台場を築く。また、幕府から長岡藩・新発田藩と1年ずつ交代で佐渡沿岸の警固にあたるよう命じられる(⑤96・771)
			◇この年以降、江戸石川島人足寄場からも佐渡金銀山の水替人足が送り込まれる(④439)

		◇頸城郡春日新田の馬喰, 高田宿を通らず針・吉木村へ直接荷送りし, 高田宿と争論となる(④666)
		◇頸城郡姫川原村西本願寺派正念寺の興隆, 寺内に学塾「崑崙舎」を創設する(④842⑤646)
		◇中野代官河尻甚五郎, 千曲川・信濃川通船実現の可能性をさぐるため, 信越国境の川通りや難場を検分する(⑤422)
1794	寛政6. 1.	長岡町惣代, 在方商業の進出が城下商業の衰微を招くとし, 在方商業の停止を町奉行所に訴え出る(④116)
	7	佐渡相川・下相川・姫津村の漁師, 烏賊漁・鱈漁の支障になるとして, 鹿伏村など七浦半島6か村の鮭漁を訴える(④278)
	11	高田小町問屋の取扱う商品, 25品目にまで拡大する(③561)
	11	岩船郡荒川流域上郷村々, 下流の持網漁法により鮭が溯上しないとして, 牛屋村を訴え, 牛屋村と一札を取り替わす(④425)
	12	蒲原船道船持仲間, 株数を36株に定め, 35人で所持する(⑤415)
		◇佐渡奉行所, 不採算の甚五間歩・雲子間歩を休山とする。鉾山の灯油を荏桐油から佐渡国産の魚油に替え, 金穿大工を3万人から2万人に減らす(④440)
		◇佐渡から, 俵物(干鮑)1万4600斤を長崎へ回送する(④718)
1795	寛政7.	◇長岡藩領古志郡石内村で「異法義」事件起こる(④853)
1796	寛政8. 7.	刈羽郡大窪村の歌代・小熊・原姓など53人の鋳物師, 京都の真継家の支配下に入り請書を出す(④542)
		◇佐渡年貢米1000石が東回りで江戸に回送される(④75)
		◇新発田藩, 川北組小坂村に窯を設け陶器生産を開始する。同10年, 新津組桂太郎左衛門を瀬戸方支配に任じる(⑤390)
1797	寛政9. 4.23	高田稲田町栄治, 砂糖製法所の設立許可を高田藩に願い出る。享和4年中止(⑤219)
	5	新発田藩, 講堂に溝口直養親書の扁額「道学堂」を掲げる(④743)
	9	魚沼郡須原村の目黒家住宅建築される(⑤707~708)
1798	寛政10. 1.24	高田藩領奥州浅川で農民騒動が起こる(④95)
	秋.	詩人柏木如亭, 俳人杜入と船で信濃川を下り, 新潟へ来る。翌年出雲崎各地に遊び, 文化2年・4年にも来越する(④795)
		◇長岡藩, 栃尾郷村々に対し, 出稼ぎの抑制を命じる(④247)
1799	寛政11. 5.28	与板の関口徳立, 蘭学塾芝蘭堂に入門, 文政3年までの9人の越後人が入門する(④837)
	5	長岡鋳物師星野家, 真継家から古志郡の大工職許状を与えられる(④541)
	9	高田・関山間の北国街道7か宿, 間道経由の牛追いによる商荷輸送停止を新井役所へ訴える(④666)
	12.14	村松藩, 幕府聖堂再建の総奉行を命じられる。これが同藩の学問振興のもととなる(④751)
		◇長岡藩, 上納紙代米制を廃止し, 上納紙束数を固定化, のち天保5年に再び代米制に復す(④501)
1800	寛政12.春.	幕吏金沢千秋, 魚沼郡桔梗ヶ原開拓の検察使として来越し, 機織りや雪国の民具, 風俗を記録(『越能山都登』)する(④795)
	12	脇野町代官山田茂左衛門, 貯穀を徹底するため1村に1つの郷蔵を設けるよう命じる(④45)
		◇三島郡寺泊町宇右衛門ら, 円上寺湯周辺の排水・干拓工事に着手する。翌享和1年完成(④173)
		◇佐渡の黒沢金太郎, 相川町で金太郎焼を創業する(⑤395)
1801	享和1. 7.11	長岡藩主牧野忠精, 老中となる。文化13年10月辞職(④112)
	8	北国街道脇道長沢通りで塩荷を輸送中の牛追いら, 二本木・松崎・関山三宿の人足に取り押えられ, 幕府に提訴する(④667)
		◇魚沼郡十日町の服部道斎, 紀州の外科医華岡青洲の春林軒に入門。以来, 越佐の入門者23人を数える(④838)
		◇水原の市島肅文の詩文集「岱海堂文集」10巻, 京都の瑤芳堂から刊行される(④845)

		◇竹石留吉, 地機で木綿を織り, 小須戸縞はじまる(⑤324)
		◇新発田藩祐筆尾本龍淵, 「庭訓往来」を出版する(⑤640)
1802	享和2. 3. 4	高田城郭, 全焼する(④94)
	11.15	大地震のため小木港隆起し, 潮通りの堀や内の澗が利用困難となる(④619)
		◇蒲原郡西笠巻村長福寺の神龍, 優学館を開く(④848)
		◇木喰行道, 三国峠から魚沼へ入り, 各地を巡回, 仏像を造る(④852)
		◇幕府, 頸城郡牛迫いの長沢通り通行を許可, 以後, 長沢通りが信州飯山への塩荷輸送の中心路となる(④668 ⑤488)
1803	享和3. 1.	長岡町, 町続きの干手町村と新町村の商業活動の統制を長岡藩に願い出る(④117・575)
	4	新発田藩士山本方剛(和算家), 新潟の白山神社に算額(幾何学の問題)を奉掲する(⑤602)
	7	頸城郡東浦田・中立山など4か村, 薪不足解消のため村外への炭販売の禁止を取り決める(④376)
	8	北国街道新井から関川までの中山八宿, 宿場・宿馬保護のため高田塩問屋と規定証文を交わす(④701)
	10	長岡町の検断・町老, 町奉行所へ在方店売りの停止を願い出る(⑤212)
	12	直江津今町の問屋, 高田小町の塩問屋が衰微したため, 資力ある問屋なら誰にでも塩の卸売りを許可するよう高田藩へ出願する(⑤485)
		◇佐渡松ヶ崎村の男子259人(13歳～59歳)のうち, 100人が蝦夷松前稼ぎを希望する(⑤474)
1804	文化1.	◇出雲崎町の馬市新設願いに対し, 椎谷町が異論を唱え訴訟となる(④642)
		◇糸魚川信州問屋の松本街道における交易特権に対抗し, 頸城郡青海村から小滝を経て松本街道へ出る新道が計画される(④697)
		◇良寛, 国上寺の五合庵に定住する(④803)
		◇蒲原郡金津村の草水油採堀権, 坂井家から中野家へ譲渡される(⑤379)
1805	文化2. 3.	村松藩, 隠田摘発のため, 下川地方から荒地改めを開始する(④155・304)
	9	三国街道浅貝宿, 会津藩領預所をととして20年季5割増の人馬賃銭を願い出る(⑤403)
	12	長岡藩士の著作といわれる『粒々辛苦録』成る(④326・829)
		◇佐渡奉行所地役人田中葵園, 相川広間町に広業堂を建てる(④754・763)
1806	文化3.夏.	幕吏井上秀栄, 蒲原郡赤川村の検地のため来越, 方言や草水油, 越後七不思議などを記録(『越後巡見記』『秀栄独語』)する(④795)
	9	幕府, 酒の勝手造り令を發布。以後, 酒造業者が激増する(④531)
	9	糸魚川町, 龍吐水5挺を大坂から取り寄せ, 町内5組に配備する(④581)
		◇佐渡小木港の上・下番所地先に, 榊形の船溜り(三味線堀)を掘削する工事がはじまる。同8年に竣工(④619)
		◇画家釧雲泉, 信州から越後へ入る。同8年まで越後各地に滞在する(④796)
		◇詩人大窪詩仏来越する。この後, 文政7年までに3回来越して詩作する(④797)
1807	文化4. 2.	頸城郡西浜の浦本3か村と能生小泊村, 寒刺鱈場をめぐり争う(④263)
	2	高田藩, 冬季雪おろし人足の昼扶持を1人につき米2合5勺と定める(⑤705)
	4	蒲原郡上条村の新規酒造に対する加茂商人の妨害事件を契機とし, 上条新田と加茂町との間に町場争いが起こる(④637)

		5	米沢藩, 青芋の専売制を実施, 越後各地で反対運動起こる(④457)
		5	塩沢組郷元庄屋兵左衛門, 「風俗帳」を著す(⑤694)
		5	ロシア船, 利尻島に侵入, 幕府の船を焼く(⑤4)
		9.17	米沢藩, 青芋専売制の撤回を表明。11月末日藩主上杉鷹山の裁断により廃止する(④460)
			◇魚沼郡浅貝・二居・三俣の3か村, 入会山の黒部檜の伐出しが深山まで進んだため, 代官所に運上金用捨を願い出る(④385)
			◇村松藩, 全領の職人・商人から役銭を, 諸品から運上銭を取り立てることを布告する(④157)
			◇京都の真継家, このころ越後鋳物師への大工職をすべて取り上げる(④543)
			◇幕府, 蝦夷地が幕領となったため, 水原代官所管内岩船郡村々に対し, 秋までに箱館への回米を通達する(⑤449)
			◇奥州白石の俳人松窓乙二来越し, 多くの俳人と交流する。文政3年にも来越(⑤635)
1808	文化5. 1.		佐渡奉行所, 島内6か所の番所および各浦目付所に鉄砲・長柄等を配備し, 弾野・鹿伏に遠見張番所を設ける(⑤769)
		3.26	新発田藩, 幕命により, 藩士速水伴右衛門ら20数人を佐渡沿岸警備のため渡海させる(④137)
	4. 3		新発田藩, 佐渡に大筒を配備するため, 鉄砲頭以下96人を渡海させる(⑤771)
		4.28	長岡藩, 藩校崇徳館を設ける(③744 ④112・746)
		6	信濃川上流の魚沼郡赤石村と寺石村, 既設の寺石渡し・田中渡しのほかに両村間に新規の船渡しを開始する(④694)
		8	蒲原郡矢川上流15か村, 竹野町堰をめぐり, 下流の竹野町村を江戸評定所に訴える。同7年2月和解する(⑤299)
			◇亀田町の植村仁四郎, 野州から長機を伝え亀田縞の品質向上をはかる。このころ, 亀田縞を扱う商人, 仲買仲間結成する。(⑤322)
			◇書家巻菱湖, 江戸築地軽子橋畔に書塾肅遠堂を開く(⑤639)
1809	文化6. 2.12		幕府, 高田藩領の陸奥国石川・田村・白川郡から5万石を上知し, 代知を頸城郡内で与える(④31・96)
		3	折衷学派の巨頭亀田鵬斎, 信州善光寺から越後に入り, 柏崎・出雲崎・与板・燕・三条・新潟などに遊ぶ(④799)
		7.16	村松藩, 郡奉行に色取検見法によって年貢を徴収するよう命じる(④156)
			◇三島郡片貝村庄屋太刀川喜右衛門, 『やせかまど』を著す(④326・768・829)
			◇『新編会津風土記』成る(④826)
			◇幕府, 越後鉢崎出身の幕吏松田伝十郎らの尽力により, カラフト原住民の山丹人への負債を返済する(⑤462)
1810	文化7. 4.20		亀田鵬斎, 佐渡の小木へ渡り, 3か月余滞在する(④800)
		11	鵬斎, 新津組大庄屋桂誉正宅で「萬巻樓記」を書く(④801・843)
		12	幕府, 高田・長岡・新発田の3藩に, 以後, 1年交代で佐渡警備につくことを命じる(⑤4)
			◇蒲原郡上杉川村庄屋ら, 川内組入会山の限ヶ谷で銀・銅・鉛の問掘りを村松藩へ願い出る(④451)
			◇高田町の蠟燭髪付油の商人, 60人で株仲間を作る(④570)
1811	文化8.		◇高田町の塚田五郎右衛門, 稲荷中江(塚田用水)を開く(④99・549)
			◇蒲原郡安田の地主斎藤家, 酒造業をはじめめる(⑤350)
			◇三島郡片貝村酒造業の佐藤家, 薬酒の粟守・忍冬両酒をもって江戸日本橋に出店し, 翌年, 中山道本庄宿(埼玉県本庄市)にも取次店を置く(⑤352)
1812	文化9.春.		橘崑崙, 『北越奇談』6巻を江戸の永寿堂から刊行する(④828)
		9	高田町の大工・木挽仲間, 作料等についての規定を作る(④569)

	10	直江津今町の内山屋八右衛門, 越後国城米の回送を勘定所へ願い出る(④714)
		◇斎藤富右衛門, 新津で初めて絹織物生産を開始する(④472)
		◇米沢藩郡方役人北村孫四郎, 著書「北条郷農家寒造之弁」で越後浜向けの煙草栽培を説く(⑤498)
		◇幕府, 幕領回米諸経費の一率2割減を命じ, 川船運賃・河岸の小揚・蔵敷ともに減額される(④685)
1813	文化10. 4.	相川町民, 中尾間歩の稼業再開を佐渡奉行所に嘆願する(④441)
		◇山辺里村小田伝右衛門, 龍紋地を三条町で売り出す(④170)
		◇良寛の弟橘由之, 『くらげのほね』を著す(④808)
1814	文化11. 2.	新潟の厳田洲尾, 越後人の詩を収めた「鷗盟集」を出版する(⑤578)
	4. 3	村松藩領全藩一揆起こる(④211・303)
	4. 5	村松藩領全藩一揆ほぼ終息する。約66軒打ちこわしを受ける。村松藩, 新法責任者の若年寄役堀宮内を罷免する(④309)
	5. 8	長岡藩領古志郡栃尾町で打ちこわし起こる(④211・303)
	5.15	幕領蒲原郡加茂・上条村で町家7軒打ちこわしを受ける(④211・303)
	5.18	幕領蒲原郡中条町で打ちこわし起こる(④312)
	5.19	白河藩預地蒲原郡五泉町で米屋10軒余打ちこわしを受ける(④211・303)
	5.24	蒲原・岩船両郡35か村が参加した百姓一揆(野口騒動・菅田騒動)起こる(④211・303・311)
	5	頸城郡田切村庄屋ら, 妙高山麓の一本木新田に温泉(赤倉温泉)を開くことを高田藩に願い出る(④98)
	5	高田藩, 高田から直江津今町に塩会所を移し, 上稲田村に11軒の塩問屋を許す(④556 ⑤485)
		◇江戸十組呉服問屋, 越後縮行商人の縮荷を差し押え, 江戸市中行商の停止を町奉行所に訴える(④470)
		◇岩船郡山辺里で銘仙織(山辺里織)はじまる(④473)
		◇十返舎一九来遊する。高田・柏崎・長岡・新潟・新発田・津川を経て会津へ出る。翌年『諸国道中金の草鞋』を出版する(④797)
1815	文化12.3~5.	蒲原郡加茂町市川正兵衛ら, 蝦夷地御用米4339石余を新潟・柏崎両港から松前・箱館に回送する(⑤450)
	5. 3	幕府, 蒲原・岩船郡騒動の関係者に処罰を言い渡す(④317)
	8. 6	佐渡奉行水野藤右衛門, 奉行所内に「素読所」を設置し, 10月1日より素読指南をはじめ(④755)
	8	長岡藩校崇徳館の職務規定(功令)が制定される(④747)
	11	石瀬代官所, 支配地が与板藩領となったため廃止される(④22・118)
	11	村上藩, 銘撰役所を設置, 銘仙織の藩専売制を実施する(④473)
	11	出雲崎で故釧雲泉の立碑追福画会が催される(④796)
	晩冬.	蒲原郡水原の小田島允武, 『越後野志』を刊行する(④824)
		◇与板藩, 蒲原郡石瀬村に新城を築くことを決め, 翌13年工事に着手する。14年与板町民の反対により中止となる(④118)
1816	文化13. 3.	高田藩, 藩営事業として一本木(赤倉)温泉の開発をはじめ(④98・150 ⑤214)
	5	栃尾町商人大坂屋為八, 長岡藩に「紬問屋願」を提出, 紬の流通独占を図る。機元らの反対で失敗(④484)
1817	文化14. 3. 6	連歌師里村玄碩, 小木に着く。3か月間滞在, 佐渡の文人63人と交遊する(④798)
	10	水原町の和算家山口坎山, この月から文政11年まで6回にわたり諸国を遊歴する。のち, その見聞を「道中日記」に著す(⑤604)
	11	幕府, 蒲原郡三湊水抜き掘削工事を許可する。翌年2月工事を開始, 文政3年1月完工(④172・371・598)

		11	会津藩, 津川船道の古法が守られていないとして, 船株の新規取決めを命じ, 下条組の肝煎を世話役に任命する(④692)
			◇三都定飛脚問屋の島屋佐右衛門, 柏崎町に新店を開く(④681 ⑤412)
			◇栃尾町絹屋儀右衛門, 長岡藩に「紬買旅人宿」の指定を願い出るが, 失敗する(④485)
1818	文政1. 2.		津川・下条船の船持仲間, 「定」を作成して無株船の阿賀野川運行を規制する(④692)
	春.		佐渡奉行所, 呉服物・縮布等を扱う他国商人の佐渡入国を禁止する。同4年に撤回する(④79)
		8	村松藩, 家中・郷中に対し儉約令を発する(⑤130)
		9	幕領頸城郡昆子村三蔵, 高田藩外で仕入れた塩肴の信州送りには, 高田田端問屋の改めは不要として幕府へ直訴する(④560)
1819	文政2. 7.		高田藩主の三国街道通行をめくり, 堀之内宿問屋と小出島組との間に助郷論争が起こる(④676)
		8.27	糸魚川藩に黒川騒動起こる(④85)
			◇蒲原郡一ノ木戸村百姓, 阿賀野川・信濃川筋に, 川筋取締役の設置と役銀徴収を幕府に献策し, 幕府役人が検分に出張する(④682)
1820	文政3. 3.28		糸魚川藩, 黒川騒動の後, 財政緊縮策を領内に触れ, 領民の負担を軽減する(④88)
		3	岩船郡ハッロ村と湯沢村, 薪の伐出しをめくり争論する(④388)
		7	村松藩, 全藩一揆発生の責任を負い退役していた堀宮内を, 再び年寄役に登用する(⑤130)
		10	三条宝塔院の住職隆全, 手習本「三条往来 全」を著す(⑤556)
			◇蒲原郡船越村割元神保泰和, 『北越略風土記』を著す(④825)
			◇藍沢南城, 刈羽郡南条村に私塾三餘堂を開く(⑤12・530)
1821	文政4. 5.14		直江津今町の魚商人, 高田城下田端町の魚役衆を打擲し, 両町対立する(④605)
			◇加茂の森田千庵, 漢蘭医藤林普山の塾に入門する(④837)
1822	文政5. 7.		新潟町の船大工仲間, 作料等の仲間規定を成文化する(④592)
	冬.		蒲原郡西笠巻村長福寺の神龍, 「北越古今詩選」初編を出版する(⑤578)
			◇頸城郡新長者原村猶左衛門ら, 関川上流の新規通船を計画する(④683)
		12	黒田玄鶴, 『石綿論』を刊行する(④846)
			◇七品運上請負人, 絹糸・紬の二品を運上に加えるよう小千谷陣屋に出願。翌年, 白布・小白布・続布を七品から除き, 代わりに絹糸を加え, 五品とするよう出願する(⑤338)
			◇高田藩, 高田小町の塩問屋以外にも塩の卸売りを許可する(⑤211・485)
1823	文政6. 2.10		佐渡奉行所, 相川羽田浜に広恵倉の建設を決める(④80)
		2	三島郡上三島組の農民, 脇野町代官布施孫三郎の在陣年季の継続に反対し, 江戸で箱訴を行う(④47・51)
		3.24	幕府, 白河藩主松平定永を伊勢桑名に移す。越後白河藩領, 桑名藩領となる(④105・⑤858)
		4.28	旗本安藤氏領の刈羽郡内で, 諸経費節減, 不正大庄屋の排除を求め, 打ちこわしが起こる。6月再び不穏となり, 村々は26か条の訴状を江戸に提出する(④56)
		9	幕府, 福島潟周辺の幕領8000石余を新発田藩に預ける(④369 ⑤117)
			◇佐渡北狄村から後尾村にいたる8か村, 焚火をして烏賊漁をする相川漁師を訴える(④276)
			◇新発田藩, 参勤交代定式通路の会津通りのほか, 少雪の信州通りを併用したい旨, 道中奉行に願い出て許可される(③698)
			◇与板藩, 万人講興行を領民に命じる(⑤114)

		◇蒲原郡南五百川村熊蔵, 村松藩領拾石鉛山を発見する(⑤386)
		◇加治川筋三日市船方仲間, 荷宿雇い船制をやめ, 積荷を船方仲間全員が均等に分配する方式を決める(⑤417)
		◇江戸の俳人青野太●来越し, 長岡の半年庵に住む(⑤635)
1824	文政7. 3.	新発田藩士丹羽思亭, 私塾積善堂を開く(⑤536)
	6	脇野町代官所の元締手代平野良助, 長岡藩米の手形偽造事件に連座し, 江戸十里四方追放の刑に処せられる(④51)
	9	佐渡奉行泉本正助・勝勘兵衛, 学問教諭所の造立を幕府に届け, 建設に着手する(④756)
	秋.	鈴木牧之, 「夜職草」を著す(⑤629)
	12	出雲崎町の敦賀屋・乙茂屋, 尼瀬町の京屋, 幕領出雲崎陣屋管内の年貢回米を請け負う(④608・712 ⑤450)
		◇木地屋弥助ら, 信州から頸城郡笹ヶ峰に入り開拓を始める(④99)
		◇直江津で今町漁民と出雲崎漁民, 漁場をめぐり争う。天保4年再び争い, 双方寺社奉行に提訴, 同13年和解する(④267)
		◇このころ, 刈羽郡大窪村鋳物師原(本間)琢斎, 蠟型鋳金をはじめる。のち弘化4年, 佐渡で大砲鋳造にあたる(⑤399)
		◇村上藩主, 銘撰役所世話係小田長四郎の功績を賞す。長四郎, 同藩家中婦女子の手内職に機織りを建言, 採用される(④473)
1825	文政8. 4.	新潟町の鍛冶職仲間, 職分を統一するため鍛冶規定書を作成する(④595)
	8. 8	佐渡奉行所の学問所・武術所・医学所建設が落成, 開講する(④756)
		◇佐渡奉行, 佐渡金銀山中尾間歩の大貫工事を始める。天保2年に完成(④443)
		◇頸城郡大潟新田組合24か村, 大潟会所を設立する(⑤297)
		◇村松藩, 見附町商人山田屋勘右衛門, 翌年に宮島屋清八を高機世話役に任命し, 高機技術の導入をはかる(⑤327)
		◇この年, 岩船港への入港品総額575両余のうち, 約7割を蝦夷地産物が占める(⑤454)
1826	文政9. 2.	新潟町の桶屋職仲間, 享保年間の規定書を改変し, 桶屋職規定書を作成する(④594)
	5.15	新発田藩主溝口直諒, 「勸学令」を出す(④745・841 ⑤512)
	6	江戸の村上藩御用達, 藩債整理を目的として惣益講仕法を計画, 村上藩領民にも加入を勧める(⑤139)
		◇佐渡奉行泉本正助, 酒造業者・搾油業者に冥加金を課し, 金銀山の費用等に充てる(⑤54)
1827	文政10. 2.	新発田藩, 江戸藩邸内で講堂を設け, 江戸在勤藩士とその子弟の教育を行う(⑤513)
	5	出雲崎・水原代官所と桑名預所, 出雲崎町の京屋と回米仕法を結ぶ(④712)
	11	新発田藩, 国元の講堂を移転改築し, 学寮を併置する(④841 ⑤513)
	12	長岡藩, 新潟町の指物屋・檜物屋の仲間規定を成文化し, 順守を命じる(④593)
		◇旗本の三根山牧野氏, 融通無尽講の興行を領民に命じる。天保4年に領主の意趣により破会となる(⑤114)
		◇この年から押渡船(押切船), 佐渡赤泊と三島郡寺泊間に就航, 小木港打撃を受ける(⑤251)
		◇三島郡片貝村観音寺と浅原神社に掲げた俳額への応募句数, 1万5000句に達する(⑤634)
1828	文政11. 1.	蒲原郡間瀬村網元・網子, 漁方定書を決める(④258)
	3.29	国学者平田篤胤の養子鍊胤, 与板藩士とともに越後旅行に出発する。5月21日江戸に帰着(⑤584)
	4	新発田藩主溝口直諒, 借財整理のため趣法替えを命じる(⑤116)
	10	佐渡奉行所の学問教諭所, 修教館と名付けられる(④756)

	11.12	三条町を中心とする信濃川下流地域に大地震発生、三条町・燕町・与板町・見附町など大被害。倒壊家屋2万1134軒、死者1559人に及ぶ(⑤17・140)
		◇佐渡奉行所、越後国水原代官所支配下の真島権兵衛ら5人から、合計3000両の上金を受ける(④444)
		◇沼垂船統、新発田藩の大坂回米5か年休年の間、御蔵米川下げの独占を願う(④690)
		◇信濃善光寺町の厚連、信州から新潟港にいたる信濃川新規通船を幕府に願い出る(⑤422)
1829	文政12. 5. 8	直江津今町に米騒動が起こり、米屋・町役人宅9軒が打ちこわされる(⑤234)
	8.1	柏崎の庄屋松村規右衛門、佐渡幕領米の大坂回送を請け負う。天保7年、規右衛門請負免除を願う(④715)
	8.15	儒者長戸得斎、頸城郡市振から越後に入り、以後、糸魚川・柏崎・新潟で交遊する(④798)
	12	頸城郡上稲田村北村金左衛門、高田の塩問屋株を入手する(⑤211)
		◇三国街道地藏堂ほか3か宿、蒲原郡から出雲崎宿へ輸送する商荷は、島崎川を通さず宿継ぎするよう役所へ訴える(④674)
		◇佐渡奉行泉本正助、網端縄を座物商品に指定、出来縄検分と称し回村して買い上げる(⑤54)
		◇村上藩、家中に対して倭約令を出発し、支給する手当米の3年間減額を決める(⑤142)
		◇宮本茂十郎、魚沼郡十日町に來住し、絹縮交織(後に透綾織とよばれる)が本格的にはじまる(⑤339)
		◇村上の彫工稲垣周左衛門(有磯周斎)、江戸の工匠玉楮象谷から堆朱の技法を習う。村上へ帰り、堆朱の製作に取り組む(⑤396)
1830	天保1. 1.	新発田藩、領内農業技術の現況把握のため「北越新発田領農業年中行事」を書き上げさせる(④829)
	1	小泉蒼軒ら、新発田藩の命により、藩内農業事情をまとめる(「山田能曾保抒」)(④333)
	3	佐渡奉行所地役人蔵田茂樹、相川の年中行事を記した「鄙の手振り」(恵美草)を著す(⑤595)
	8. 3	長岡藩、江戸藩邸の上屋敷内に、江戸詰藩士子弟のため就正館を設置する(④748)
	9. 4	長岡藩領栃尾郷炭村の農民、御用炭の負担軽減、売炭の自由化を求め、一揆(炭村一揆)を起こす(④485 ⑤34)
	9. 4	長岡藩、財政再建のため借知、徹底倭約、御用金の賦課などを重点とした5か年計画を打ち出す(⑤98)
	10. 9	長岡藩領栃尾郷炭村の農民、桑探峠・森立峠に高札を立て、充炭値段の値上げなどを掲げ、蜂起を呼びかける(⑤36)
	10.2	新発田藩、穀留を行う(⑤118)
	10.29	米価高騰のため、新潟町に大規模な打ちこわし起こる(⑤224)
	11	鳥屋野潟沿岸の神道寺・堀之内・笹口各新田の潟岸が大きく波欠けたため、組普請による改修を取り決める(⑤316)
		◇佐渡奉行、地役人の倅を登用する場合、まず学問所見習役として出精させ、学問所の推挙によって行う方針を示す(④757)
1831	天保2. 1.	新発田藩領中之島組で、大庄屋・名主が申し合わせ、「組方取扱品々改革取期箇条」を作成、組内の改革に取り組む(⑤127)
	2	三条町金物行商人、「仲間議定証文」を作る(⑤360)
	3	新発田藩士丹羽思亭、屋敷内に私塾学半楼を完成する(⑤538・567)
	3	高田藩、違作の年の幕領米津出し手続きを決め、直江津今町に申し渡し、請書を提出させる(⑤235)
	4	新発田藩、『農家心得』を版行。領内に配布し、農業技術の向上をはかる(④830 ⑤277)

		6	長岡藩領五か組の割元、郷中困窮救済のため11か条の要望書を代官所に提出する(⑤99)
		6	魚沼郡井戸上沢鉛山、吉ヶ平村源兵衛らにより発見される(⑤382)
		8	長岡藩、天保元年の炭村一揆の要求をほぼ受け入れる(⑤37)
		11	長岡藩、藩借財の元利返済を一時凍結する(⑤99)
			◇この年、文政8年にはじまる佐渡金銀山の中尾間歩水貫坑道工事が完成する(④443)
			◇山辺里織を「村上縮」と名付け、村上藩江戸吟味役所を経て、江戸呉服問屋に売却する販路を開く(④473)
			◇尼瀬町京屋七左衛門、自力で千石船の御用船を建造し、この年から幕領米の回送を一手に請け負う(④608・713 ⑤450)
			◇和算家小林百哺、京都からの遊学後、直江津今町に牙籌堂を開く(⑤13)
			◇新発田藩、預地福島潟の開発に着手する。同5年までに約452町余の新田が完成(⑤117)
			◇見附の結城生産、文政地震の被害から復興発展し、この年から文久2年にかけて町の人口2倍に増加する(⑤265)
			◇村松藩、拾石鉛山を御手山とし、五泉町辰五郎を引き続き山方世話人とする(⑤387)
			◇頸城郡姫川原村(新井市)正念寺興隆、西本願寺派最高の学階である勧学となる(⑤647)
1832	天保3. 1.		江戸飛脚問屋島屋、越後の飛脚便を三国通り蒲原郡水原まで開業することを幕府に出願する(⑤412)
		3	長岡藩郡奉行、詳細な倭約令を領内に触れる(⑤102)
		3	長岡藩、2年間延期していた四木改めを実施する(⑤102)
		5	新発田藩、徒党企ての罪により、中之島組坂井村枝郷太田の百姓弥次郎らを処罰する(⑤119)
		8	蒲原郡中村浜戸三郎、難船。11月ハワイのオアフ島に漂着、のち無事帰国(⑤460)
		11.13	長岡藩藩医ら、無宿人の解屍を行い、実証的医学への先鞭をつける(⑤612)
		11	蒲原郡福島村庄屋田中新之丞、巡村中の幕府評定所役人に信濃川大河津分水路掘割着工の許可を請願する(⑤306)
		12	江戸定飛脚問屋島屋、幕府の許可を得て、水原から三国通りと会津通りを経由江戸までの飛脚便を開業する(⑤412)
			◇三条町金物商人石田利八、「利八渡世よわたりの事」を著し、三条金物の取引先を示す(⑤360)
1833	天保4. 7.		出雲崎漁民と今町・犀浜3か村との漁場争い起こる。天保13年3月和解する(④268)
		7	佐渡国仲平野低湿地、大水害を受ける。破免検見を願い出る村が続出する(⑤23)
		7	新発田藩、穀留令を出す(⑤120)
		8	佐渡奉行鈴木正恒、老中に佐渡の飢饉の状況を報告、検見入りおよび年貢を減免しないと伝える(⑤23)
		9	高田藩、穀留令を出す(⑤96)
		9	見附の画家渋谷三貫、三条の神子島楼で書画詩歌の会を開催する(⑤638)
		10	三島郡片貝村佐藤佐平次、貧民救済のため魚沼郡秋山郷などに粃・稗を施す(⑤21)
		11.14	新発田藩領蒲原郡小須戸町で、小前層が穀屋庄右衛門宅を打ちこわす(⑤120)
		11.19	佐渡奉行若林市左衛門、修教館で地役人の子弟18人に素読試を行う(⑤524)
		11	秋田藩、勘定吟味役大腰忍治らを、新潟に買米のため派遣する(⑤443)

		11	高田藩, 高田と奥州釜子陣屋で貯えた3750石の囲米を飢人手当として施す(⑤96)
	12. 1		岩船郡瀬波の酒屋源蔵船・寺泊米屋船, 飢饉の折, 米100俵を津軽深浦に運ぶ。船頭と水主, 南部藩から, 生涯水主役免除される(⑤442)
		12.14	魚沼郡並柳村関矢孫左衛門, 窮民に対する施粥をはじめる(⑤22)
			◇鈴木文台, 蒲原郡粟生津村に私塾長善館を開く(⑤12・532)
			◇この年から同8年にかけて, 越後・佐渡とも飢饉(天保の飢饉)により大きな被害を受ける(⑤18)
			◇この年, 川浦・脇野町代官所, 頸城郡村々惣代に作徳米等を貯え, 夫食不足の村々の救済にあたるよう命じる(⑤21)
			◇このころ, 岩船町から●荷1500~1600駄を米沢藩領へ送る(⑤499)
			◇館柳湾, 「荒年充糧志」を出版する(⑤585)
1834	天保5. 2. 9		新潟の高橋船・大西船, 酒・大根・味噌などを秋田土崎港へ運ぶ。秋田藩, 飢饉中のため, 沖の口役銭を免除する(⑤443)
		2	佐渡奉行所, 米穀買入れと価格調査のため相川町掛屋山田茂平次・野口五吉を越後へ派遣する(⑤25・443)
	2~3.		栃尾町役人, 名子(借地・借家人)の取締りを行う(⑤261)
	3. 2		寺泊町本間弥平太, 越後米1500俵を秋田藩の依頼で船積み出帆させたため, 米騒動が起こる(⑤245・443)
		4	長岡藩領栃尾郷の飢人, 4563人にのぼる(⑤104)
		4	村松藩で代官方の不正事件起こる(⑤131)
		7	幕府, 米価高騰の原因は穀留政策にあるとして, 自由な米穀流通の奨励を触れる(⑤19・131)
		7	魚沼郡谷内村内山三右衛門, 魚沼12か村に米・粃などを施す(⑤21)
		9	村松藩, ●田地見, 不作田地見, 年貢米納入などに関する触書を出す(⑤131)
	11. 3		新発田藩預所下興野新田で, 小前層が年貢米の津出しに反対し, 騒動を起こす(⑤121)
	11. 5		新発田藩, 沼垂町・中之島組今町の不穏状況に対し, 警戒のため藩役人を派遣する(⑤121)
		11	頸城郡今村新田など3か村, 幕領から糸魚川藩領に編入されたため, 出費がかさんだとして, 冥加米代金免除を願い出る(⑤777)
		12	長岡藩, 天保元年以来の財政改革が成果をあげたとして, 家中に扶持米・役米の返済をはじめる(⑤103)
		12	新発田藩, 預地福島潟新田の検地を行うことを決め, 翌年実施する(④369 ⑤118)
1835	天保6. 2.		村松藩, 後年の凶作に備える名目で, 済生講仕法を打ち出し, 翌年開始する(⑤133)
		3	幕府, 会津藩に井戸上沢鉛山の稼行を許し, 十分の一運上山とする(⑤383)
		6	頸城郡大潟新田新堀川再掘割工事, 完成する(⑤297)
	11. 7		蒲原郡矢川流域74か村, 矢川を小見郷屋から内野へ掘り割りし, 新川へ通す工事の実施を決める。他村の反対により中止となる(⑤300)
		11	薩摩の船, 蒲原郡村松浜で難破したことから唐物抜荷事件が起こり, 新潟町回船問屋若狭屋市兵衛らが遠島などの処罰を受ける(⑤67)
1836	天保7. 2.		幕府, 福島潟新田の開発成就をたたえ, 新発田藩主および家臣堀主計らに時服・銀子を与える(⑤118)
		3	高田小町の塩問屋, 信州柏原・古間両宿の塩商人に「庭取」で塩荷物を出すことを申し入れる(⑤486)
		3	「北越雪之鏡」(越後国文人かがみ)刊行される(⑤575)

	6	頸城郡村々、飢饉を理由に郡内米穀の他国売出し禁止を願い出る(⑤281～282)
	7	岩船郡寝谷村の富樫兵右衛門船、津軽深浦の円覚寺に船絵馬を奉納する(⑤441)
	7	仙台藩、出雲崎敦賀屋権之助と約定を結び、石巻・寒沢港へ越後米の回送をはかる(⑤444)
	8.29	新発田藩、穀留令を発し、雑穀の領外への売出しも禁じる(⑤121)
	8	新発田藩、米価の高騰に対して、新発田町・沼垂町の小前に安値で米を販売する(⑤120)
	8	村上藩、穀留を実施する(⑤142)
	9	南部藩、領内凶作のため、藩士斗賀沢権右衛門を新潟出役とし、御米手配・支配人ら14人を新潟に派遣、買米にあたる(⑤442)
	10	米価高騰のため、佐渡夷町・稲鯨村・小田村などの民衆、相川弾誓寺で寄合をもつ(⑤33)
		◇長岡藩校崇徳館の都講、徂徠学の秋山景山から朱子学の高野松陰に替わる(⑤509)
		◇蒲原郡田上村の地主原田巻家の所持高610石となる。万延元年には2641石に増大する(⑤186)
		◇蒲原郡加治川筋三日市・早道場船方仲間、積荷運賃など細則を定め、双方の積荷分担を決める(⑤417)
		◇この年から江戸町方御用達仙波太郎兵衛、新潟十七軒町に止宿し、蒲原米の買付けを行う(⑤442)
1837	天保8. 1.	村上藩、領内の富豪に新穀ができるまで備米を命じる(⑤142)
	2. 4	長岡藩領栃尾郷で、米屋・質屋などの打ちこわしを呼びかける張り紙が出る(⑤104)
	2. 4	大塩平八郎の乱
	2.16	新発田藩、勸農方に三宅覚之丞・遠藤勇三郎を任命し、その下に村々の勸農係を置いて農民を教導する(⑤122)
	3.22～23	魚沼郡田沢村など12か村約2000人の百姓、中深見・秋成村などの地主宅を打ちこわす(⑤22)
	4. 5	新発田藩領中之島組今町で、小前層が穀商のしとみ戸を打ちこわす。新発田藩の足軽、出動する(⑤121)
	4. 6	村上藩領三条町鶴屋源助長屋の小前層、他領への米の川下げに抗議し、裏の明き店に放火する(⑤142)
	4. 7	新発田藩、長岡藩領新潟港の不穏な動きが沼垂町へ波及することを恐れ、警戒のため役人を派遣する(⑤122)
	4. 9	村上藩領地蔵堂町で、出雲崎商人による米の買占めに抗議して、小前層が騒動を起こす(⑤143)
	4.21	村上藩領地蔵堂町・燕町で、小前層による不穏な動きあり、三条役所から足軽数人が駆け付け、警戒に当たる(⑤143)
	4.27	新発田藩、新潟町奉行所の依頼を受けて、新潟付近の不穏状況取締りのため役人を派遣する(⑤122)
	4	村松藩、穀留を実施し、余分な米を安値で買い上げる(⑤134)
	4	南部藩士斗賀沢権右衛門、三根山・沢海・新発田・村上の蔵米合わせて1910俵を加州船5艘で、新潟から野辺地へ回送する(⑤442)
	5. 1	夜九ツ半時、三条町の商人宅からの不審火で家数250軒余を焼失する(⑤143)
	5. 6	新発田藩領亀田町で、小前層が米の安売り・手当米の支給を要求し騒動を起こす(⑤122)
	6. 1	国学者生田万、門人らを率いて桑名藩の柏崎陣屋を襲撃する(⑤9・19・37・585)
	9	糸魚川藩、糸魚川町年寄に翌年2月までに計2000両の御頼金を命じる(⑤210)
		◇この年から、水原村市島徳次郎、飢饉対策として窮民に賃銭を与えて土盛りし、別邸(継志園)を建てる(⑤22)

		◇村松藩, 農・町民からなる「御目付方御手先」(密偵)を設け, 領内の治安維持をはかる(⑤134)
		◇幕府, 全国の酒造人と酒造米石高を調査する。越後の酒造人は819軒, 休株41軒の計860軒, 酒造米石高の合計は5万9143石8斗3升2合3勺に達する(⑤346)
		◇蒲原郡西笠巻村長福寺の神龍, 救荒食物を解説した「救荒孫之杖」を出版する(⑤578)
		◇鈴木牧之, 『北越雪譜』初編3冊を江戸の文溪堂丁字屋から刊行する。天保12年から13年にかけて二編4冊を刊行する(⑤623)
1838	天保9. 2.	高田藩, 奉行所門前に目安箱を設置する(⑤96)
	4	越後●商人惣代沼垂町利兵衛, 米沢城下の●3問屋に対し, 火災の際の弁償について依頼する(⑤499)
	④.	佐渡一国の農民, 年貢・諸役の軽減, 専売制度, 鑑札制度の廃止等を要求して蜂起, 8月にかけ各所で穀屋・富商を打ちこわす(⑤9・50)
	5.25	佐渡滝平・大石両村の農民ら, 小木町の回船問屋など13軒を打ちこわす(⑤58・250)
	6	蒲原郡坂井新田名主小泉善之助, 新発田藩から隠密として佐渡に派遣され, 佐渡天保一揆の闇書「佐州騒動志」を著す(⑤53)
	6	長岡船道の米穀運送と上前の特権をめぐり, 長岡船道と蔵王領船持の紛争が起こる。同年12年6月, 評定所で判決下りる(⑤419)
	7	魚沼郡片貝村佐藤佐平治家, 蝦夷松前の出酒について尼瀬の浜屋甚六と約定する(⑤352)
	7	知久六左衛門(麴溪), 村上藩校(安政年間に克従館と命名)の師範を命じられ, 学制を一新する(⑤517)
	8. 1	幕府, 高田藩に佐渡の一揆鎮圧を指示する(⑤60)
	8. 6	佐渡丸山村の農民, 米商を打ちこわす(⑤58)
	8.12	佐渡徳和村の農民, 徳和村の富農・問屋などを打ちこわす(⑤59)
	8.28	高田藩と佐渡奉行篠山十兵衛, 佐渡天保一揆鎮圧のため, 出雲崎から渡海する。ついで9月1日, 幕府軍渡海する(⑤60)
	8	会津南山御蔵入領の領民ら, 八十里越の牛馬道開削を田島代官所に願い出る(⑤408)
	8	信州善光寺町の厚連ら, 千曲川難所の岩石を掘り割り, 普請を行い, 通船路を開く(⑤423)
	9. 2	高田藩と幕府軍, 佐渡天保一揆鎮圧のため, 相川・新町・小木・四日町に駐屯する(⑤60)
1839	天保10.春.	魚沼郡大栃山村七左衛門ら, 外桧鉛山を発見する(⑤383)
	5	新発田藩, 堀主計を勝手方主役に任じ, 財政難克服のための趣法替えに取り組ませる(⑤124)
	12	新発田藩, 家中に翌年から5か年間の格別の倭約を命じる(⑤124)
		◇このころ, 頸城地方の代表的民窯五智焼はじまる(⑤392)
		◇佐渡奉行所, 広恵倉の商品売買業務を停止する。同13年, 羽田浜の広恵倉の御蔵1棟を奉行所構内に移し, 書物収納庫とする(⑤764)
1840	天保11. 1.	長岡藩主牧野忠雅, 京都所司代となり, 侍従に任じられる(⑤105)
	3	新発田麴屋町藤兵衛, 新発田藩から魚油製造の許可を得て, 松ヶ崎浜で製造開始する(⑤125・219)
	5	新発田町細山甚助, 新発田藩から陶器製造の許可を受け, 古寺山に窯を築き製造を開始する(⑤125)
	5	新発田藩, 在町の物価動向を監視する御糺方を設置する(⑤124)
	6	佐渡天保一揆の判決下る。頭取善兵衛は獄門, 羽茂郡惣代宮岡豊後が死罪となり, その他多数が処罰を受ける(⑤61)
	10	北国街道高田藩領宿々問屋, 冬季間の人足賃銭増額を藩奉行所に嘆願する(⑤706)
	11. 1	幕府, 川越・庄内・長岡の3藩に三方領知替えを命じる(⑤3・64・105)

	11.1	長岡藩、領民が幕府に対し、三方領知替え反対の訴願を行うことを禁じる(⑤65・105)
	11	新潟港で再び唐物抜荷事件が起こる。回船問屋小川屋金右衛門ら関係者が同14年に処罰される(⑤67)
	11	村松藩、村松町に対して奢侈を戒め、米穀商の米価操作を禁じる(⑤134)
	12	佐渡奉行所地役人原田久通、奉行川路聖謨の命により『佐渡四民風俗』「追加」を執筆する(④821)
1841	天保12.①.29	長岡藩、三方領知替えに伴う出費に充てるため、領内に寸志上金の抛出を命じる(⑤65)
	2	会津藩預所魚沼郡7か組、長岡藩編入の風聞を聞き、私領渡し反対の嘆願を行う(⑤66)
	3	佐渡奉行久須美祐明、佐渡支配改革の意見書を老中水野忠邦に提出する。同5月、佐渡での改革はじまる(⑤62・82)
	5	幕府の天保改革はじまる
	5	見附町・新町の機屋一同、山田屋勘右衛門・宮島屋清八の二人を「不正の世話」をしたとして藩に訴える(⑤327)
	5	村松藩、勘定方の不正事件発覚により、藩の役方人事を大幅に改める(⑤134)
	5	松本藩郡奉行、信州大町の塩商人らを伴い糸魚川を訪ね、塩の自由販売を要求。糸魚川藩、地塩の相対直仕入れを認める(⑤491)
	6	村上藩、倭約令を出す(⑤143)
	6	幕府、信州丹波島から新潟港に至る信濃川通船開業を許可する。善光寺町厚連、8月11日から20石積船10艘を運行させる(⑤423)
	7.12	幕府、三方領知替え令を撤回する。長岡藩、この報を同16日に領内に通知する(⑤3・66)
	8	新発田藩、幕府の触書に準じ、質素・倭約の徹底をはかる(⑤126)
	9	長岡藩、農民の結城機稼ぎを禁じる(⑤106)
	9	村松藩、見附町の機屋山田屋勘右衛門・宮島屋清八両人を世話方に任命、同年10月より村松藩家中婦女子を織子に募集し、議定書を結ぶ(⑤325)
	12. 5	村松藩、「郷中高機禁止令」および「機改仕法」を発し、結城織の統制を開始する(⑤328)
		◇阿賀野川筋の津川・下条船持仲間、公荷(会津藩)輸送を拒む小船の自由運行を禁止する(⑤416)
		◇三根山牧野家、この年から水原の角市市島家と新発田の白勢家から資金を借用する(⑤813)
1842	天保13. 1.	幕府、佐渡の郷村支配組織を改正し、6か村ずつの組合を編成、組合ごとに倭約・風俗匡正・備荒貯蓄などについて惣百姓の請書を提出させる(⑤83)
	1	与板藩領村役人ら、在方の者が結城機稼ぎをしないよう申し合わせる(⑤115)
	2.15	新発田藩校講堂長屋から出火し、講堂・学寮・槍稽古所・医学館前長屋などを焼失する(⑤516)
	2	佐渡奉行所、村入用負担の公正を期すため、村入用帳2冊をつくらせ、役所と名主所に各々置かせる(⑤87)
	2	長岡藩、再び結城機(高機)禁令を出す(⑤106)
	3.27	桑名藩、大河津分水路掘割着工の願書を幕府へ提出する。幕府、調査の結果、桑名藩に許可を与えず(⑤310)
	3	新発田藩、中之島組・大面組大庄屋あてに農民の結城機稼ぎの禁止を達する(⑤126)
	4	長岡藩、4月から5月にかけて日常生活全般に対する厳しい統制令を出す(⑤107)
	春.	倉石●窩、高田に私塾文武済美堂を開く(⑤12・528)
	5	米沢街道が混雑して青苧荷物滞留のため、小千谷から惣代丸山三右衛門が山内宿へ改善を要請する(⑤501)

		6	村上藩、物価引下げ令を出す(⑤144)
		6	長岡の惣町代、町会所に在方商業による長岡町商業の衰退を陳情する(⑤212)
		6	佐渡奉行所、日用品をはじめ諸職人手間賃、人足賃、借地代・店賃から豆腐1丁に至るまで、価格の引下げを命じる(⑥88)
		7	長岡藩、千手町村に対し、5か年の期限付きで、新たに湯屋・荒物・醤油・けんどん・綿打・線香・雑菓子類などの商売を認める(⑤109)
		7	与板藩、風俗改革に着手する(⑤115)
		8	佐渡奉行所、物価引下げのため、番所付き問屋の荷揚げ商品購入独占権を廃止する(⑤250)
		8	佐渡奉行所、囲米高の増加と囲米全ての収納を命じ、御囲蔵を島内3か所に新設する(⑤89)
		9	佐渡奉行所、四十物師などの株仲間・請座商人仲間等を解散させる(⑤87)
		10	新発田藩、請色値段下達書を新発田町・在方に公布、物価引下げをはかる(⑤126)
		12	幕府、蒲原郡下条村市島次郎吉らに、越後御城米の7か年季江戸・大坂回米を命じる(④714)
			◇柴田市次郎、仙台の機業家から仙台平の技術の伝習を受け、郷里の新津に伝える(④472)
			◇幕府、豊後国金山師善九郎に蓮華銀山の試掘を許可する(④448)
			◇村上藩、滝波重兵衛を製茶売りひろめ方に任用する(④488)
			◇佐渡奉行所、相川水金町・小木町の公娼の人数を制限する(⑤85)
			◇村松藩、出羽国道川村の陶工道川(阿部)忠治を瀬戸方副棟梁として招き、藩窯を開始する(⑤391)
			◇村松藩、前年の郷中高機禁止令を改め、在方から条件つきで織子稼ぎを認める(⑤329)
			◇水原代官小笠原信助赴任し、水原陣屋を中心として学問の振興をはかる(⑤525)
			◇三島郡片貝村の農民ら、無住となった学館(朝陽館)の舎屋を再建し、学館の復興を行う。学館名を耕読堂と改める(⑤542)
			◇この年から、浄土真宗の篤信者(妙好人)の逸話を集成した『妙好人伝』が刊行される。安政5年に完結(⑤652)
1843	天保14. 1.		高田藩、各組大肝煎に異国船渡来の際の防御方法および公用人馬の差出し方法を決めさせる(⑤97)
		4	長岡藩、領民に3万両の才覚金上納を命じる(⑤111)
		6.11	幕府、長岡藩に新潟町の上知を命じ、同月17日勘定吟味役川村修就を初代新潟奉行に任命する(⑤66・69・111)
		8	八十里越新道の普請開始される。村松藩領地内の普請、翌9月に完了する(⑤409)
	秋.		長岡藩主牧野忠雅、京都清水の陶工2代清水六兵衛を招き、長岡郊外悠久山内に藩窯を創設する(⑤391)
	⑨.		国学者鈴木重胤、越後に入り、新発田藩新津組大庄屋桂菅正宅に6日間滞在する。弘化元年にも越後各地に滞在する(⑤586)
		10	高田藩、領分海岸通りに22か所の大筒台場を設ける(⑤97)
		11.21	新潟奉行川村修就、仲金徴収事務を改革する。これにより仲金収納高急増する(⑤70)
		12.17	川村修就、奉行所内で役人に稽古を行わせる。以降、大筒の稽古なども実施する(⑤77)
		12	川村修就、物価統制令を新潟町へ触れる。以後、たびたび同趣旨の触を出す(⑤74)
		12	村上藩、藩主内藤信親の寺社奉行就任を機に、領内へ高割御用金、および富裕者を対象とする人別御用金を課す(⑤146)

		12	幕府、魚沼・刈羽・頸城3郡「役内」農民に課していた七品運上と運上請負制度を廃止する(⑤340)
			◇幕府、佐渡奉行の二人制を廃し、一人制とする(⑤85)
			◇村松藩、領内新田師100人を使役し、蛭野・新屋・安出3村保有の畑地を田に開発する(蛭野大原の開墾)(⑤138)
	(天保年間)		このころ、柏崎町医師ら、町内に医学館を開設、毎月8日の月並輪会や医学研修を行う(⑤617)
	(")		佐渡羽茂本郷村氏江市郎兵衛、羽茂稻扱の生産をはじめる(⑤370)
1844	弘化1. 1.		長岡藩、幕命を受け蒲原郡五十嵐浜村・四ッ郷屋村の警固人数を増員する(⑤112)
		2	佐渡奉行所、島内の主要在町に諸色値段引下方掛りを置き、物価の引下げ状況を監視させる(⑤89)
		3	川村修就、異国船への対処の心得を発する。嘉永1年、この心得を改正(⑤78)
		4	佐渡奉行所、不足する金穿り大工補充のため、大工の労働を軽減、市郷に大工募集を触れる(⑤761)
		10	長岡藩、この月以降長岡城外で軍事訓練を実施する(⑤112)
		11	江戸谷中大川良平、清水新道開削願いを幕府に提出。ついで嘉永4年12月、白川家神職寛水翁、開削計画を幕府に提出する(⑤409)
		11	川村修就、新潟奉行所内の武術稽古所を建て直し、学問所(後に観光館と称する)とする(⑤523)
		12	幕府、長岡藩領寄居・白山外新田・流作場新田を上知し、横岡新田・松野尾村のうちから代知を与える(⑤112)
1845	弘化2. 1.		川村修就、風俗取締りのため、新潟町役人に命じ、泊茶屋・船宿に営業心得を徹底させる(⑤73)
		1	幕府、七品運上制を復活する。この後、役銀の納入方法をめぐり紛糾し、3月、請負人入札制から7組郷元らによる役銀徴収方法に変わる(④461 ⑤341)
		3	村松藩、領民に桐木の植栽を命じ、翌年、各組に桐木御用掛をおく(⑤137・278)
		6	老中牧野忠雅(長岡藩主)、海防掛に任じられる(⑤112)
		10	幕府、異国船の新潟来航に備え、村上藩・村松藩を新潟援兵の藩と決定する(⑤80)
		11	長岡藩、在方(千手・宮原・新町・新保)に商業を許し、代わりに町方に役銀を年20両納入するよう命じる(⑤213)
			◇上州の吉田樸齋『越後人物志』を刊行する(⑤576)
1846	弘化3. 4.		幕府、佐渡奉行二人・隔年交替制に復す(⑤86)
		5	蒲原郡小須戸町仙之助、「中機」と称する高機と大和機の間間的な機具を考案する(⑤324)
		7	新潟町の回船問屋若狭屋市兵衛ら、米沢藩の御用鉄(長割鉄1万2000貫など)買付けにあたる(⑤428・430)
		7	魚沼郡小千谷の和算家佐藤雪山、「算法円理三台」を著す(④846 605)
		8	佐渡奉行所、沢根の鶴子銀山の床屋跡に鑄立小屋を建て、大砲を鑄造する(⑤770)
		9	佐渡奉行所、広間役石井三郎右衛門建議の「御仕入稼法」を採用、廃坑の再開発を試みる(④445⑤761)
		10	善光寺町厚連・川田村(長野市)又右衛門、幕府から信濃川通船の5か年季の通船を許され、以後も年季更新を続ける(⑤424)
		11	村松藩、領内豪農に財政難・海防強化などを理由として御用金上納を命じる(⑤136)
		12	佐渡姫津村の沖漁船持ら、沖漁の隆盛に伴い、新規漁船を規制する取決めを交わす(④273)
1847	弘化4. 2.		新潟奉行川村修就、新潟の鑄筒師に命じ、大筒の鑄造を行う(⑤81)

		9	新発田藩, 全領に年貢高1石につき永300文の御用金上納を命じる(⑤127)
			◇新潟の回船問屋若狭屋市兵衛, この年から米沢藩御用鉄の一手請負を始め、海老江へ回送する(④724)
			◇村松藩, 蒲原郡下田郷五十嵐川流域の江口村外4か村にまたがる前谷で新田開発に着手する(⑤138)
			◇高田町御用菓子屋高橋孫八, 蓮華温泉の開発と硫黄の採掘・販売を幕府へ願い出る(⑤221)
1848	嘉永1. 2.28		里見源左衛門, 川浦代官として着任。出雲崎代官篠本彦次郎, 水原代官小笠原信助と3人で幕領を支配(⑤740)
		5.12	新潟奉行川村修就, 新潟町に「非常心得方覚」を布告し, 異国船来航時の対処方法を改める(⑤79)
		5	糸魚川藩, 幕命による海岸警備のため, 役夫108人の徴発を命じる(⑤778)
		8	長岡藩領栃尾組はじめ7か組の代表ら, 老中へ新潟上知引き戻しを求め, 駕籠訴を企てる。藩, これを察知し中止させる(⑤66)
		9	魚沼郡の出雲崎代官所管内の村々, 支配陣屋の帰属をめぐり紛糾する(⑤741)
			◇このころ両津湾～小佐渡海岸(東浜)に手繰網漁はじまる(④275)
			◇上州倉賀野の飯塚久利来遊, 頸城郡から岩船郡までの旅を「越路日記」に著す(⑤594)
1849	嘉永2. 1.19		新発田藩主溝口直溥, 医学館を学寮内に移し, 藩土に学問の奨励を達する(⑤822)
		2	出雲崎代官所管内の魚沼郡35か村, 脇野町出張陣屋付きへの編入をお願い出る(⑤742)
		2	高田藩, 領内の台場22か所に大筒5挺ずつを配備する(⑤783)
		2	会津藩, 蚕種・桑種を希望する者は申し出るよう越後領内に触れ出す(⑤279)
		4	村松藩, 与板町扇屋清助に七谷・下田産出の干狗脊の専売権を認める(⑤137)
	6. 3		長岡藩, 借財23万両の解消のため, 領内に8万両の才覚金を命じる(⑤794)
		7.19	異国船, 初めて佐渡外海府願村沖合に出現。島民より水を給される(⑤5・766)
		8	水原代官所元締高尾駿助・水原村市島徳次郎ら, 3000両を村上藩に融通する(⑤741)
	12. 3		佐渡, 赤泊村田辺九郎兵衛・松沢伊八, 松前江差へ渡る(⑤483)
		12	新潟町の本挽職仲間, 本挽規定書を作成する(④593)
			◇小泉蒼軒は, 秋山景山の「越後国長岡領古志三島蒲原三郡答書」(文化14年)を補訂, 「北越月令」を著す(④829)
			◇村松藩, 前谷新開をめぐり五十嵐川下流の三条町と争い, 翌3年和解する(⑤138)
			◇新発田町島屋銀太, 立売町で薬種店を開業する(⑤222)
1850	嘉永3. 2.		村松藩主堀直央, 城主格を幕府に内願し許される。6月から城普請を行い, この年の暮れに竣工する(⑤832)
		4	村松藩, 自領産の鉛を用い, 白粉の製造を開始する(⑤137)
	8.下		米価高騰のため, 新潟奉行川村修就, 町会所において困窮者に飯米を施す(⑤75)
			◇水原代官元締高尾駿助, 陣屋の後ろに教授所(温故堂)を建て, 頼支峰を講師に招く(④842 ⑤525・742)
			◇信濃善光寺町竹内幸兵衛, 蒲原郡葛塚に耕の技術を伝える(⑤323)
			◇野州佐野天明町正田利右衛門, 旧上田銀山跡付近で鉛山稼ぎを開始する。同7年7月, 正田鉛山産出の荒鉛約2000貫を三国街道越えて佐野に運ぶ(⑤384)

		◇津川・下条船持仲間、散波船(小船の一種)の自由な積込みを許し、その船一代限りの運行を認める(⑤416)
		◇小千谷青苧問屋田中松兵衛ら、撰苧荷遅滞の改善を米沢藩領内の撰苧小宿に掛けあう(⑤501)
1851	嘉永4. 3.	村松藩、財源強化のため蒲原郡下田郷・七谷郷における諸産物売捌き仕法を実施する(⑤833)
	4.23	長岡藩、結城縞の役銀取立てと引替えに高機を許可する(⑤333)
	4	新発田藩、元の御菜園を西洋流の砲術調練場とする(⑤820)
	6.19	新発田藩、家臣の佐治孫兵衛・堀一藤次を西洋流砲術修行のため、江川太郎左衛門のもとに派遣する(⑤613・820)
	6	桑名藩、家中・領民に厳重な倭約を命じる(⑤860)
	8	村上藩、滝波重兵衛を旅出茶取締方に任用する(④490)
	9	村松藩、諸役方に3年間の格別の倭約を命じる(⑤833)
	12	村上藩主内藤信親、京都所司代から西丸老中に昇進、同6年9月に老中となる(⑤139・845・847)
		◇村松藩、再び前谷新田の開発に着手し、この年ほぼ江口村分の荒地の開発を終了する(⑤138)
1852	嘉永5. 2.	長岡藩、財政難のため、仕法立直しをはかり、水原村市島徳次郎はじめ、各地の豪農商から4万両借財する(⑤795)
	4	刈羽郡半田村で、ランビキ蒸溜法による製油が行われる(⑤7)
	5	村上藩、領内に5万両の御用金を課す(⑤845)
	9	高田町問屋庄兵衛、一本木新田製葛粉の販売独占権を得ようとし、高田町惣年寄に願書を出す(⑤215)
	11	高田藩、高田町問屋庄兵衛と一本木新田庄屋嘉藤治に対し、一本木新田の葛粉専売を許可する。翌6年9月専売制を廃止(⑤215・283)
		◇吉田樸斎、「越海漁蓬」を著す(⑤576)
1853	嘉永6. 2.	長岡藩、「御取締御触書」を出し、村々の新規酒商いを従前どおり禁止する(⑤355)
	3. 2	佐渡松ヶ崎・腰細・赤泊などの松前稼ぎ商人、小木町商人の松前向け荒物類の買占めを佐渡奉行所に訴える(⑤481)
	3.12	高田茶町田原儀左衛門、硝石の採集を高田藩に願い出る(⑤219)
	4	古志郡栃尾の書家富川大塊、三条西別院で「三条●居発会」を催す(⑤638)
	4	村松藩、嘉永4年の倭約令をさらに5か年間延長し、万延1年7月まで諸般の改革(丑年の御改革)を実施する(⑤833)
	5	村松藩、全領に人別御用金を賦課し、見返りに藩営の専売政策や新法の実施を見合わせる(⑤834)
	5	村上藩、借財返済のため財政改革に着手する(⑤845)
	6. 3	ペリー、浦賀に来航する
	6	岩船郡板貝村勇之助、前年の9月3日松前小島沖で遭難漂流し、アメリカ商船に救助され、サンフランシスコ港に到着する(⑤459)
	7	三条町金物問屋、このころから夏季の信州向け商荷継送を、高田回りから十日町経由で行うようになる(⑤363)
	8.23	長岡藩領栃尾郷の農民、新法反対・才覚金中止などを訴え、割元・庄屋・富商らを打ちこわす(④485 ⑤9・797・866)
	9. 5	幕府、海防のため上金を命じる。水原代官所管下で182人が1万4354両の上納を願い出る(⑤743)
	9	新発田藩、佐治孫兵衛を江戸にのぼらせ、江戸詰めの藩士に砲術を教授させる(⑤820)
	10	川浦代官所、管内の頸城郡・魚沼郡の77人に2000両余の上金を命じる(⑤744)
	12.16	新発田藩主溝口直溥、財政改革を試み、家中に質素倭約を命じる(⑤817)
		◇新発田藩、新発田川の流れをよくするため、川幅を2間に広げ、川床を2尺掘り下げ、床浚いをする(④582)

		◇高田藩,『明史稿』310巻80冊を刊行する(④844 ⑤564)
		◇蒲原郡五十島村惣兵衛,元禄期以来銅山経営が行われている持倉山で、鉛山を発見する(⑤388)
		◇出雲崎代官篠本彦次郎,三島郡尼瀬の善照寺境内に校舎(行餘館)を建てる。安政3年廃する(⑤526・742)
		◇蒲原郡諏訪新田大野恥堂の家塾狭くなり、塾舎を改築完成、絆己楼と命名する(⑤540)
		◇長岡藩,医学頭取田中修道の建白により、藩医学校済生館を開設す(⑤613)
		◇柏崎町御内用達,桑名藩柏崎陣屋へ御用金365両を調達する(⑤860)
1854	安政1. 3. 6	鈴木文台,長善館の学則を定め、塾生小川健蔵に与える(⑤534)
	3	幕府,神奈川で日米和親条約を調印する(⑤719)
	3	江戸呉服問屋,行商仲間が縮の江戸小売りを行ったとして町奉行に出訴,双方の紛争はじまる。同年11月縮行商仲間,呉服問屋側との間に熟談書を取り交わす(⑤335・336)
	6.26	岩船郡板貝村の漂民勇之助,アメリカから下田港に帰国する(⑤459)
	6	水原代官所,幕府に上金した白勢長兵衛・渡辺三左衛門・佐藤友右衛門を褒賞する(⑤744)
	⑦.	柏崎町修験宗不動院,本山の指示により夷狄退散を祈祷し、祈祷札の献納を代官所に申し出る(⑤653)
	8	水原代官小笠原信助の病死に伴い、水原代官所は出雲崎代官篠本彦次郎の当分預所となる。同年10月預支配をとかれる(⑤742)
	8	与板藩領郡中惣代,小前惣代のなかで公事出入りのみを渡世としている者の処罰を与板役所に願い出る(⑤806)
	12.23	朝廷,外寇に備え諸国寺院の鐘を大砲に鋳換えるべきことを命じ、幕府もこれを受けて布告する(⑤745)
	12	幕府,関八州・伊豆・三河・信濃・出羽・越後などの幕領・旗本知行地・寺社領などを硝石自製場に指定する(⑤745)
1855	安政2. 4.	村上藩,瀬波浜と岩船浜の間に大砲の試し打ちを行う(⑤843)
	5	糸魚川藩,頸城郡田伏村・横町・須沢村の3か所に台場を築き、西浜各組へ「海岸警備申渡書」を交付する(⑤779)
	6	長岡藩,安政の改革に着手。8月,郡奉行村松忠治右衛門を勘定頭とし、9月吉田村今井孫兵衛を御勝手本方御勘定所御金取扱に任じる(⑤799)
	7	与板藩,硝石を得るために、寺院の床下の土を掘り取ることを計画する(⑤808)
	8	三条上町惣代,下田船の積荷売買を上町河岸のみに限定するよう支配役所に願い出る(⑤417)
	8	三根山牧野家,駿府加番御用のため、領内に2000両の献金を命じる(⑤814)
	9	佐渡奉行所,防長出征費用として、島内から3500両を収納する。その後、追願者があり、合計4100両に達する(⑤765)
	9	高田藩領の各組大肝煎,藩命にこたえ、臨時費用のため御用船200石積2艘,100石積5艘,船蔵1棟を献上する(⑤783)
	9	直江津今町の商人ら,「佐州表御備之御用船」100石積3艘などを新造,高田藩に献納する(⑤783)
	9	新発田藩,高田・長岡両藩の海防状況調査のため、足軽目付2人を隠密に派遣する(⑤784)
	11.11	新発田藩,領内に石掛り才覚金3万両を命じる(⑤818)
	12. 5	長岡藩,勘定所の機構改革を行う(⑤800)
		◇見附町肝煎ら,過長屋入居者の地子銭の3分の1を積みたて、高機会所で積金の保管と貸付業務を行う(⑤267)
1856	安政3. 2.	江戸飛脚問屋島屋,江戸から北国街道回り水原までの飛脚開業を幕府に出願して許可される(⑤412)

		2	火消同心木村太郎兵衛、幕命により洋式銃術稽古指導のため、佐渡に到着する(⑤770)
		3	蒲原郡井栗村元大庄屋松川弁之助、配下数十人と箱館に渡り、のちに1万5000坪の耕地造成や五稜郭の築城にあたる(⑤464)
	4. 5		長岡藩、勘定頭村松忠治右衛門の下で財政改革を実施する(⑤800)
		4	三島郡山田村漁民と寺泊町漁民の地引き網漁争い起こる。翌年4月和解(④268)
		4	松川弁之助、出雲崎の鳥井権之助をカラフトに派遣し、漁場開発について調査させる(⑤8・464)
		4	与板藩、幕命により、大砲鑄造のため、領内寺院の梵鐘調査を行う(⑤808)
	5. 6		新潟奉行根岸衛奮、異国船来航時の奉行所役人の役割(物見役、応接役など)を定める(⑤747)
		6	幕府、安政地震で破損した江戸城の修復と難民救済のため、上金を命じる。水原代官所管内の36人、5845両の上金を行う(⑤744)
		6	会津藩領小荒井村岩田差内ら、新潟向け米沢芋・煙草荷の会津街道輸送を建議する(⑤502)
		9	沼垂船統、新発田藩の保護から離れる。領主米輸送も手船による川下げ自由となる(④690)
		9	新発田藩、毎年10月から翌年3月まで、道路破損を防ぐため地車の使用を禁止する(⑤406)
		10	水原町丹治門右衛門、飛脚問屋島屋の水原出店を引き請ける(⑤414)
		10	出雲崎代官所管内の蒲原郡川東36か村、脇野町陣屋管内への編入を願い出る(⑤743)
		10	糸魚川藩、陣屋役人とその子弟を対象に、海岸警備の心得を達する(⑤779)
1857	安政4. 2.		長岡藩、長岡船道・町方の繁栄をはかり、渡里町裏と草生津村を結ぶ623間の掘割りを完成する(⑤421)
		3	蒲原郡笹口浜と岩船町漁民の沖漁場争い起こる。同年9月和解する(④269)
		3	鳥井権之助の率いる長重丸はじめ12艘、あいついで箱館港から北蝦夷地へ漁業開発に向かう(⑤466)
	4. 1		長岡藩、藩士高井左藤太らを蝦夷地・カラフト視察のために派遣する(⑤463)
		4.1	幕府、日本最初の君沢型帆船を佐渡相川に回航する。のち、小木港に繋留される(⑤771)
		5	三根山牧野家、水原の市島家と江戸および三根山の両表勝手向改革規定を取り交わす。(⑤815)
		6	蒲原郡一之木戸大庄屋の倅小林森之助、カラフト漁場の産物を新潟港に直送する(⑤468)
		6	三根山牧野家、勝手向節減の改革について領内へ触れる(⑤815)
		8	村上藩と領内三条五か組の大庄屋・御用達、藩財政に関する議定書を取り交わす(⑤846)
	夏.		新発田出身の医師村松(桑田)立斎、幕命により蝦夷地の5000人余に種痘を実施する(⑤616)
		9	縮行商五か組、仲間規定帳を取り決め、江戸での直小売を復活する(⑤337)
			◇蒲原郡赤塚村、大火で村の大半を焼失。元治1年に修復費380両を菜種代金で返済する条件で借り受ける(⑤287)
			◇会津藩小千谷陣屋、小千谷町に対し、隣村片貝村から酒を買い入れ、商売することを禁止する(⑤355)
			◇安政4年から5年にかけて、カラフトにおける越冬者45人(多くは越後出身者)のうち、24人が死亡する(⑤469)

1858	安政5. 2.	松川弁之助, 順風丸ほか13隻を率い, カラフトの漁場へ出漁する(⑤470)
	3	新潟奉行根岸衛奮, 新発田藩士佐治達三郎を招き, 奉行所役人に西洋流砲術を教授させる(⑤746)
	4	蝦夷地物産の新潟入港高, この月から9月まで2万6899両余に達する。うち98パーセントを海産物が占める(⑤453)
	5	出雲崎・水原・川浦代官所の3代官, そろって交代する(⑤743)
	6.19	幕府, 日米修好通商条約調印。新潟港, 開港予定候補地の1つとなる(⑤719)
	7.27	相川町大火, 1331軒を焼失。佐渡奉行所および学問教諭所(修教館)を焼き, 役人137人が被災する(⑤525・762)
	10	出雲崎回船問屋多助, 出雲崎・尼瀬の出入荷物などにつき書き上げる。この年, 米穀10万俵のうち2万俵を松前方面へ, 8万俵を上方へ移出する(⑤427・433)
	11	与板藩領石瀬組・与板組の割元・庄屋・百姓ら, 組の運営につき議定書を作成する(⑤808)
		◇直江津今町に小前騒動が起こる(⑤236)
		◇水原代官里見源左衛門, 「漆木育成方大綱」を管内村々に回覧させ, 諸木植栽を奨励する(⑤278)
		◇西潟藤市, 蒲原郡田家村庄屋の窯を譲りうけ, 西潟窯を営む(⑤393)
		◇長岡藩, 特定の者以外の蘭書研究を禁止し, 洋学研究を制限する(⑤612)
		◇与板藩, 村々からの訴えにより石瀬組割元棚橋源太左衛門の割元役を免じる(⑤807)
1859	安政6. 4. 3	糸魚川藩, 新たに別廉信州問屋の設置と他所塩取引の解禁を行う(⑤492)
	4.22	ロシア蒸気船ジキット号(船長マイデル・乗組員100人), 新潟に来航, 信濃川の水深を測量する(⑤723・748)
	4.23	オランダ蒸気船バーリー号(船長ペルレン・乗組員112人), 新潟に来航, 港口の水深を測量し, 市中を遊歩する(⑤723・748)
	7	松川弁之助, カラフトにおける漁業活動を断念し, 箱館に帰帆する(⑤470)
	8	岩船郡片貝村, 地元沼村へ銭7貫余を納め, 入会山から薪を伐り出す権利を確保する(④388)
	9.3	イギリス軍艦アクトン号(艦長ジョンウルト・乗組員127人), 蒸気船トウフ号(船長ブロック・乗組員39人), 佐渡鷲崎沖に現れ, 10月1日浜梅津村沖に碇泊する(⑤768)
	10. 9	アクトン号・トウフ号, 佐渡から新潟に来航, 港を測量, 市中を検分する(⑤724・748)
	10.11	イギリス船アカデート号(船将ヨノツデ・乗組員139人)・ドヘ号(乗組員39人), 小木半島先端の沢崎港に来航する(⑤768)
		◇水原代官里見源左衛門, 岩船郡平林村木村善四郎・下関村渡辺三左衛門を御用漆木育役に任命する(⑤278)
		◇佐渡北方村吉蔵, 佐渡奉行所に越後から楮を買い入れ, 佐渡で植栽することを願い出る(⑤279)
		◇尼瀬町京屋七左衛門, 前年の越後幕領米の箱館回送に成功したことにより, この年からさらに7年季の箱館回米一式請負を命じられる(⑤450)
1860	万延1. 3. 3	新発田藩, 漆・椿・桐などの栽培を奨励, 富樫万吉ら4人を御用掛に任命する(⑤278・819)
	3. 3	桜田門外の変
	3.18	頸城郡中江用水水卜31か村, 幕領から鯖江藩領への支配替えに反対して駕籠訴を執行する(⑤787)
	4.11	会津藩, 蝦夷地警衛のため本国領を上知し, 代知を越後国内で得ることを幕府に願う(⑤853)

	7.24	三条町の酒造仲間16軒、「仲間取究規定」を定め、他所酒の差押えを申し合わせる(⑤355)
	10	桑名藩預所、江戸城火災の復旧費用のため上金を命じる。蒲原郡田上村田巻三郎兵衛と田巻七郎兵衛、各々1000両を上金する(⑤745)
	10	この月から、桑名藩預所蒲原・刈羽・古志郡170か村、幕領から会津藩領への支配替えの風説に接し、越訴嘆願する(⑤749)
	秋.	蒲原郡中之島組大庄屋大竹英治ら、組村の学問所(済美堂)を設立する(⑤544)
	11. 1	与板藩、窮民に1日2合の手当米を支給、三輪・大橋・山田・中川ら与板町有力町民に困米を命じる(⑤808)
	12.16	新発田藩主溝口直溥、10万石高直しを幕府に願い許される。また、朝廷に四品昇進を願い、文久1年12月に実現(⑤825)
	12.23	新発田藩、組々庄屋・沼垂町検断らの四木増殖に尽力した功を賞し、苗字・帯刀を許す(⑤819)
	12.27	高田藩預領頸城郡中江用水下31か村の越前鯖江藩領への支配替えが中止となる(⑤787)
	12	幕府、村上藩主内藤信親の幕府への奉公を賞し、領地1万石の村替えを命じる(⑤848)
		◇頸城郡百間町村地主山田家の持高1600石余に達する(⑤196)
		◇会津藩領塩川村商人佐野喜兵衛、越後から砂干鰯の購入を計画し、郡役所の許可を得る(⑤503)
		◇木村容斎(愚山の子)、高田で格致塾を開く(⑤528・564)
1861	文久1. 2.18	新発田藩、朝鮮人参・朝顔の栽培を奨励し、栽培方法を触れ出す(⑤278)
	2	新潟奉行古山善一郎、新潟古町通りの寺子屋師匠安藤平次郎を褒賞する(⑤550)
	3	出雲崎町網元仲間、今後新規の鱈漁業株を認めないことを申し合わせる(④260)
	3	水原代官所、江戸城火災の復旧費用の上金を命じ、市島徳次郎が500両、市島次郎吉が300両を上納する(⑤745)
	4.18	佐渡宿根木の高砂丸、下関の網屋に米・角田干鰯などを売却する(⑤432)
	4	幕府、会津藩に領地替えを命じ、越後岩船・蒲原・三島・魚沼郡内で5万石を与える(⑤751・853)
	5.11	頸城郡松之山郷の小前難渋人ら、米穀の他国売出しを阻止するため騒動を企図する(⑤282)
	8.26	柏崎の素封家星野藤兵衛、柏崎妙行寺で書画展観会を催す(⑤638)
	8	頸城郡鬼舞村四五右衛門、朝鮮半島に漂着する(⑤460)
	9	佐渡羽茂本郷村市郎兵衛、冥加金上納を条件に羽茂稻扱の村上藩領内での販売を同藩国産会所へ願い出る(⑤373)
	10	高田藩領および同藩預所村々、和宮下向に伴う助郷の免除を嘆願し、一致して助郷人馬を拒否する(⑤787)
		◇長岡船道、代表を出府させ、魚沼船の新潟港までの運行出願を阻止し、船継ぎ特権を守る(⑤421)
		◇松川弁之助、北蝦夷地差配人を辞任し、故郷蒲原郡井栗村に帰る(⑤471)
		◇医師大関長善、柏崎町で種痘を実施する(⑤617)
1862	文久2. 1.15	魚沼郡十日町出身の志士河本正安、坂下門外に老中安藤信正を襲撃する(⑤873)
	3.15	会津藩、越後新領支配のために蒲原郡福岡村に福岡代官所を置く。翌3年4月、魚沼郡小出島に出張仮陣屋を置く(⑤854)
	4	佐渡羽茂本郷村氏江市郎兵衛、雲州吉田屋兵四郎から稻扱200挺分の仕上穂(刃)を買う。(⑤371)
	4	佐渡奉行所、島内に末々に至るまでの俟約を達示する(⑤766)

	4	長岡藩主牧野忠恭, 分家三根山牧野家の1万1000石への高直しを幕府に願ひ出る(⑤815)
5. 9		幕府, イギリスとロンドン覚書を交換。新潟またはその代港の開港期日を慶応3年12月7日(1968年1月1日)とする(⑤727)
	5	村松藩, 藩土中村倉蔵を江戸へ派遣し, 西洋流砲術を学ばせる(⑤838)
	6	出雲崎町多助, 出雲国松江の慶助らから, 鉄鋼・木綿などを買い付ける(⑤247・425)
	7	頸城郡の蓮華銀山, 採掘者高田町孫八の死亡に伴い, 休山となる(④449 ⑤221)
	7	幕府, 新潟の小川皆五郎らに箱館産物会所の御用達を命じる(⑤472)
	8.24	長岡藩主牧野忠恭, 京都所司代に任命される。10月1日参朝。文久3年6月11日辞任する(⑤803)
	8	三島郡寺泊町出身の志士本間精一郎, 京都で暗殺される(⑤873)
⑧.		高田小町の塩問屋, 牛追いが関田峠や小沢峠の間道から塩を信州に輸送することは不法と高田藩へ訴える(⑤490)
	10.19	新発田藩, 宮北勇五郎・入江八郎左衛門らを御用掛に任じ地改めを行う(⑤819)
	11.2	幕府, 村上藩の藩地1万石村替えを旧知戻しとする(⑤848)
	11.2	幕府, 村上藩領1万石の旧知戻しに伴い, 蒲原・三島両郡の会津藩領1万石余を上知し, 代地を岩船・蒲原郡で与える(⑤751・848・855)
12. 2		幕府, 軍制改革を行い, 旗本・御家人に兵賦を課す(⑤754)
	12.18	幕府, 長岡藩領新潟近辺の9か村3000石余を上知する(⑤751)
		◇幕府, 佐渡奉行を一人制にもどす(⑤86)
		◇会津藩預地魚沼郡浦佐組において, 農業がおろそかになるとして, 機織女の就業が禁止される(⑤287)
		◇新発田藩領赤渋組大庄屋新井田徹之丞ら8人の名主が請負人となり, 笠巻川メ切工事に着手する(⑤305)
		◇佐渡新町村の司馬凌海, 「七新薬」を出版する(⑤616)
		◇黒川藩, 領内三組に対し1200両の才覚金を命じる(⑤831)
1863 文久3. 1.		三根山牧野氏, 国元の藩邸完成する(⑤816)
	2.19	高田藩, 高田に蚕会所を設置し, 領内の蚕稼ぎの心得を触れる(⑤279)
	2.28	幕府, 三根山牧野家の立藩願いを許す。1万1000石に高直し, 菊之間詰大名となる(③79・92 ⑤114・816)
	2	佐渡奉行岡松久徴, 奉行所役人から農兵下掛を任じ, 郷村から強壯な者を徴し, 農兵隊を組織する(⑤773)
	2	桑名藩柏崎陣屋, 領内取締り強化のため, 代官, 横目が火事装束で柏崎町内を巡回する(⑤861)
	3.14	佐渡奉行所, 幕府よりイギリス軍船神奈川表へ渡来との通達を受け, 厳戒体制に入るべき旨を触れる(⑤773)
	3.15	佐渡奉行岡松久徴, 相川郊外春日崎で甲冑調練, 西洋銃術を閲する(⑤773)
	3.27	長岡藩, 佐渡警備のため藩兵230人を湊町に駐屯させる。高田藩は4月5日, 220人が石田屯所に駐在(⑤5・772)
	3.28	与板藩, 三根山藩領五ヶ浜の海岸防備を命じられ, 五ヶ浜郷から人足338人を徴発する(⑤810)
	3	高田藩主榊原政敬, 將軍家茂に従って上洛。翌元治1年1月にも再度上洛する(⑤237・789)
	4.14	会津藩, 出雲崎代官所管内の新潟浜辺9か村(旧長岡藩領)を前年11月の村替えの代知として受け取る(⑤856)
	4	糸魚川藩6代藩主松平直春, 隠居し国元へ帰る。のちに旧糸魚川城跡地(亀が岡)に屋敷を構える(⑤780)
	4	村松藩, 銃隊を幕府にならい西洋流とする(⑤838)

		4	小千谷陣屋、管内の手習い師匠に対し、門弟を連れて陣屋へ出頭を命じる(⑤549)
	5. 9		幕府、与板藩に佐渡警衛を命じる(⑤810)
		5	与板藩、御長屋建設・海岸警固・佐渡警衛などの経費にあてるため、御用達らに御用金2万1000両の上納を命じる(⑤810)
		5	幕府、新発田・村松・三日市藩に蒲原郡関屋村古新田・青山新田の海岸警備を命じる(⑤831)
		5	村松藩、上川の各組村々へ農兵を取り立てることを触れる(⑤838)
		7	箱館奉行所、越後から年々米1万石を買い上げることとし、新潟の回船問屋小松屋半兵衛らとの間に契約を結ぶ(⑤452)
		7	佐渡奉行所、高田・長岡藩兵が入国中であることを理由とし、夏の盆踊りの自粛を命じる(⑤766)
		7	高田関町伝兵衛、地車10挺を作り、直江津今町から新井宿まで、試みに使用することを高田藩に出願する(⑤406)
		8	幕府、三日市藩の関屋村古新田・青山新田海岸警備の任を解き、代わりに、江戸飛鳥山近辺の警備を命じる(⑤831)
		9.13	長岡藩主牧野忠恭、老中に任命され、12月24日外国事務取扱となる(⑤803)
		10	村上藩、三条五か組の御用達惣代・郡中惣代に対し、3万6000両の調達を依頼し、断られる(⑤849)
	11. 3		新発田藩、兵学所を設置する(⑤613)
			◇会津藩、新領の蒲原郡関屋村地内に悪水抜堀割の掘削を計画。新潟町、これに反対、幕府に訴える(⑤856)
			◇長岡藩、「織機扱所」を設置、結城縞の専売制をはじめる(⑤333)
			◇魚沼郡小出島に、糸方年行事が置かれ、生糸取引の運営と取締りを行う。小出島、越後の生糸売買の中心市場となる(⑤494)
			◇新潟奉行所および川浦・出雲崎・水原代官所の幕府直轄支配地は約18万9000石、諸藩預地は約13万8000石である(⑤738)
			◇新発田藩新津組大庄屋桂馨重、『済生要略』を出版する(⑤875)
1864	元治1. 3.		『越後土産』刊行される(④825)
		3	今井孫兵衛、長岡藩への江戸月割出金2万1350両、長岡月割出金6500両を融通する(⑤801)
		4	佐渡羽茂本郷村市郎兵衛、新発田藩領内の稲扱販売の冥加として、在島中の新発田藩役人に人足の供給を申し出る(⑤373)
		6	村松藩浪人取締りの一環として、農民に高島流の鉄砲稽古をはじめさせる(⑤838)
		7	村上藩領蒲原郡小牧村など4か村と高崎藩領四ツ屋村、浪人に対する自衛策を申し合わせる(⑤852)
	8. 2		幕府、長州征討(第一次)を諸藩に命じる(⑤752・789)
		8.11	新発田藩、庄屋・名主・組頭から200人を選び、農兵隊の結成を命じる(⑤821)
		8.21	高田藩主榊原政敬、長州進発の先供を命じられる(⑤789)
		8.3	水原代官所、陣屋警衛のための農兵取立てを布告。川浦代官所、高1000石につき1人の兵賦提出を命じる(⑤754)
		8	幕府、七品運上請負人に対し、請負運上金の増額と引替えに三品品替えを許可する(⑤339・342)
		8	与板藩主井伊直安、長州征討の御先供の彦根藩井伊家の人数に加わり出陣する(⑤811)
		9.25	新発田藩、領内に3万5000両の石掛り才覚金を命じる(⑤818)
	9～10.		幕府、新発田藩に水戸天狗党の乱鎮圧のため出兵を命じる。溝口内匠ら総勢500人、江戸詰藩士200人が出動する(⑤826)
		10.22	新発田藩の農兵隊、鉄砲の稽古始めの式を行い、隊名を銃隊組と改称する(⑤822)
		10	三国街道関川宿から高田宿、公用通行が激増したため幕府に人馬賃銭の8割増を願い出る。6割増で許可される(⑤404)

		10	新発田藩, 街道での車稼ぎを許可し, 10枚の鑑札を用意する(⑤407)
		11.27	幕府, 水戸天狗党の残党を追い, 信州長窪に滞陣中の新発田藩兵に帰国を許可する(⑤827)
			◇長岡藩御用達紅屋, 蒸菓子(大手饅頭)の製造をはじめ(⑤221)
			◇高田藩, 長州進発に伴う御用金3万両を郷中・今町・高田に命じる(⑤790)
1865	慶応1. 4. 19		幕府, 長州再征の期日を布達し, 將軍進発に反対する老中牧野忠恭(長岡藩主)を罷免する(⑤791・803)
		4.3	幕府, 長州再征のため幕領の豪農商に上金を命じる(⑤752)
		4	糸魚川藤右衛門船, 青森港で津軽藩蔵米1000石の大坂回送を請け負う(⑤439)
		4	新発田藩, 四木植林の入用金を用立てた大坂商人生駒勘左衛門・新発田商人白勢太郎兵衛に土地を与える(⑤819)
		5.13	長州再征のため高田藩の本隊出発する(⑤791)
		5.13	佐渡奉行所, 長州再征に伴う上金3万7600両余を島内から調達する(⑤765)
		5.24	川浦代官所, 管内の分限者を呼び出し, 長州再征の上金を命じる(⑤753)
		5	蒲原郡茨曾根村, 戸頭村など17か村, 下道湊に設けた5か所堰について熟談内済する(⑤302)
		5	川浦代官所支配47か村・出雲崎代官所支配97か村・糸魚川藩21か村の各惣代3人, 三品品替えに反対し出府, 運上請負人の不正を訴え, 品替え免除の願書を提出する(⑤343)
		5	第二次長州征討に対し, 水原代官所管内の市島徳次郎・白勢長兵衛・佐藤友右衛門が上金する。翌年2月, 称美を受ける(⑤752)
		5	幕府, 長州再征につき村上藩に將軍上洛供奉を命じる。村上藩, 領内に急御用金1万両を課す(⑤852)
	⑤. 6		出雲崎代官大竹左馬太郎, 管内の山口三郎・中原藤蔵・玉木金十郎に献金を命じる(⑤753)
	⑤. 18		与板町で米価高騰に苦しむ小前らが, 米屋7軒を打ちこわす(⑤9・812)
		6.18	田上村岡田巻家, 桑名藩柏崎役所から長州再征の上金要請を受ける。各々1000両を上金し, のち称美を受ける(⑤753)
	7. 1		出雲崎代官所, 出雲崎・尼瀬両町に1500両の上納を命じる(⑤753)
	8. 1		直江津今町に米騒動起こり, 豪商, 大年寄の家屋が打ちこわされる(⑤9・238)
	8. 1		会津藩, 京都鎮撫の功により5万石加増される。うち2万5000石を越後で与えられる。(⑤758・857)
		8	三日市藩, 領内の116人に総額1万3000両の御用金の上納を命じる(⑤831)
		9	幕府, 越後幕領の大幅な支配替えを行う(⑤758)
		10.28	新発田藩, 出府および常・野州出兵入用等のため, 領内に3か年にわたり御用金の上納を命じる(⑤818)
		10	蒲原郡曾根組矢島村良左衛門, 巻・曾根・吉田の市に出回る木綿糸・結城糸への役銀賦課とその徴収の請負いを長岡藩に願い出る(⑤294)
		10	幕府, 会津藩領蒲原郡関屋村など新潟近辺の9か村を上知する(⑤752・856)
		12	幕府, 幕領に村高1000石につき兵賦1人を出すことを命じる。越後の各代官所, 翌年2月までに管内に達する(⑤755)
		12	与板藩, 長州再征の彦根井伊家に従い出陣し, 芸州廿日市に着陣する(⑤811)
1866	慶応2. 1.		佐渡奉行鈴木重嶺, 奉行所地役人に対し, 金銀山・年貢・国産増徴・物価引き下げ・窮民救済について意見を徴す(⑤761)

	2.13	蒲原郡北部幕領・私領村々の村役人ら、米価の動向と対応させた労賃・日雇賃を取り決め、出稼ぎを制限する(⑤864)
	5.14	寺泊の小前女房ら、米の廉売を訴え騒ぎ立てる(⑤9・245)
	5.23	柏崎の小前女房ら、幕府船の回米津出しに反対して騒ぎ、近在からも人数加わり、豪商宅を襲う(⑤9)
	6.14	高田藩兵、芸州小瀬川で戦闘し敗れる。のち7～8月にも長州兵と戦闘、9月に休戦、10月帰国する(⑤792)
	6.21	長岡藩主牧野忠恭、軍勢を率い江戸を出発。7月6日大坂に着く(⑤803～804)
	6	幕府、長州出兵が長引いたため、勘定役前原八十郎を越後へ派遣し、再度の出金を命じる(⑤753)
	6	与板藩、本家彦根藩に従い、芸州九ノ坂・小方・玖波付近で長州勢と戦い敗退する(⑤811)
	6	与板藩、長州再征費用として御用達大橋小左衛門・大橋弥兵衛に御用金5万両の上納を命じる(⑤811)
	6	魚沼郡板木村庄屋塩川徳右衛門、箱館納名主となり、桑名藩預所村々の箱館回米5700石を郡中直納により差配する(⑤450)
	8. 3	魚沼郡十日町地方の小前ら、米の新潟川下げに反対し、騒動を起こす(⑤870)
	8. 7	幕府、在坂の村上藩・長岡藩に芸州口への出兵を免除し、大坂警衛を命じる(⑤804・852)
	9.21	寺泊町民、間瀬村民とともに米廉売を要求して騒ぐ(⑤245)
	10.17	与板藩兵、長州再征の休戦とともに芸州を発し、江戸に帰着する(⑤812)
	10.25	新発田藩、幕府に領内18か宿の人馬賃銭13割増を願い出る。幕府、他街道並みの6割増の許可を与える(⑤404)
	10	このころ長岡藩、蠟座を廃止し、山里蠟実穂は自由流通の方向をとる(④516)
	11.1	蒲原郡水原町周辺32か村の小作農8～900人、小作料の再減額を求めて、地主と対立、村役人が間に入り協定を結ぶ(⑤868)
	11.11	出雲崎町の小前層、米価高騰のため騒ぎ立てる(⑤249)
	11	高田藩、藩校を建て修道館と名づける(⑤521)
	11	村松藩、正義党7人と連座する者を捕える(⑤841)
		◇村上町滝波重兵衛ら、新潟町に寄留していた横浜の高木栄助と商談。横浜港からの村上茶の輸出協約を結ぶ(一説に慶応三年)(④489⑥773)
		◇蒲原郡金子新田白勢家の土地集積高676町歩余に達する(⑤166)
		◇小千谷の広川晴軒、理学書「三元素略説」を刊行する(⑤605・614)
		◇頸城郡蓮台寺村梅溪玉端、谷根岩山88か所の霊場を完成する(⑤678～679)
1867	慶応3. 1. 5	幕府、越後の米沢藩預地を水原代官の支配所とする。同年5月6日、米沢藩主の願い出により旧に復す(⑤759)
	2.18	新発田藩、郡奉行三浦四一郎を会津藩に派遣、越後の正義党の動向を知らせる(⑤828)
	3. 3	幕府、信濃川分水計画の訴願に対して新潟港の水深を考慮して不許可の裁決を下す(⑤313)
	3.11	会津藩士、新発田に訪れ、新発田藩士と城下諏訪神社で会談、越後の正義党の動向を探る(⑤829)
	5.19	村松藩、正義党の7人を会津藩立会いのもとで処刑する(⑤842)
	5.2	出雲崎代官所、管内村々に、兵賦について正人足を免除し、高100石について3両の割合で代金納を許す(⑤757)
	6. 2	イギリス軍艦サーペント号(艦長ブロック)新潟に来航、願随寺で幕府役人と会見。7月4日にも来航(⑤728)

	6.11	アメリカ軍艦シャナドー号(公使ファルケンブルグ乗組), 新潟に来航し, 勝楽寺で新潟奉行と会見する(⑤729)
	6.28	会津藩, 越後国内での領分の拡大に伴い, 福岡代官所を酒屋に移す(⑤758・857)
	7. 3	イギリス軍艦バシリスク号で公使パークス, 通訳サトウを伴い新潟に来航, 市中を視察, 新潟奉行と会談する(⑤729)
	7. 9	フランス軍艦ラブラース号(艦長アメット)新潟へ来航, 勝楽寺で新潟奉行と会見する(⑤730)
	7.26	幕府外国奉行菊地隆吉・目付原清穆, 越佐・北陸諸港の調査のため, 江戸から新潟に到着する。以後, 新潟・松ヶ崎・沼垂・寺泊・出雲崎・小木・二見・夷・水津・松ヶ崎・赤泊・柏崎・直江津今町など越佐諸港を検分する(⑤230・240・246・252・730)
	7.29	刈羽郡宮川村彦次郎, 江差を出帆後漂流, 8月上旬イギリス船に救助され, 中国の上海に到着する(⑤460)
	9.18	会津, 越後諸藩など14藩, 新潟の料亭鳥清で会合, 領内の取締りについて約束する(⑥43)
	10. 9	イギリス公使パークス, 老中に書簡を送り, 佐渡夷港を補助港とすることを条件に新潟開港に同意する(⑥143)
	10.14	徳川慶喜, 朝廷に大政奉還上表を提出する(10月2日將軍職の辞表を提出)。朝廷, 列侯会議開催をはかり, 諸大名に上京を命じる(⑤17)
	10	桑名藩主松平定敬, 越後領内に1万2000両の御用金上納を命じる(⑤861)
	11. 9	幕府, 新潟開港を決定, 開港期日を慶応4年3月9日(1868年4月1日)とすることを内外に布告する(⑤733・737)
	11.15	三根山・椎谷藩, 朝廷の召命を辞退する(⑥19)
	11.16	村上・黒川・三日市・糸魚川藩, 朝廷の召命を辞退する(⑥19)
	11	幕府, 各国の同意を得て, 新潟開港場規則を定める(⑤735)
	12. 5	新発田藩家老窪田平兵衛, 藩主直正の代理として上京。この日皇居へ挨拶に赴く(⑥18)
	12. 9	朝廷, 王政復古を宣言する(⑥19)
	12.1	幕府, 新発田藩に沼垂町上知を命じる。戊辰戦争のため実施には至らず(⑤735)
	12.22	長岡藩主牧野忠訓, 河井継之助ら長岡藩士を率い上京。継之助, この日朝廷に建白書を提出する(⑤805⑥18)
	12.29	高田藩主榊原政敬, 朝命に応じ上京の途につく(⑥18)
	12	長岡藩, 長岡船道・肴屋等7種目の株を廃止し, 信濃川の河川交通を自由とする(⑤217・421・805)
		◇佐渡の広恵倉の貸付高, 金402両, 銭9万9659貫に達する(⑤764)
		◇長岡藩校崇徳館, 学制改革により学校と呼称し, 朱子学派の教場となり, 武道教育も併せ行う(⑤510・613)
		◇魚沼郡小出島の松原櫟園, 川中島の合戦をえがいた「甲越春秋」4巻を刊行する(⑤579)
		◇亀田郷栗ノ木川下流が決壊, 悪水吐きのため長さ190間の新栗ノ木川を開削, 焼島潟へ排水する(⑤315)
		◇蒲原郡水原(明治10年天王新田に移転)の市島家の土地集積高, 1100町歩余に達する(⑤166)
		◇蒲原郡蓮潟興野の二宮家の土地集積高, 290町歩余に達する(⑤166)
		◇蒲原郡田上の田巻家の土地集積高, 395町歩余に達する(⑤166)
		◇蒲原郡安田の斎藤家の土地集積高, 170町歩余となる(⑤188)
		◇蒲原郡横越の伊藤家の土地集積高, 100町歩を超える(⑤190)